

第三節 殖産興業

明治初期における東庄地域の産業については、まとまった史料が乏しい。しかし、断片的ながら残された史料を集計してみると、当時の産業の傾向を知ることができる。

第33表と第7図は、各村から副区长あてに提出された明治七年の産物取調書（この数字は、多田庄兵衛家文書を使った、井上準之助「明治七年物産取調書―須賀山村外二十ヶ村について」『東庄町史研究』三号による）を表にしたものである。これによるといづれの村を見ても、ほぼ同じような傾向が現われている。むろん純農村地帯であるこの地域は、その総生産額のうち、農産物が七〇％という圧倒的な比率を占める。その農産物とは米穀類がほとんどである。その他農産物以外のものでも農業に関係したものであつて、工業製品は非常に少なく、それも木工品、瓦、そして農具を中心にした鉄製品が見られ、それも多くは地元のを充すにすぎないものであつたと思われる。特に第33表を見て目だつのは、醸造類と機織類の産高が米穀類に次いで多いことである。これは、自給自足をたてまゑとしていた当時の一面を物語るもので、それらは多く自家用の生産でもあつたと思われる。醸造物でも醬油と清酒の場合は各村の全部を調べたのではなく、專業の場合のみをとりあげていたことも考えられる。自家用は算入しない場合もあつたのである。機織物は主に縞木綿で、わずかに白木綿、縫糸の生産が見られ、絹織物や養蚕による産物はこの表では皆無である。織物については、自家用生産から職業としての分化が進みつつあつたと思われる。その他菓製品、漁獲物が見られ、当時の産業の姿を示している。

第33表 産物取調書(一)内は推定
(羽計村)

産物名	産高	産額
米穀類		
現米上	二〇〇石	一、三三〇・〇〇
中	二八六〇	二、五四〇・〇〇
大麥中	七〇〇	三三二・〇〇
小麥中	七〇〇	(一四・五〇〇)
大豆中	二〇〇	九〇・〇〇
大豆下	三〇〇	一二〇・〇〇
小豆中	三・五〇	一五・〇七五
粟中	三・五〇	六三・〇〇
稗中	四〇〇	六〇・〇〇
園蔬類		
蘿蔔	一〇、〇〇〇	六〇・〇〇
蘿蔔	三、〇〇〇	三・〇〇〇
午房	三、〇〇〇	三・四五〇
茄子	四〇、〇〇〇	一六〇・〇〇
琉球芋	五〇〇俵	八三・三三〇
種子并菓実類		
菜子	二五石	一〇六・二五〇
禽獸類		
鶏	二〇〇羽	一〇・〇〇〇

鶏卵	四、〇〇〇	一六・〇〇〇
虫魚用具類		
鰯	五〇貫	七・五〇〇
醸造物類		
味噌	一三〇樽	三九〇・〇〇
清酒中	八九・六石	六四〇・〇〇
酒粕	六〇〇貫	四〇・〇〇
焼酎	六石	六〇・〇〇
焼酎下粕	五五〇貫	二〇・〇〇
醬油中	五七石	三四二・〇〇
醬油粗	九〇〇貫	二二・五〇〇
油類		
菜種油	六石七斗	一三四・〇〇
飲料及食物類		
大根沢庵漬	七〇樽	五二・五〇〇
刻煙草	九〇五斤	(九〇・五五〇)
諸機及鉄具類		
釘	三貫	(三・〇〇〇)
杉下駄	八〇〇足	一七・六〇〇
氈席類		
氈	五〇〇枚	一七・五〇〇
縫織物類		
綿木綿	七五〇反	七五〇・〇〇
網繩類		
葎繩	二、〇〇〇房	一〇・〇〇〇

第三節 殖産興業

產物名	產高	產額
米穀類		
現米中	一六三石	一、〇五九・五〇〇
大麥中	二〇〇〃	(一、二七〇・〇〇〇)
小麥中	四〇〃	(一八四・〇〇〇)
粟中	一二五石	三一・二五〇
稗中	一八石	三二・四〇〇
大豆中	一四・四石	二一・六〇〇
中豆中	八・七石	一三五・〇〇〇
		四二・一七〇

(新宿村)

產物名	產高	產額
草履	三〇〇〇足	一五・〇〇〇
草鞋	二〇〇〇足	一四・〇〇〇
肥料類		
人糞	一、八二五荷	(二〇九・〇〇〇)
厩肥	一、〇〇〇馱	(一〇八・〇〇〇)
炊灰	八〇〇俵	九〇・〇〇〇
雞屎	三〇〇俵	一・二〇〇
油粕	一五〇枚	五〇・〇〇〇
竹木類		
松真木	一五、〇〇〇本	二五・〇〇〇
松葉	二五〇馱	一五・〇〇〇
中落竹	五〇〇	(五・〇〇〇)

園蔬類	產高	產額
蘿蔔	六〇〇本	一〇・〇〇〇
胡蘿蔔	五〇〇本	五・〇〇〇
午房	五〇〇本	五・〇〇〇
茄	三〇〇〇	七・五〇〇
琉球芋	一、二〇〇俵	一七一・四〇〇
禽獸類		
雞	二〇〇羽	一〇・〇〇〇
雞卵	三、〇〇〇	一二・〇〇〇
虫魚甲貝類		
鰻	一五〇貫	七五・〇〇〇
鰻尾	二、五〇〇尾	一〇・〇〇〇
鱸	四〇貫	五・〇〇〇
鰓	二八〇石	三〇・〇〇〇
種子并菓實類		
菜子	二〇石	八六・〇〇〇
梅	二石	四・〇〇〇
柿	五俵	一・五〇〇
釀造物類		
醬油	五〇石	三〇・〇〇〇
味噌	一二〇樽	三六・〇〇〇
飲料并食物類		
大根	六〇樽	四五・〇〇〇
刻煙草	六〇〇斤	六〇・〇〇〇

米穀類	產物名	產高	產額
現米中	三九・八石	二四三・七七三	円
繅織物類	繅	二四〇束	三・〇〇〇
草履類	草履	六〇〇本	六・〇〇〇
草鞋類	草鞋	三〇〇駄	一五・〇〇〇
藁繩類	藁繩	一、二〇〇本	二〇・〇〇〇
藁類	藁	三〇〇駄	一五・〇〇〇
藁類	藁	三〇〇駄	一五・〇〇〇
網繩類	網繩	一、二〇〇本	二〇・〇〇〇
藁類	藁	三〇〇駄	一五・〇〇〇
藁類	藁	三〇〇駄	一五・〇〇〇
肥料類	人糞	一、二八二荷	七六・九二〇
肥料類	厩肥	三六〇駄	二一・六〇〇
肥料類	炊灰	三〇〇俵	九・〇〇〇
肥料類	鷄屎	六俵	(一・二〇〇)
肥料類	醬油	七五貫	二・〇〇〇
竹木類	竹	二、二〇〇本	二〇・〇〇〇
竹木類	松	一、二〇〇本	一〇・〇〇〇
竹木類	松	一、二〇〇本	一〇・〇〇〇
竹木類	松	一、二〇〇本	一〇・〇〇〇
竹木類	松	一、二〇〇本	一〇・〇〇〇

園蔬類	蘿蔔	二、五〇〇本	一七〇・二石	一、〇二二・四〇〇
園蔬類	蘿蔔	一、五〇〇本	三五・〇〇〇	一四五・八二七
園蔬類	胡蘿蔔	二、〇〇〇本	二〇〇〇〇	三・九二〇
園蔬類	午房	二、〇〇〇本	二〇〇〇〇	八・〇九八
園蔬類	茄	二、〇〇〇本	二〇〇〇〇	四・〇〇〇
園蔬類	琉球芋	一、〇〇〇俵	〇〇〇〇	六・五一六
園蔬類	種子并菓實類	三石	三石	一二・七五〇
禽獸類	鷄	一、〇〇羽	一、〇〇〇	五・五〇〇
禽獸類	鷄	三六〇コ	三六〇	一・三五〇
魚貝類	中魚甲貝類	四〇貫	四〇貫	五・〇〇〇
醸造物類	濁酒	三石	三石	二一・四五〇
油類	味噌	六〇樽	六〇樽	一八〇・〇〇〇
油類	菜子油	六・七石	六・七石	九〇・〇〇〇
飲料及食物類	飲料及食物類			

第三節 殖産興業

米穀類	產物名	產	高	額
現米上	八〇石	五三三・〇〇〇	門	〇〇〇
雞糞	糞	三俵一斗		一・三二〇
炊灰	灰	二八〇俵		一六・八〇〇
厩肥	肥	九六〇駄		五七・六〇〇
人糞	糞	七二〇荷		五四・〇〇〇
肥料類				
草鞋	鞋	一、〇〇五足		七・〇三五
草履	履	一、〇〇五足		五・二五〇
藥繩	繩	五〇〇房		二・五〇〇
網繩類				
織物類				
綿	綿	一二〇反		一二〇・〇〇〇
蓆類				
蓆	蓆	二〇三枚		六・〇九〇
萬能	萬能	五〇挺		三七・五〇〇
鉞	鉞	五〇挺		三五・〇〇〇
諸機具及鉄銅具類				
雜菓子		三〇〇貫		九〇・〇〇〇
蘿蔔	蘿蔔	一〇樽		七・五〇〇

味噌	四〇樽	一二〇・〇〇〇		一五五
醸造物類	三〇貫	三・七五〇		
鰯	六〇羽	四・〇〇〇		
虫魚甲貝類	一、〇〇〇コ	三・〇〇〇		
鷄卵	八斗	一・六〇〇		
禽獸類	五俵(三束入)	一・五〇〇		
梅	一五石	(三三・七五〇)		
柿	五〇〇〇	一・五〇〇		
菜	五〇〇〇	一・五〇〇		
種子并菓実類	五〇〇俵	八三・三三〇		
琉球芋	三〇、〇〇〇	八・〇〇〇		
茄子	一、〇〇〇	八・〇〇〇		
午房	一、〇〇〇	一・〇〇〇		
胡蘿蔔	一、〇〇〇	一・〇〇〇		
蘿蔔	三、〇〇〇本	五・〇〇〇		
園蔬類	二〇	三〇・〇〇〇		
稗	一五	二七・〇〇〇		
粟	一・五	六〇・〇〇〇		
小豆	四	(二〇・〇〇〇)		
大豆	六	二七・〇〇〇		
小麦	二	五・〇〇〇		
大麦	三五	一六〇・〇〇〇		
大豆	一〇〇石	六三五・〇〇〇		

(谷津村)

油類	菜種油	六・七石	三四・〇〇〇
飲料及食物類	大根沢庵漬	二〇樽	一五・〇〇〇
氈席類	藻	二〇〇枚	六・〇〇〇
縫織物	縞木綿	二〇〇反	二〇〇・〇〇〇
網繩類	藁繩	一〇〇房	五・〇〇〇
藁	草履	一〇〇足	五・〇〇〇
草	草鞋	一〇〇足	七・〇〇〇
肥料類	人糞	七〇〇荷	四二・〇〇〇
	厩肥	五四〇駄	三二・〇〇〇
	炊灰	一〇〇俵	三・〇〇〇
	鷄糞	二俵	四・〇〇〇
	油粕	五〇枚	一五・〇〇〇
竹木類	松葉	一〇〇駄	六・〇〇〇
	中落竹	三〇〇本	三・〇〇〇

		(鹿野戸村)	
產物名	產高	產額	
米穀類	現米上	一〇〇石	六六五・〇〇〇
	中	一三〇〃	八四五・〇〇〇
	下	二〇〇〃	一、二七〇・〇〇〇
大麦	中	六三〃	二八四・八〇〇
小麦	中	六〃	一五・〇〇〇
粟	中	一二〃	二一・六〇〇
小豆	下	一〃	四・五〇〇
園蔬類	蘿蔔	五、〇〇〇本	三〇・〇〇〇
	蘿蔔	二、〇〇〇本	二・〇〇〇
	胡蘿蔔	二、〇〇〇本	二・〇〇〇
	午房	二、〇〇〇本	二・五〇〇
	茄子	三四、〇〇〇	一三・六〇〇
	琉球芋	(十一、五〇〇俵)	二五〇・〇〇〇
種子并菓實類	菜子	二石五斗	一〇・六二〇
	蜜柑	二〇俵(八束入)	一二・〇〇〇
	柿	五〃(三束入)	一・五〇〇
	梅	四石	八・〇〇〇
禽獸類	鷄	二〇〇羽	一〇・〇〇〇

第三節 殖産興業

松落葉	松真木	竹木類	油粕	鶏尿	炊灰	厩肥	人糞	肥料類	縞木綿	縫織物類	草鞋	草履	藁繩	藁類	藁類	蓆類	飲料及食物類	大根沢庵漬	醸造物類	味噌	鮓	虫魚甲貝類	鶏卵
二五〇駄	一五〇〇本	一五〇〇本	一五〇枚	一五〇六	二五〇俵	一〇八〇駄	一〇九五荷	五〇〇反	五〇〇反	一、五〇〇房	一、五〇〇足	二、五〇〇足	一、五〇〇房	二、〇〇〇枚	五〇〇枚	五〇〇枚	五〇樽	一〇〇樽	五〇貫	一〇〇樽	七・五〇〇	一六・〇〇〇	四、〇〇〇
一五〇〇〇	二五〇〇〇	一五〇〇〇	五〇〇〇〇	一〇二〇〇	七・五〇〇	六四・八〇〇	六五・七〇〇	五一〇〇〇	一〇・五〇〇	一〇・五〇〇	一〇・五〇〇	一二・五〇〇	七・五〇〇	二〇〇〇〇	一七・五〇〇	三七・五〇〇	三〇〇〇〇	七・五〇〇	一六・〇〇〇	一〇〇〇〇	七・五〇〇	一六・〇〇〇	四、〇〇〇

薩摩芋	胡蘿蔔	里芋	午房	大根	藷類	胡麻	大豆	小豆	大豆	蕎麥	稗	粟	小麦	小麦	小麦	現米	產物名	產高	產額
(十、五〇〇)	八〇〇〇俵	一〇〇〇〇本	二〇石	二五、〇〇〇本	三〇、〇〇〇本	三五	一五〃	四三〃	一四八〃	六五〃	七二〃	一〇六〃	二九〃	一七九〃	一二五〃	五七九石	四二四石八斗	五〇九石七六	四二四石八斗
一三三・〇〇〇	一・二五〇	二〇・〇〇〇	二五・〇〇〇	六〇・〇〇〇	一八・七五〇	七五・〇〇〇	二五二・九四一	七四〇・〇〇〇	二一六・六六六	七二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	二二・〇〇〇	(五三七・〇〇〇)	五〇〇・〇〇〇	三、六七六・六五〇	三、三九八・四〇〇	三、三九八・四〇〇	二、九二九・二四〇

(須賀山村)

中竹 五〇〇本 五・〇〇〇

第三節 殖産興業

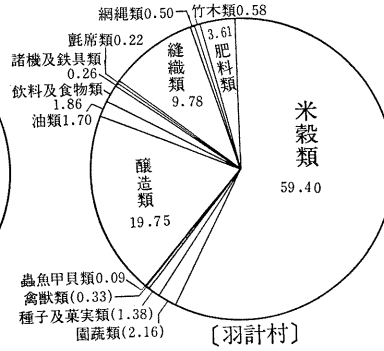
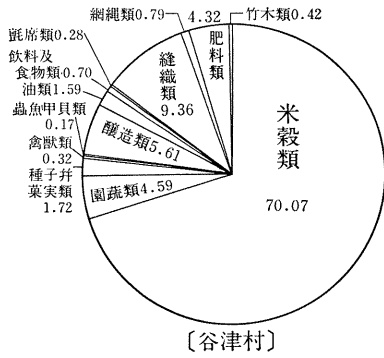
米穀類	產物名	產高	產額
現米上		一三〇〃	七九三・〇〇〇
		一一〇石	九九〇・〇〇〇
			九〇〇・〇〇〇
			〇〇〇・〇〇〇

肥田及飼類	肥料及飼類	產高	產額
肥	肥	一、二〇〇馱	七二・〇〇〇
糞	糞	六石五斗	六・〇〇〇
人糞	糞	二、八八〇荷	一七二・〇〇〇
幹藻	藻	二、二六二貫	一八・七〇〇
青苳	苳	一、二〇〇把	二〇・〇〇〇
油粕	粕	一、五九二貫	一三二・〇〇〇
燒酎	粕	三、〇六〇貫	七二・九九六
醬油	粕	五、二五九貫	一六・八七四
綿	綿	一、六〇〇反	一六〇・〇〇〇
縫織物類			
草鞋	鞋	一、三〇〇足	九・一〇〇
草履	履	一、三〇〇足	九・一〇〇
藻蓆	蓆	七〇〇枚	一七・五〇〇
網繩類			
瓦	瓦	一七、二〇〇枚	一四三・〇〇〇
玉石碎土類			
疊		六四疊	一六・〇〇〇

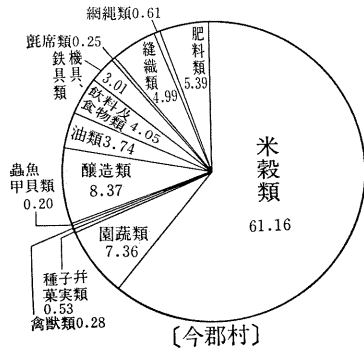
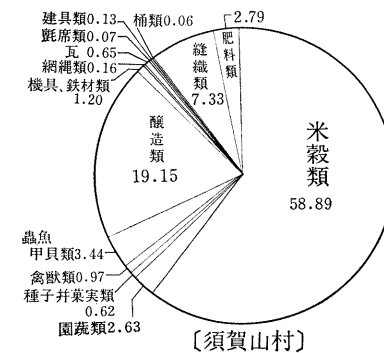
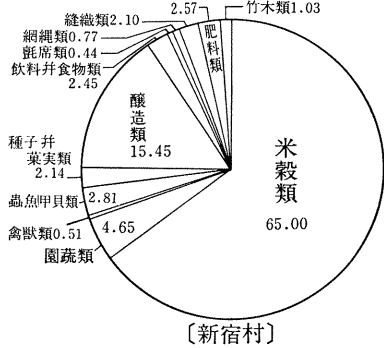
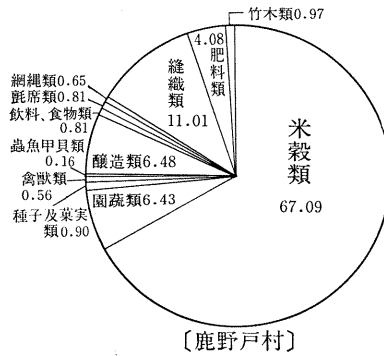
園蔬類	產物名	產高	產額
大角豆	中	四石五斗	四三・五〇〇
隱元豆	中	三石	二四・〇〇〇
玉蜀黍	下	一、五〇〇本	五〇・〇〇〇
稗	下	三〇〃	四〇・〇〇〇
蕎麥	中	一五〃	三七・五〇〇
黍	中	二〃	四・〇〇〇
粟	下	一、二〇石	三六〇・〇〇〇
小豆	下	一五斗	三・七五〇
大豆	上	三〃	九・〇〇〇
大豆	下	二五〃	五七・五〇〇
小麥	上	二〇〃	五〇・〇〇〇
小麥	下	六〃	一三・二〇〇
大麥	上	九〃	三二・五〇〇
大麥	下	七〇〃	一七五・〇〇〇
大麥	上	八〇〃	二四〇・〇〇〇
大麥	下	七四〃	三九四・二四〇
蘿蔔		四五〇馱	一一・二五〇
菜		七五〃	一八・七五〇
牛蒡		二五〃	五〇・〇〇〇
胡蘿蔔		二五〃	五〇・〇〇〇
燕青		五〇〃	五〇・〇〇〇
里芋		一二〃	三五・〇〇〇
薩摩芋		一、八〇〇俵	二五七・一四二
茄子		五〇馱	一二・五〇〇

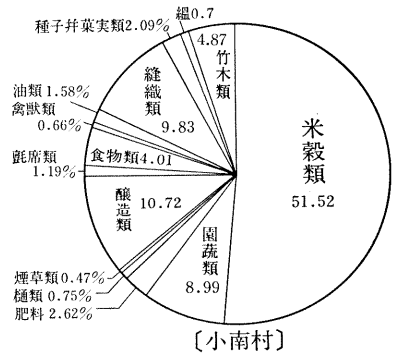
種子并菓実類	菜種	胡椒類	禽獸類	鶏卵	煙草類	葉煙草	釀造類	清酒上	濁酒中	油味類	油菜類	飲料及食物類	蘿蔔漬	榮漬	桶類	鹽	水手桶	桶類	氈席類	藺席類
三〇石	三〇石	三〇石	三〇〇羽	六〇〇〇	一、五〇〇貫	一〇石	二〇〇〇	二〇〇〇	三、〇〇〇貫	六石	六石	二〇〇樽	七五〃	五〇〇コ	一〇〇荷	一〇〇荷	一〇〇荷	一五〇枚	一五〇枚	一五〇枚
一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一〇〇〇〇	一一二〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	七五〇〇〇〇	一三五〇〇〇	一三五〇〇〇	三〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	五二〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇

藁	縫織物類	木綿	縫糸	肥料飼料類	人糞	既肥	鶏糞	繩類	藁類	竹木類	竹	籐	杉丸	松丸	炭	松葉	山茅	その他
一、五〇〇〃	七五〇反	一貫五〇〇反	一、〇〇〇荷	八〇〇駄	七駄	一、五〇〇房	一、〇〇〇本	四〇〇把	九〇、〇〇〇本	一〇〇〇本	一〇〇〇本	三〇〇本	一〇〇〇本	一〇〇〇本	一〇〇〇本	一五、〇〇〇把	二、五〇〇把	一、五〇〇〃
六〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	一八・七五〇	一〇〇〇〇〇	六五〇〇〇〇	三五〇〇〇〇	一一・二五〇	一〇〇〇〇〇	六〇〇〇〇〇	九〇〇〇〇〇	一一二・五〇〇	六〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三四・二〇〇	三〇〇〇



第7圖 各村における各種生産物の産出高(%)





以上のように米穀を中心とした農業を主体とし、それに兼業的に漁業、林業、薬加工が行われた。地場産業として醸造業・機械業が営まれ、やがて商品的農業に漸進するにしたがい、養蚕の興隆を促してゆく。また甘藷を原料とした澱粉工場が出現している。このようにして明治期の産業は推移している。

(一) 農業生産の姿

すでに明治四年、田畑勝手作を認め、翌年には土地の永代売買の禁を解いたので、農業は自由な経営ができるようになった。そして農業のかたわら商業もでき

る。次は各村々から新治県へ提出した地理編さんのための報告書である。それぞれの村の生産や生活の一面を示している。

地理編輯明細取調書

香取郡窪野谷村

第四大区小八区

香取郡窪野谷村

一 当村位置者高低之地ニ御座候、

一 県庁土浦ヲ去ル事凡十七里

- 一 当村界ハ東西ヘ二十丁四十六間南北ヘ十一丁十九間但シ南ハ大友ニ接シ 東ハ青馬ニ接シ 北ハ平山村ニ隣ル 西ハ小貝野村ニ隣ル
- 一 村落家居連延スル処ハ戌ノ方ヨリ辰ノ方ニ向ヒテ十四丁 但シ戸数六十六軒 其内家居尤多処ニ御座候
- 一 当村ハ小見川村又ハ笹川ヘ行テ日要ヲ便ス
- 一 枝号ニケ所字平台一本村ヨリ十三丁 八木山 本村ヨリ十四丁
- 一 天造物品米粟麦
 - 一 但シ老年之産出米二百石
- 一 農隙ニハ山持仕事候
- 一 人作ノ諸物一歳ノ産出炭七百俵
- 一 産物ハ米ヲ以テ第一トス
- 一 米ニ富ミ綿ニ乏シ
- 一 原野秣場 無御座候
- 一 溜井 椿新田万歳村関戸村八重穂村三ヶ村用水溜井、但シ周囲二十八丁十一間五尺二寸(ママ)
- 一 溜井 字川之入田地用水溜井 但シ周囲四十五間二尺四寸
- 一 四隣村落ニ至ル道法当村高札場ヨリ
 - 一 大友高札場迄十六丁三十六間
 - 一 小貝野札場迄九丁二十間三尺
 - 一 平山村高札場迄十二丁四十八間
 - 一 貝塚村高札場迄十三丁四十六間
 - 一 高部村高札場迄八十三間
- 一 村落ハ銚子街道須ヶ山村ヨリ八日市場枝道四隣各地ニ運輸馬ヲ以テス

第三節 殖産興業

第四章 近代

但シ道幅ハ二間馬車人力車不通、地先掃除場ハ五丁

一 馬二十七疋

一 鶏三百羽

一 真言宗天福寺

右寺之儀ハ新儀真言宗牧野村觀福寺末ニ而天正七年七月建立

右は当村地理明細取調奉書上候処、書面之通り相違無御座候

明治七甲戌年

七月日

新治県権令中山信安殿

右村

農物代

飯田市兵衛^印

副戸長代

高木清左^印

戸長

宇井吉兵衛^印

(窪野谷区有文書)

地理図誌編輯明細書

第四大区小十区香取郡今郡村

一 村落平高低地ニ在之候

一 県庁土浦ヲ去ル事拾六里五拾貳間

一 村境界は東西廿四町南北廿廿拾八間

南ハ宮本邑ニ接シ北ハ谷津村ニ隣

但シ

東ハ石出邑ニ接シ西ハ青馬村ニ接ス

一 村落家居連延スル処、東より西迄五丁南より北迄七町

一 当村ノ□ハ小見川佐原銚子ニ而要(用か)ラ便ス

一 農隙ニワ男ハ縄業、女ハ木綿業ヲ成ス

一 人造ノ諸物一歳ノ産出

一 産物ハ芋ヲ以テ第一トス

一 麦粟ニ富ミ、塩綿ニ乏シ

一 秣場尅ケ所字淨明窪

一 但シ六町五反尅敵拾歩

一 但シ源流ハ宮本村ヨリ流ル鎌戸川幅四尺

一 石出村エ拾四町宮本村エ拾三町拾八間、青馬村エ拾町谷津村エ七町

一 四隣運輸は馬ニ而通ス

一 馬拾六疋 鶏五十羽

一 用水宮本村分流ニ在之候

一 絞油式拾樽

一 橋梁字鎌戸川橋、石橋、柳作橋、一反田橋塙橋

一 右之通地理編輯明細取調奉差上候処相違無之候、以上

明治六年癸酉十二月三十一日

第四章 近代

新治県権令殿

一六六

(多田和夫家文書)

地理編輯御用ニ付

村方銘物取調書

第四大区十小区

香取郡須賀山村

村落之儀は平坦ニシテ西ニ丘陵アリ、北ハ下利根川

一 県庁土浦ヲ去ル事

但シ陸路 拾六里五町三拾間

河路 凡拾四里

一 村内境界迄

但シ 東西三拾七町三拾六間

南北拾九町貳拾間

南ハ平山村高部村青馬村ニ隣

北ハ下利根川ニ添境界常陸国ニ接シ

東ハ羽計村鹿戸村仁井宿村

西ハ下飯田村乾ニ阿玉川村ニ坤ニ岡飯田村ノ隣

一 村ト路家居連続スル北南之方ヨリ北之方向江拾九町貳拾間

一 支号孤敷村ヨリモ東江家居連続スル事八町、但シ村方戸数三百八戸

一 土地日要ハ荒増(あらし)椎興(推考)不弁利之品を東京、銚子港、佐原駅ニテ要弁ス(用心)

- 一 農隙ニハ漁業并ニ雜業ヲ以テ相統ス
- 一 天造物品無之
- 一 人作物品無之
- 一 産物ハ米、魚鰾ヲ以第一トス
但モモ年収入、米凡千八百石
魚産凡千円
- 一 魚鰾ニ富、薪ニ乏シ
- 一 秣場 式ヶ所
但字念能周田式拾七町
ノ原周田拾五町
内反別八町歩程開墾
- 一 須賀沼 壹ヶ所亦四方沼（桁沼）トモ号
此場は不殘田地ニテ春彼岸ニ至リ水門閉シ、水溜要水ニ田置備満スル事四尺余、五月仕付ニ掛リ水打落シ皆作之場周田凡四拾五町
- 一 須賀川 但シ水源ハ今郡村ヨリ発シ連流スル事一里余、本村ヨリ利根川ニ入、村内長式拾六町四拾間横巾平均五間三尺、運輸之川ニ非ス、只農船ヲ容ル
- 一 渡津 壹ヶ所
但本村ヨリ常陸国鹿嶋郡萩原村ニ涉水上壹里
- 一 笹川河岸
但上下物品凡八千駄船不定

第四章 近 代

米塩醬油酒荒物槓炭干鱒類

一 当村高札場ヨリ隣村高札場迄道法

但羽計村高札場 貳拾五町

新井宿村同迄 廿八町廿三間三尺

鹿戸村同迄 拾貳丁

阿玉川村同迄 老里老町

平山村同迄 貳拾町

高部村同迄 廿貳町

下飯田村人家所迄拾貳町

岡飯田村高札場迄廿貳町四拾間

青馬村人家所迄廿五町

一 村落は支道海上郡銚港ヨリ東京街道ニシテ四隣各地之運輸は馬船ヲ以テス、道巾平均三間ニシテ馬車不通人力車通ス 但掃除場は銚子街道三拾七町三拾六間上総国往還拾九町貳拾間

一 蒸氣器械水車等無之

一 原野水沢未開之場無之

一 村落旱水雨患地

一 半ハ水患之地平水ヨリ一尺以上四尺至リ、洪水貳尺ニシテ字須賀沼ノ耕作ヲ捐シ四尺ニシテ宅地ヲ侵ス 但、只利根川之為ニ水害アリ

一 用水ハ村内平坦之地、分水随分潤沢セス

一 茶畑無之

一 堤防無之

但 花立橋 長六間三尺

中川土橋 長六間三尺

北橋土橋 長六間三尺

外ニ枝越之小橋三ヶ所何れも須賀川ニ掛ル

一 字大木戸石橋長壹丈巾六尺

一 柴原四ヶ所草花実之録無之

一 勝区字孤敷原一名鹿子原トモ云

此地タルヤ本村ト支号孤敷之間ニアリ、一円砂漠之地広々タル小松之色中、意教塚之一丘アリ、俗ニ上人塚ト唱フ、庶客爰ニ登リ見レハ筑波、足尾、日光高原等ノ遠桑、近クハ鹿嶋郡砂山之眺望、利根ニ浮ヘル漁船ハ己カ様ニ群止シ、猶銚港運輸之舟引モ切ラ須、亦孤敷之地ニ至リテハ一、二月之間ハ梅花綻開盛ニシテ庶客爰ニ遊フ、実ニ勝区ト云フヘキ地也

一 瀑布激泉無御座候

一 水門式ヶ所

但 字大関水門水流七間内法高九尺横三間

字下水門同拾間内法高九尺五寸横三間

一 溜井四ヶ所、字割田周囲式拾町三十八間、字沼田周囲八町八間、字下川同壹町五十八間、字腰川同式町三間

一 靈場仏 無御座候

一 古城跡 無御座候

第三節 殖産興業

一 鎮守 諏方大神 祭神健御名方命

愛殿大國主命阿須波神

(以下略)

(五十嵐泰三家文書)

右の文書は当時の人々の生活の様子を示しているものである。前に示した現在原籍調べでも知られるように、「医家族」といい、「商家族」といい、そのほとんどが多かれ少なかれ農業に従事していた。それも米麦を中心とした旧来の農業が依然として行われている。農閑期には台地である窪野谷村・今郡村などでは、山仕事が行われ、炭の生産がなされている。川に近い須賀山村では当然農閑期には利根川を中心に漁によってその生計が補われていた。交通も利根沿岸は船便に恵まれていたものの、内陸はすべて駄馬だけが交通運搬の用をなしていた。須賀山においては漁業のほかに種別は明確でないが、雑業が見られることが特徴である。藁仕事や綿作業は各村でおこなわれた。いずれにしても米麦の生産を主体にした旧来のままの農業が行われていた。農耕はすべて人力によって行われ、牛馬も運搬用には使用されたものの、牛馬耕が行われるのは明治の末期まで待たなければならなかった。それには技術の問題もあるが、狭隘な耕地と強湿田が災いしていたものと思われる。全体として明治初期においては自給自足の経営が主体をなしている。タバコなどの栽培も各村々に作付報告書が見られるが、すべて面積は数坪であり、株数にしても数十本で、すべて自家用に供されている。農隙(農閑期)に綿仕事が含まれている所でも綿に乏しいことが記されている。

一方、農閑期における「農外渡世」も比較的多く見られ、明治四年、小座村の「毎戸掛札雛形写」(小座区有文書)を見ると、社寺を除いて四一戸のうち一戸が医業を営み、残り四〇戸が農業に従事し、そのうち一七戸が「農間渡

第34表 各村々の耕作地反別表

村名	反別		
	町	反	畝歩
須賀山村	160.3	0.10	
鹿野戸村	44.1	2.10.5	
羽計村	54.7	1.12.5	
谷津村	16.4	0.24	
今郡村	29.7	0.08	
宮本村	21.8	7.20	
青馬村	43.8	7.26	
石出村	32.5	7.23	
新宿村	34.6	8.09	
東今泉村	40.3	3.04	
小座村	25.2	1.23	
栗野村	47.1	7.21	
小南村	62.6	9.04	
八重村	41.1	0.27	
夏目村	146.7	2.24	
高部村	42.8	2.11	
平山村	46.7	3.00	
大友村	23.5	0.03	
窪野谷村	59.8	6.11	
小貝野村	24.8	2.27	
大久保村	22.3	4.24	
船戸村	37.8	2.14	
東和田村	35.6	8.10	
神田村	30.2	0.22	
櫻井村	43.9	4.28	

千葉県大区小区制当時の反別取調書

(明治8年~10年)

(多田庄兵衛家文書)

世」と表示され
ている(小酒売
二、穀商一、綿打
職四、魚類売二、
濁酒造二、菓子屋
一、木挽二、青物
商一、小間物売

一、紺屋一)。これは当時の副業の姿を示しているように思われる。第34表は明治八年ごろの東庄地域各村々の耕地反別である。

このような耕地のうちに作られていたものは、水田は米がすべてであったことは無論のことで、しかも全生産物の五〇%をうまわわっているのが普通であった。畑作物では、大麦を中心にした穀類が主体で、小麦・粟・大豆・稗・黍・蕎麦・玉蜀黍などが普通に作付けされ、大角豆・隠元豆・菜種・胡摩などもひろく作られていた。

園蔬類では、蘿蔔(大根)・胡蘿蔔(人参)・牛蒡・茄子、さらに少量であるが里芋・蕪菁が見られる。特に琉球芋あるいは薩摩芋と言われた甘藷が、どの村においてもかなり多く作付けされている。その他のものとして藍の生産も一部に見られている。いずれにしても園蔬類の生産高は全体から見ると、多い村で一〇%以内でその比重は少ない。甘藷を除く、いわゆる野菜類は、ほとんど自家用の域を出なかった。

こうして、明治初期の東庄地域の農業を見ると、国では西洋の農法の導入や大農主義を唱え、それを、導入してみしたが、ほとんど定着を見ることもなく、この地域ではむしろ土地利用の分散と零細経営を基盤とした、多肥多労の集

約的な経営に推移していった。そして明治後期になって、それは治水・土地改良・馬耕などの農事改良とともに進展していった。肥料については、自給肥料を主としたものから、大豆粕や魚粕、過磷酸などを使用するようになって品種の改良が進められた。病虫害防除にボルドー液、石油乳剤の使用も試みられた。その間、農会や農業研究グループの結成や活動が進められた。養蚕が年を追って盛んになった。また甘藷も年々その作付を増し、明治末期には澱粉工場の出現を見るにいった。

1 一般的生産物

(1) 米

初期における稲作は、まだ前時代とあまり変わりもなく、まのう 鋤や萬能による起耕が行われた。肥料も厩肥や人糞、草や木の葉などの自給肥料に、メ粕や干鰯が用いられていたに過ぎない。病虫害対策にしても的確な薬品もなく、その収穫も自然の環境に大きく左右された。公称生産高といわれる石盛も近世においては上田で一石五斗、中田で一石二斗、最も広い面積を占める下田は七斗で、それが年貢賦課の基準になっている。明治に入って、地租改正の時の収穫取調簿によると、標準的と思われる窪野谷地域でも、特に多収の田で一石七斗で、約七〇%の水田は一石二斗から六斗に見積られている。次にかかげる農家の記録からもその状態がわかる。

植附肥料購入左の如し

一 金拾一円拾錢五厘 鰯粕

此重量以共二十七貫七百目

升量一石二斗一升

一 金五円拾六銭 大豆粕三枚

升量九斗三升

計金拾六円貳十銭五厘

量計二石一斗四升

外ニ干鰯一斗 苗代肥料ノ残物

総田反数七反トシ一反ニ付三斗三升余

○本年種子浸シ俵数及日数左ノ如シ

房州一俵。笠間一俵。神奈川一俵。菅一本一俵。御田福一俵。縮張一俵。四国房一俵。赤糯一俵。計九俵

旧二月拾九日ニ浸シ三月七日上ル浸出十七日間

○苗代及施肥蒔種子量左ニ

山之谷之部

上十八坪 ホソロイ 于カ 一斗八合
種子 七升二合 坪六合つゝ

中三五坪 オタフク・ワセモチ 房州 肥 二斗一升 坪六合つゝ
種 一斗四升 坪四合つゝ

下三三坪 シメハリ・スケイツホ 種肥 一斗九升八合 坪六合つゝ
種 一斗參升 坪四合つゝ

新十七坪 ホソロイ 新十七坪 ホソロイ 肥及種子以上ト同シ

立町二四坪 ボートシウ 立町二四坪 ボートシウ ” ”

第三節 殖産興業

○出来米扣之部 山ノ谷

八月二十日、笠間、式斗八升。

九月四日、早稲糯 式俵。笠間、參俵。

九月八日、御田福、四俵式斗

十月十四日、二本糯 式俵一斗五升。

十月十七日、房州、五俵。縮張、二俵一斗。

十月十九日、房州、二俵一斗。御田福、五俵。穂揃、壹俵。山ノ谷混合米下、一俵一斗

山之谷出来

総計式十五俵

外籾俵、房州一俵、穂揃五俵、赤糯一俵、合計七俵

此出来米予算三俵半

(明治三十七年「金銭出納控帳」大友区 飯田敏雄家文書)

各種植付段別

二節 六畝二十二步、二十八步、一畝十九步、二十一歩

道祖神 一反八畝二十三歩、六畝、八畝、六歩(内試験田五畝歩)

太政官 三畝二十歩、一反二歩

糯 六畝、二畝

刈張 九畝、四畝

静岡 七畝、

大官 二反二畝

ノ 耆町八畝九歩

○此肥料

干鰯十俵、代金十二円五十銭

鰯ノ粕五俵 代金九円五十銭

南部粕耆斗五升 代金六十七銭五厘

ノ 金貳拾貳円貳拾七銭五厘

外に苗代肥料代金三円二十四銭五厘

二口

ノ 金貳拾五円五十二銭

一反歩当、二円三十五銭六厘

○田植之手間四十三人

男十六人、手間代金二円五十六銭

女二十七人 手間代金三円五十一銭

合計 六円七銭

一反歩植付手間三人九分七厘

手間代五十七銭三厘

肥料手間金合計 四拾五円四十四銭

○(米取れ高扣)

二節 玄米六俵三斗(三人手間)

道祖神 玄米八俵三斗

碎青米耆俵

(九人手間)

第三節 殖産興業

太政官 玄米六俵一斗（二人半手間）

糯 三俵一斗（三人手間）

メ張 玄米六俵

静岡 もみ六俵（メ張共十二人手間）

千古田 十三俵

合計四十五俵

（明治二十七年「播種肥料収獲簿」 吉田仁家文書）

明治の農法は、在来の農法の長所を活用する方法の普及化が推進され、零細農耕の中で多肥・多労の集約的な経営が進められた。後期には耕地整理から馬耕の普及と共に、自給肥料から大豆粕・過磷酸などの金肥を主とした多肥栽培が進み、水稲品種の交流が盛んになった。農業試験場の設置によって品種改良が進み、神力・大場・白石・愛国・坊主・亀の尾等の統一優良品種が、稲作生産を向上させたと言われ、正条植、単冊苗代、害虫駆除などの徹底化や、前述のようにボルドー液、石油乳剤の使用が試みられて、生産の向上が計られた。

東庄地域で明治期に見られる種類を列記して見ると次のようなものがあり、「縮張」が割合に広いはん圃で作られている品種であることがわかる。統一優良品種である「愛国」や「神力」なども姿を見せている。特に笹川地域では「愛国」の作付が二四％を占めるにいたっている。

二節、千葉錦、静岡、大官、道租神、太政官糯、縮張（今郡、明治二十七年）

赤糯、四国房、縮張、御田福、菅一本、神奈川、笠間、房州（大友、明治三十七年）

早糯、猿田房、おさよ、軍勝、房州、高砂、愛国、サツマ、二見、毛野糯（東今泉、明治四十年）

黒禾、神力、愛国、殿様、縮張、笠間、おさよ、山田（石出、明治三十九年）

こぼれ、四国早稲、八日早生、二節、大坂、虫不知、越ヶ谷もち、八日糯、太郎兵衛糯、岐阜籾、手徳、穂揃、愛国、毛糯、中生糯、うつら、撰出し、チャボ、黒糯（笹川地域、明治四十四年）

そして、一戸の農家でも小面積ずつ多くの品種を作っていることも特徴であり、それは収量の安定化を計った一つのあらわれであった。

利根川沿いの笹川でも、早生稲は全体の二割にみたないくらいで大部分が中晩稲に依存している状態であった。肥料は、前記のように苗代・本田を通じて、人糞や堆肥・木炭などの自給肥料に加えて糠や干鰯・大豆粕を使用していたが、やがて過燐酸石灰を中心に購入肥料が多くなってくる。

明治三十六年の主な国内産肥料は、過燐酸石灰九万トン、餅搾粕七万トン、菜種粕六万六〇〇〇トン、鰯粕六〇〇〇トン、乾鰯五〇〇〇トン等であった。当時、大豆粕、硫安が輸入されていたが、その量が少なく、魚肥類、植物油粕を中心とする有機質肥料が多く使われていた（『日本史小百科』10の『農村』）。事実、東庄地域でも三十年代には、過燐酸石灰が多く使用されるようになり、増収に一役買っている。しかしアンモニアなど窒素肥料の使用は遅く、明治末期によりやくその使用が見られる程度であった。化学肥料が全面的に使用されるのは、次の時代まで待たなければならなかった。明治四十年の笹川町の農商務統計によると、一年間の町外からの移入品目のなかの肥料については、搾粕六一九五貫、大豆粕二万一七七〇貫、過燐酸が一一〇〇噸あるだけで他の肥料の移入は皆無であった。当時専業農家が三三一戸あったことから推計すると燐酸の使用量も、それほど多くなかったと思われる。

明治三十二年の小貝野区における稲作試験を見ても当時の様子がわかる。

（試作記録）

第四章 近代

一 種類名称「岐阜籾」

一 苗代整理及播種等従来法ニ依ル

肥料 沓反歩ニ

厩肥 百三十貫メ

人糞 百四拾貫メ

過燐酸五貫メ

藻灰 七貫メ

此実料 三要素各一貫五百匁づゝ

植附 五月六日

一キ 雁爪 六月七日

一キ 除草 六月二十一日

二キ 雁爪 七月一日

二キ 除草 七月十日

三キ 除草 八月一日

出穂 七月十八日

刈取 九月十日

摺立 九月十五日

試作人 秋幡幸吉

明治三十二年旧九月

(小貝野区有文書)

また、日露戦役を前後して農事改良運動の推進によって単冊苗代、正条植えが励行された。誘蛾灯の設置や病害虫

第35表 石出・東今泉の作付調査表

東今泉区(明治四十年ごろの東今泉区有文書)

種類名	全耕地に 対する作 附歩合		栽培年数	原産地	梗・糯	區別	収量 平年一反歩	品質	粒	食味	稈	分けつ	芒	芒ノ色	良否	
	早	遅														
早田糯	三	四	一五	東城夏目	糯	早	一・八〇	中	中	良	長	少	無	／	／	／
猿房	二	二	二二	石出	同	同	二・〇〇	中	中	同	長	少	同	／	／	／
おさよ	三	三	二二	石久保	同	中	一・六〇	上	大	同	長	少	有	白	最良	風害ナシ
軍勝	五	五	三五	小貝野	同	同	一・八〇	上	大	同	長	多	有	白	同	同
房州	五	五	三五	豊里	同	同	一・七〇	上	大	同	長	少	有	茶	同	同
高砂	二	二	一五	徳島	同	同	二・〇〇	中	中	否	短	少	有	茶	／	／
愛国	六	六	一五	未詳	同	同	二・〇〇	中	大	良	長	少	無	／	／	／
サマ	三	三	六七	同	同	同	二・〇〇	中	小	否	短	多	有	／	／	／
二見	七	七	六七	同	同	同	一・六〇	下	小	良	短	多	有	黒	／	／
毛野糯	七	七	六七	里	糯	同	一・六〇	上	中	良	短	多	有	黒	／	風害ナシ

石出区(石出区有文書)

おさよ	一割五分	七	不	明	梗	早	二石一斗	中	中	良	短	多	無	／	認	冷に弱シ
山田	二割	五	／	／	／	中	二石一斗	上	大	／	長	少	有	黄	認	／
締張	一割五分	四	／	／	／	晚	二石二斗	中	小	／	短	多	無	／	／	／

第36表 米作付反別および收穫高

	作 付		反 別		收 穫 高				価 額
	粳	糯	陸 稻	計	粳	糯	陸 米	計	
東城村	三四九・〇	三三・五	四三・五	四二六・〇	五、五八四	五三六	五三二	六、六四二	三八、一五〇
桶村	二九三・六	三九・九	一八・三	三五一・八	五、三五八	六五三	一四六	六、一五七	六八、一六一
笹川町	二七四・二	二五・〇	一・〇	三〇〇・二	四、五七九	四〇七	一〇	四、九九六	五二、四四〇
神代村	三一・五 _{町反}	二四・七 _{町反}	六・四 _{町反}	三四二・六 _{町反}	四、八二八 _石	三六三 _石	六三 _石	五、二五四 _石	五三、二〇三 _円

防除も推進され一段と増収が計られていった。

明治四十年ごろの東今泉区と石出区の作付収量調査を見ると二石二斗から一石六斗が平年作となっており、明治初期から比較すると一段と収量の増加が見られる（第35表）。

次に明治四十二年度における東庄地域の作付面積と收穫高を『香取郡郡勢一斑』より転記して見ると第36表のようになる。この表で見ると、笹川地域では明治初期（明治七年の物産表）から較べると、沖洲の開墾などがあつたりして、二倍半から三倍近い生産をあげている。

(2) 畑作物

畑作物については、麦を中心にした穀類の作付が主体であった。今日では生産のきわめて少ない、粟、蕎、黍などが、主に自給用の作物として普遍的に栽培されていた。商品的な作物である綿、茶、葉煙草、桑については、その作付が目につかない。

第37表 笹川町における農産物比較表

第三節 殖産興業

品目	明治7年産額	明治40年産額	備考
米	1,943石	6,363石	増(明42年は4,996石)
大 麦	364"	1,760"	増(裸麦共)
小 麦	35"	191"	増
粟	118"	4.4"	減
稗	72"	ナ シ	減
黍	—	1	—
蕎 麦	65"	19"	減
大 豆	148"	31"	減
小 豆	44"	17"	減
大 角 豆	15"	5"	減
胡 麻	3"	2.8"	—
蘿 蔔	35,000本	31,328貫	—
胡 蘿 蔔	3,000"	120"	—
牛 蒡	27,000"	4,193"	—
茄 子	70駄+34,000コ	9,373"	—
薩 摩 芋	25,650貫	327,723"	増
里 芋	20石	ナ シ	—
菜 種	26石	19石	減
柿	5 俵+2.5石	9,445貫	—
蜜 柑	24,400コ	1,230貫	—
梅	4石	12石	増

(多田庄兵衛家文書および笹川町役場文書)

第38表 今郡、谷津、羽計合せての農産物比較

一八一

品目	明治7年産額	明治17年産額	備考
米	876石	838石	減
大 麦	140"	280"	増
小 麦	11"	32"	増
粟	58"	20"	減
稗	60"	5"	減
黍	ナ シ	5"	—
蕎 麦	ナ シ	10"	—

大豆		62石	50"	減
小豆		6"	10"	増
豌豆		ナ シ	2	一
蘿蔔		15,500本	40,932貫	一
牛蒡		6,000本	160"	一
胡蘿蔔	蘿	9,500本	160"	一
胡麻		ナ シ	1石	一
菜種		45石	24"	減
茄子		92,000コ	記入ナシ	一
薩摩芋	摩	2,000俵	記入ナシ	一

(羽計区有文書および多田庄兵衛家文書)

第39表 東今泉における農産物の比較

品目	明治7年産額	明治20年産額	備考
米	640 石	730石	増
小麦	150 "	260"	増
大麦	48 "	35"	減
粟	38 "	26"	減
稗	8 "	6 "	減
黍	1.5"	ナ シ	減
蕎麥	3 "	10"	増
大豆	48 "	45"	減
小豆	12 "	10"	減
豌豆	1.5"	ナ シ	減
蚕豆	0.6"	ナ シ	減
蘿蔔	(輸出分) 2,000本	15,400貫	一
牛蒡	自家用ノミ	170"	一
胡蘿蔔	"	165"	一
甘藷	12,000貫	38,500"	増
藍	500"	1,800"	増
茶	ナ シ	19.4"	増
胡麻	0.5石	1.3石	増
菜種	20 "	35石	増
燕菁	自家用ノミ	ナ シ	一

(今泉区有文書)

園蔬類も自給を目的として、蘿蔔（大根）、胡蘿蔔（人参）、牛蒡、茄子、里芋が主な作物である。そのほか薩摩芋は、徳川時代から作られていて、明治に入ってからかなりの生産高を示し換金化されていた。その他少量ではあるが藍の生産が一部に見られる。

東庄地域の畑作の推移を見ると、十分な資料に欠けているが、傾向を知る一つの手がかりとして、地域別、年代別に生産高の比較を見ると第37〜39表のようになる。

これらの表によってもわかるように、いずれも同じような傾向が見られる。穀類では麦類の生産が増加し、他の穀類は全般的にその減少がいちじるしく、やがて姿を消してゆく傾向を示している。園蔬類については増減の違いはあるが、地域の需要に応じていたものと思われ、薩摩芋の増加の著しいことがわかる。さらに桑・落花生・茶・馬鈴薯などの栽培が後期の生産調査に示されてくる。そのうえ園蔬類や瓜などの種類が豊富になってゆくの認められる。

それゆえ、年代が進むに従って麦の生産が上昇し、雑穀類の生産が減少する。夏作では甘藷が雑穀類にかわってゆく。ここに麦と甘藷が畑作の中心作物になって作付されるようになる。比較的畑作の少ない笹川でも明治四十四年には、全面積一二〇町のうち冬は麦を七七町、夏は甘藷を七一町作付けており、さらに養蚕の興隆とともに桑が二〇町作付けされている。麦・甘藷、それに桑の作付面積は全耕地面積の八〇％近くを占めていた。

麦は、明治初期から比べると笹川の場合には五倍の生産を示し、その主体は大麦であり、小麦の生産は少なかった。明治四十二年の東庄地域の麦の生産と作付状況は、『千葉県香取郡勢一斑』によると次の表のようになり、台地に畑を持つ橋村、東城村の生産が大きい。

麦と共に生産高を増加した甘藷は、幕政時代から備荒的な作物であり、貢米を確保する役割も果たしていたと思われる、明治に入ってから他の畑作物と比較すると、多い地域で生産額の七％、少ない地域では一〜四％くらいの生産

第40表 麦作付反別および収穫高

	作付反別				収穫高				価額
	大	裸	小	計	大	裸	小	計	
神代村	一一〇・二 _{町反}	一一・一 _{町反}	五・三 _{町反}	一二七・六 _{町反}	二、七五五 _石	一一一 _石	四二 _石	二、九一八 _石	二〇、八九九 _円
笹川町	五一・九	二八・二	一一・四	九二・五	六三五	二五四	一〇〇	九八九	五、八三二
橋村 (永田裏作)	一一九・〇	四〇・〇	四一・〇	二二〇・五	二、五八〇 _石	七二〇	五三三	三、八三三 _石	二〇、二八八 _円
東城村	一一五・〇	一	二五・五	一四〇・五	六九〇	一	一〇二	七九二	四、七二六

高であったが、時代が進むにしたがって粟、黍、稗などの雑穀類と入れ替って生産を伸し、東今泉では、明治二十年に明治七年の産額の三倍、笹川では明治四十四年に一〇倍以上に増加しており、やがては全国的な主産地の一環を形成していった。旧東城村では明治四十二年には甘藷は畑面積一八〇町のうち、五〇%の九〇町歩を作付して一八万貫、金額にして五四〇〇円、畑作の七四%の生産をあげ、同四十四年には一九四町のうち五八%の一三三町の作付けで、三二万三二五貫、金額にして畑作全体の五三%の二万七二七円の生産をあげている（『東城村統計』、東城村役場文書）。笹川地区でも、明治四十年には畑面積一二〇町の内約半分の五五町余の作付により、一五万二〇七五貫、金額にして九一二四円の生産があり、同四十四年には七一町余に増加し三二万七二三貫の生産見積が記されている（『農務統計』、笹川町役場文書）。

しかし一般にはまだ甘藷の栽培技術も低く、堆厩肥のみによって作付されていて、反当たり収穫量は低く、二七〇貫前後の統計が示されている。昭和における反当たり千貫を目ざすことから較べると、まだ比較にならない低さである。それでも、明治四十年代には、笹川でも東城でも特用作物として芋苗の販売が見られ、大正・昭和期における甘

藩の主産地としての基礎がうかがわれる。特に鹿野戸区は芋苗の生産地としての発展が有名である。こういった傾向は本町におけるほかの地域においてもいえることと思う。

甘藷の生産が盛んになるにつれて、それは食用だけでなく、澱粉の原料としても利用され、商品作物としてもその地位を高めていった。東城村の統計でも明治四十二年、澱粉工場が一戸、操業をはじめており、同工場は四十四年には三人の従業員で一五二〇貫の澱粉を生産し、五七〇円の価額をあげている。食用としても近在はもとより、茨城から東北方面に輸出(移出)されて、輸送機関の進歩とともに、ますます生産を高めていった。

その他の畑作として茶・実綿・藍・落花生など注目されるものではあるが、その栽培は少なく、自家用の範囲を出ない程度であった。

(3) 林産物

東庄地域は比較的温暖で林野も繁茂するが、笹川など利根川沿岸の地域では山林も少なく、薪炭に乏しかった。台地においては農間の仕事に山仕事が多く、幕政時代にも貢米や酒、醤油などといっしょに、炭や薪が江戸へ船積されている記録がある。また明治初期の東和田村、小座村などから提出された届書には、他地域への輸(移)出物としてのほかに炭が記されている。しかし、それほど山林の面積も多いわけではなく、明治初期の物産表などには、松薪、松落葉が主で、それに杉丸太と炭の生産が見られる程度で、その他の物として竹、山茅などもあるが、特産物として挙げるほどのものはなかった。そのうえ明治期の開墾事業によって、農産物の生産の増加が計られるという事情もあって林産業は自給の域を出なかった。明治四十二年の『千葉県香取郡勢一斑』によると、東庄町は第41表のように、公有・私有合せて八七九町二反の山林があり、主に笹川を除く台地に広がっていた。

第41表 山林面積（明治四十二年）

町村名	個所	面積		
		公有林	社寺林	私有林
神代村	三、三一四	三・三町	二・〇町	二九八・八町
笹川町	八八〇	一四・七	一・三	七二・八
橋川村	二、九三三	七・三	六・三	二四三・四
東城村	一、八〇九	—	—	二二九・三
				二二九・三
				三〇四・一町
				八八・八
				二五七・〇
				二二九・三
				計

第42表 薪炭生産表

村名	薪		炭		価額合計
	数量	価額	数量	価額	
神代村	四八〇 <small>欄</small>	八六四 <small>円</small>	二、四〇〇 <small>貫</small>	一、〇一六 <small>円</small>	一、八八〇
笹川町	—	—	—	—	—
橋川村	一、九二〇	二、八八〇 <small>三〇</small>	八五〇	二、九三七	五、八一七
東城村	三三〇	九六〇	五、五〇〇	四四〇	一、四〇〇

(4) ワラ細工

農閑期に、山仕事や漁業などとともに、どの家庭でも行われたものにワラ細工があげられる。これは前記の物産表

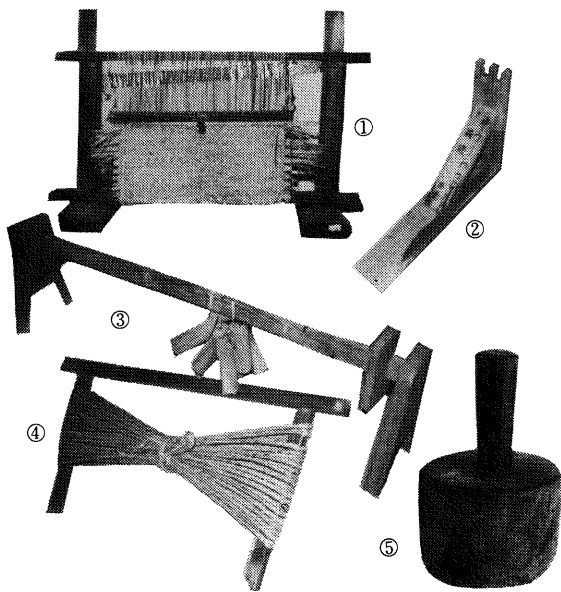
薪・炭の生産は当時の燃料として欠かすことのできないもので、その生産は『千葉県香取郡郡勢一斑』によると、第42表のように示されている。いずれにしても、林産物はその落葉にいたるまで、燃料に、あるいは自給肥料の材料、そして温床の踏入材料として使用された。山茅なども、屋根の修理と葺替えには欠かすことのできないものであったので茅無尽などを行なった。当時は冬の農間の山仕事は大事な作業であった。

第43表 香取郡のワラ工品生産

品名	数量	価額	製造戸数	職工			主産地
				男	女	計	
苳	54,327 <small>枚</small>	3,639 <small>円</small>	1,302	266 <small>人</small>	1,997 <small>人</small>	2,263 <small>人</small>	高岡, 瑞穂, 津大須賀, 多古, 新島, 古城, 多古, 笹川
吠	2,330 <small>枚</small>	167 <small>円</small>	32	16	19	35	各町村
縄	290,645 <small>貫</small>	22,379 <small>円</small>	7,981	4,450	8,086	12,536	各町村
草履及草鞋	152,060 <small>足</small>	2,433 <small>円</small>	2,539	1,766	1,740	3,506	各町村

て同じであり、明治四十二年の『千葉県香取郡々勢一斑』にも第43表のような表が示されている

また、東庄町でも旧笹川農商務統計に第44表のような表が示されており、その戸数から見て、ほとんどの家でワラ細工が行われていることが推定できる。そのうち、自家用の占める割合も多かったと思われるが、副業として現金収入となつ



藁工用具 (1)むしろ織り (2)草履作り (3)俵あみ (4)縄たがみ (5)わらうち

にも額は少ないながら、各村々に記載されているのを見てもわかる。

これによると明治の初期においては、主に苳、縄、草履、草鞋が普通に生産されている。

この傾向は明治期全般にわたつ

第44表 笹川のワラ工品生産

項目 品目	製 品		製 造 戸 数	職 工			備 考
	数 量	価 額		男	女	計	
蓆	5,100 ^枚	408 ^円	340	—	680	680	農業戸数 561
吠	—	—	—	—	—	—	
縄	5,000 ^貫	250	250	50	200	250	
草履・草鞋	45,000 ^足	45	150	70	80	150	

第45表 笹川に集荷された吠，蓆

品 目	数 量	価 額	単 価	輸 出 先
蓆	350,000 ^枚	10,500.000 ^{円 銭厘}	30 ^厘	茨 城 県
吠	10,000 ^枚	500.000	50	茨 城 県

ていたことも当時の金銀出入帳などの示すところである。また、第45表は明治四十年の笹川町農商務統計の「一時集散ニ係ルモノ」で、他から入ってきている蓆と吠の数量と価額である。

このことによつて、少なくとも笹川にはワラ工品の集荷を営む者がすでに存在して、周辺の村々から農閑期などに生産された製品を買いとり、舟の便を利用して茨城県などに輸出していることがわかる。比較的商品作物の進展の遅かったこの地域においては、副収入として大切な作業であつたことが想像できる。

(5) 商品作物

商品作物としてあげられるものに、綿、藍、繭、茶、菜種、煙草などがあるが、明治の初期においては、いずれも目だった生産が認められず、ごく限られた自家用の作付の範囲に過ぎない。

綿は、自家用に作付されたと伝えられているが、物産表などの記録には見当たらない。藍もごく一部で作付されていて、正

確に記録に残されているものでは、東今泉で明治七年、五〇〇貫、同十七年から二十年にかけて年々二二〇〇貫くらいの生産があった(東今泉区有文書)。明治四十二年には香取郡で六六四〇貫の藍を、主に豊里村、橘村で生産しており(『千葉県香取郡々勢一斑』)、それが限られた生産であったことを示している。

煙草の耕作者は各村々にわたって多いが、いずれも各人数坪であり、本数にしても数十本が多く、すべて自家用としての栽培で商品作物の域にはいたっていない。

明治初期、千葉県は茶を商品作物として奨励し、種や苗のあっせんなどしてその育成に力を入れた、そのため県下でも製茶が盛んになった。東庄地域でも橘村の石出の岩田藤兵衛が同村宮本の五十五反(地名)に茶園を開き、製茶を奨励し、特産物として銚子や小見川地方に移出したのをはじめ、ひろく地域全体に茶の栽培が行われるようになった。しかし、大規模な経営は、その後は見られず、やがて移出の不振と養蚕の興隆とともに製茶量も少なくなって、自家用生産としてのみ存続した。

明治四十二年、香取郡全体の茶畑および、製茶は『香取郡郡勢一斑』によると反別で八六町七反、製造場四二戸、自宅製造一八九一戸で、生産高は七四六六貫、価額にして一八二四円の生産をあげている。その主な産地の一つに橘村の名も見られる。

明治四十四年の東城村統計には、村内で茶畑四反、製造戸数三八戸で七九貫の煎茶を生産し、自家用であることが付記されている。

明治四十年、笹川農商務統計には笹川町で八反の栽培、八〇戸の製茶戸数とあり、いずれも自家用および台地部の飛砂防止用としての地位に終った。

茶や綿作の衰勢に代って盛んになってきたのが養蚕業であった。養蚕は二代県令船越衛が特に力をいれて奨励した

ことは『千葉県史』にも記されている。東庄地域ではいつごろから養蚕が行われていたかわからないが、『千葉県香取郡誌』などによると、古くから箱飼などの小規模な養蚕は行われていた。しかし明治期になり、それは一変して、いたるところ桑園の見えないところがないほどになったことが述べられている。『千葉県農業百年史』（千葉県農林部刊）などにも、その動きがよく示されている。

安政の開港により生糸の輸出が盛んになり、その影響を受けてその価格が上昇した。千葉県でも養蚕は明治初期からその動きが見られるが、それがより隆盛のきざしが見えるのは明治十年以降とされているが、それも投機的な面が多く、技術的な面にも問題があり、普遍的に定着するのは、三十年以降明治末期まで待たなければならなかった。その後、養蚕技能者養成のため、養蚕伝習所が設置されたり、明治二十年の桑苗貸付年賦償還規定が發布されたりしてその発展が計られている。さらに西南戦争後のインフレやその後の松方財政によるデフレは、維新以来の自給自足態勢から貨幣経済にまきこまれつつあった農村を、大きな苦難におとし入れた。この国内経済変動を経過して県行政もさらにその振興に乗り出し、明治二十年、蚕糸業組合例則を發布、同二十一年養蚕伝習所を県内五か所に設置、そして三十一年、さらにそれを増加させて同業者の連絡や技術の養成を計った。明治二十七年には郡農会規則が發布され、翌二十八年には県農会が設立され県農会が中心になって蚕業振興の努力が進められていった。また「蚕業三要項 励行組合規約標準」を決めて桑園の改善、蚕病の消滅、稚蚕の共同飼育の励行が計られ、明治末期から大正にかけて技術の基礎づけがなされ、千葉県の養蚕が急速に伸展していった。相馬郡・東葛飾郡から印旛郡・匝瑳郡それに夷隅郡・山武郡・香取郡が中心的な養蚕地帯に発展していった。香取郡でも、新島、津宮を除く全部にわたって飼養され、東部では特に豊里・橘・笹川・東城などの東庄地域もその中心的な地域にあげられている。

東庄地域でも養蚕が産業として隆盛を見るのは、やはり明治後期にいたってからである。明治初期の文書にも種紙

の売買の記録があり、さらに新治県が明治七年に行つた養蚕取調の報告書の控が小座村、窪野谷村に残されている。これらによると小座村では養蚕は「一切無御座候」と報告され、窪野谷村では、「高木喜兵衛が桑三百本、製種紙一枚。飯田平左衛門が桑千五百本、製種紙八十枚、蛹、生糸無御座候」と記され、当時一部で養蚕が行われていたことを示している。しかし、同じころの物産書上書などの文書からは繭生産の記載がなく、また安定した商品作物として普遍的に行われた様子は見られない。しかし、明治十五年には笹川でも、高木惣兵衛（自由民権家）が養蚕組合を作るなどをして養蚕への動きが伝えられている。

昭和の初期に作成された「東城村誌」（草稿）には次のように大正期以前の養蚕の状態を述べている。

本村ニ於ケル養蚕業ノ起リシハ年既ニ古ク、一時ソノ勃興ヲ来シ、専門的經營ヲナスモノサヘアルニ至リシモ当時ハ技術未ダ幼稚ニシテ經營亦宜シキヲ得ズ、從ツテ豊凶常ナカリシカバ一般農家ノ副業トシテ從事スルノ機運ニ接セズ、自然衰頽ノ状態ニ陥リシモ大正三年頃ニ至リ漸ク当業者ノ自覚スル所トナリ、組合ヲ組織シ郡ノ奨励規程ニ基キ、共同經營ノ法ニヨリ稚蚕共同飼育所ヲ設置シ、技術者ヲ傭聘シ博ク模範的ノ飼育法ヲ示スト同時ニ蚕種蚕具等ノ共同購入ヨリ生繭ノ共同販売等經濟的改良ヲ圖リ、生産費ヲ節約シ、所謂小費多獲ノ法ヲ講ジ一方ソノ經營法ヲ改良シ、副業的ニ普及セシメ、専門的投機的ノ經營ヲ戒メ着実健全ナル蚕業ヲ営ムニ至リ漸ク年ヲ逐ウテ発達ノ域ニ進メリ

また、笹川町の明治四十年の農商務統計には、桑畑二〇町二反の作付反別の記録があり、さらに次のような付記がある。

桑畑三町式反ノ増ハ山林開墾及荒畑地増植セシモノニシ、猶将来増植ノ状態ニアリ、既ニ客年処々ニ於テ其養蚕飼育戸数五十

額 表

秋		蚕		計				郡内掃立額順
戸数	枚数	産額	価額	戸数	枚数	産額	価額	
80	149	122	3,021	173	330	315	9,281	〔25〕 〔23〕 〔24〕 〔15〕 〔13〕 〔16〕 〔22〕
92	163	110	2,906	180	347	295	8,971	
89	220	166	4,663	218	472	410	12,440	
94	192	116	3,121	190	461	324	10,077	

(『千葉県香取郡郡勢一斑』より)

綿 の 産 額

屑 糸		計		真 綿		
数量	価額	数量	価額	戸数	数量	価額
—	—	5	225	1	1	6
6	40	51	2,038	3	15	225
—	—	—	—	—	—	—
2	8	12	418	—	—	—

(明治42年『千葉県香取郡郡勢一斑』より)

七ヲ示シ、本年度ニ於テハ八九ヲ示シ来リ、以テ徴シテ増植ノ因ル処ヲ周知ル可キナリ

これによつても養蚕業の興隆の様子がうかがわれる。同三十九年の神代村の通知文書七六九号にも、既に養蚕が副業として取り入れられて来たが、その投機的なるのをいましめ、その充実のために注意が述べられている。

笹川町には明治四十一年にすでに郡立養蚕伝習所も設けられ、生徒の募集も行われた。次の文書(石出区有文書)は生徒募集書のなかの条項である。

本郡養蚕伝習所ニ於テ七月廿日ヨリ入所スベキ生徒募集候条、左記各項御承知ノ上、御区内御勧誘相成度候段、及御依頼候也

第46表 繭 産

項 目 村 名	桑 畑		春 蚕			
	反 別	戸 数	枚 数	産 額	価 額	
神 代 村	20.8	93	181	193	6,260	
笹 川 町	20.7	88	184	185	6,065	
橋 村	42.8	129	252	244	7,777	
東 城 村	25.0	96	269	208	6,956	

第三節 殖産興業

第47表 蚕 糸 及 真

項 目 町村名	製 糸 戸 数	女工数	1ヶ年 繭使用量	生 糸		玉 糸	
				数 量	価 額	数 量	価 額
神 代 村	2	3	6	5	225	—	—
笹 川 町	3	9	53	45	1,998	—	—
橋 村	—	—	—	—	—	—	—
東 城 村	1	1	13	10	410	—	—

明治四十一年七月八日 橘村役場

石出区長田谷榮助殿

- 一 満十七才以上ノ男子若クハ女子
- 一 品行方正身体強健ニシテ学力高等小学校卒業、若シクハ之レト同等ノモノ
- 一 前項ノ資格ヲ有セザルモ多年養蚕ニ従事シラルモノ
- 一 食費ヲ支給ス

養蚕業が盛んになると、各地に研究グループや組合が結成され、特に日露戦役後の農事改良運動に伴って蚕業三要奨励行組合も結成されて、蚕業の改善が進められた。橘村でも明治四十年に結成されている。この組合は県農会の指示、方針に沿って、桑園の改善、蚕病の消毒、稚蚕の共同飼育を中心に、貯蓄、講習会、品評会なども行い、桑の過不足を融通しあい、県および郡

農会の監督を受けることが規定された。明治四十年七月には、香取郡下で一・二か町村で、二・四の同組合が結成され、たがいに連絡を保ち、郡農会事務所などで協議会などを開いて、普遍的な発展の努力が進められた。また、明治三十六年には千葉県蚕友会から『蚕友』の第一号が発刊され、会員のなかに橘村の飯田助作などの名が見られる。明治四十二年の東庄地域の蚕業の状態を示しているのが第46表である。

これによると養蚕高は橘村がもっとも多く、東城村がそれに次いでいる。畑作全面積からの比較では、笹川が一七%、神代、橘、東城が一三%前後を示しており、いずれも畑作物では、麦、甘藷に次いで主要作物の一つとして、重要な地位を占めるにいたっている。養蚕業についても、春蚕・秋蚕も量の差はあれ、飼養戸数の差がなくなり、春秋の飼養の定着が見られる。春蚕の一戸平均の産額は橘村で六〇円、神代村は六七円、東城村が七七円、笹川町が六八円の生産を挙げている。春秋の飼養する者は、年間一〇〇円を前後する収入を示し当時の農家の商品作物としての地位がうかがわれる。

以上のように、明治の末期には東庄地域でも養蚕業が農家経営のなかに定着して、やがて笹川町内にも繭市場などが設置され、大正期に向けて発展していった。

蚕業が盛んになるにつれて、蚕糸の製造を手がけるものも出てきた。第47表は明治四十二年の東庄地域の蚕糸産額の状態である。いずれも座繰取で、戸数も生産も少なかった。

なお東城村の明治四十五年の統計には蚕種の製造戸数（営業四戸、自家用三五戸）（第48表）が示されている。

第48表 蚕種生産量

種	類	数	量	価	額	単	価
蚕種	普通製 框製		140枚		182円		1円30銭
			47,600蛾		1,047円		22銭

(6) 畜産

明治期における養鶏・畜産業は、専業的なものは見られない。

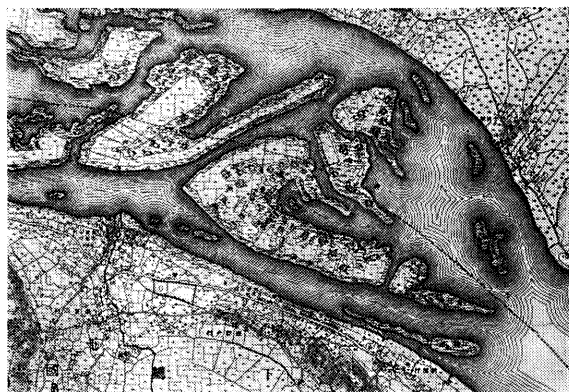
馬は農用(荷馬用)として古くから飼育されていたが、毎戸飼育されていたわけではなく、明治四十二年には、笹川町で二九頭、神代村で一四七頭、橘村で一五八頭、東城村で一五六頭に過ぎない。牛にいたっては全地域を合せても、わずかに二三頭に過ぎず、そのうち笹川町の三頭が繁殖用に向けられ、他は農用である。

養豚については、明治後期に飼育が見られるが、前期・中期の記録が見られない。明治四十二年には、神代村で四八頭、笹川町で一四三頭、橘村で三一二頭、東城村五九頭が副業的に飼育されている。

養鶏は徳川時代から各家で副業的に五羽、一〇羽くらい飼養していたのが実態であったと思われる。明治四十二年には、神代村が四〇三戸で三二二六羽、笹川町が三四一戸で二五八四羽、橘村が五五四戸で三〇三〇羽、東城村が三六七戸で二三六八羽をそれぞれ飼養し、いずれも平均して一〇羽にみたない羽数であった。

2 生産への努力

(1) 開墾



第8図 明治初期の沖洲

明治に入ってから農業生産の向上が図られ、原野や附寄洲などの開墾による耕地の拡張が、殖産興業策や士族授産策という国策を遂行する重要な事業として各地で盛んにおこなわれた。東庄地域でも、個人でおこなわれた山林などの開墾は、いたるところに見られる。それは当時の開墾届、開墾成功届、地価査定願などからわかる。このほか、入会地や寄洲などの官有地の払い下げによる広い区域にわたる開墾も明治期には多い。

須賀山地先 その主なものの一つに笹川地先の附寄洲の開墾がある。

附寄洲の開墾 地元に残されている文書（高木堅吾家）によると、「村方附寄洲へ寛政年間ノ頃ヨリ小分之場所阿玉川村境ヨリ垂り出来、追々盛大ニ相成ル」と、述べられてある。この附寄洲は年々増加して明治初期には一部すでに鳥嘴状デルタと化していて、それぞれの洲が互に水面をへだてて散在していた。

寄洲地積の増加とともに、地元では開墾を望む声が多く、文政十一年（一八二八）以来、度々開墾願が提出された。しかし、その度ごとに担当の

役人の役替えがあつて果たされなかつたり、河の水行の問題が持ちあがつて希望が入れられなかつた。特に須賀山村（笹川）は霞ヶ浦や北浦の水が利根川に合流して流れる喉咽のどもとにあたるので、寄洲が固定化されたり、開墾などが行われることは上流地域の村々にとつては流れの停滞の原因となることで困ることであつた。また、この地域を含む下利根は、水戸・宮谷・小見川その他諸藩の境界地であるため古くから係争問題を含んでおり、開墾も一様には進まず、ついに明治に入るまでほとんどその開墾はされないままに推移した。

たまたま、居切の堀割の際、費用ねん出や失職士族などの移住を兼ね、下利根の寄洲の開墾も計画された。対岸茨城の居切の堀割は、利根川の洪水を防ぐため長い間の懸案であつたが、明治二年二月工事に着工、途中変転を見せながら明治四年七月ごろ完工した。明治三年三月の「附寄洲大繩反別改」（高木堅吾家文書）によると、須賀山地先「合反別百七拾町三反拾四歩、内拾五町九反四畝歩作附」と記され、開墾の行われていることが示されている。いずれにしても堀割工事進捗に伴い、須賀山地先の附寄洲の開墾の計画も進み、それに先だつて明治三年九月には、附寄洲は地元の強い願いも入れられず、上知された。明けて同四年三月には、須賀山村字新切の二町五反歩を買いあげ、開墾局の出張所が民部省と東京府の手によって建設された。地元の「心得書」（高木堅吾家文書）によると「局ハ土間ニ不拘、疊惣數五拾六疊敷、屋根ハ惣瓦葺、外ニ三間ニ八間ノ蔵三棟、其外小蔵壹棟、局ノ敷地廻リハ四方竹ヤライヲ以相囲フ、門は表裏共、冠木門也、字粟堀辺元四給之林地拾八町余ハ不殘開墾局之附屬ニ相成、御用木ハ右官有林ヨリ伐出ス、其節上ノ御目論見ハ東京より土族之者式百名差下リ開墾地ヲ分与シ、不殘農ニ御取立之方法ニテ如斯至急ニ開墾局ヲ設置シテ開墾被成候ニテ該士族人冢取場所ハ粟堀通り官林之内ニ被成候目途ニテ翌正月頃より夫々人家取ノ割付ニ取掛リ」とある。これによって開墾局の様子がわかるが、この「心得書」には、さらに官員住居（三間に六間くらい）七棟の建築も記録してある。局長増野大属をはじめ、田中小属、坂田権小属ら一四人の官員が派遣された。

右の記録にもあるように士族や窮民の移住が一つの目的であり、開墾に当たっては当所地先を銘々持場をきめて適当な価額で望みの者に託し、また、別に東京からの貧民五、六十人をこれにあてる計画であった。しかし、この計画も急に中止になり、開墾地払下げの方法に変わった。明治五年三月十二日、官員は東京へ引きあげ、その後、建物など農具・農船などはことごとく入札払下げになった。明治六年の、この開墾地払下げについて、地元須賀山でも再度入札に加わったが、落札することができず、東京の人武本吉介、毛利定次郎へ払下げられることになった。その後、寄洲の開墾地は、右の二人の依頼を受けた地元の人々により、次第に開墾されていった。つまり地元の人々による下作であった。

明治十二年一月四日にこの土地が上知されて、同十三年四月にはふたたび兩人に払下げられている。その間の事情ははっきりしない。その時、すでに兩人の依頼を受けて、地元の人々が開墾した一一町九反余の耕地があり、継続してその下作を鼻に願出て、許されている。同十三年四月には、兩人より地元への払下げの話がおこり、その問題をめぐり、須賀山村では、今までの毛利、武本の兩人との開墾や下作などの従前からの関係を理由に払下げを主張するものと村の地先であるので村中平等に払下げを主張するものとで村を二分しての大紛争になった。明治十三年十二月十三日、「下利根川通附寄洲開墾地券状御書替願」（多田庄兵衛家文書）によると、市橋庸助外二名が村民平等の払下げの代表となって払下げを受けることになった。しかし、なお紛争がつづき、裁判問題におよんだが、明治十五年八月結審し、前記のとおり払下げられた。そして、平等の分割で地元住民の各人に払下げられて耕作されるようになった。

その時の地券書替面積は、一番洲から七番洲まで合計八七町四反四畝一五歩とあり、その内訳は田四五町六反と畑五反九畝であり、残りは「附寄洲」として記入されている。これによって、明治十三年には須賀山地先の寄洲には五

第49表 開墾地の土地利用反別

(「下利根川通附寄洲開墾地券状御書替願」明治13年12月13日による)

場所	面積		田	畑	附 寄 洲	合 計
1	番 洲	33.3.02	反 畝	反 畝	30.7.02	町反畝 4.6.0.05
同	飛 洲	9.3.19				9.3.19
2	番 洲	168.7.21		2.9.18	73.2.02	24.4.9.19
3	番 洲	512.17		2.9.18	251.0.15	30.5.2.23
4	番 洲	13.1.11			57.5.24	7.0.7.06
5	番 洲	104.9.20				10.4.9.20
6	番 洲	544.15				5.4.4.15
7	番 洲	207.06				2.0.7.06
合 計		455.9.15		5.909	412.513	87.4.4.23

(合計の数字は原文のまま)

○町余の耕地が開墾されていたことを示している。第49表はその内訳である。

その後、右の開墾地外の寄洲の官有地は、明治十五年には御料地となった。その間にも草生地の地元への拝借運動も行われたが、十五年に宮内省はその開墾と作附を「御手作」の仕法によって計画した。それに対し、高木惣兵衛が惣代になり、多田彦次郎をはじめ小見川戸長など七か村の戸長が宮内卿徳大寺實則に具申し、地域農民による拝借、開墾、下作を願い出た。その後もこの御料地の拝借について、さまざまなきがなされた。

開田記念碑の文面によれば、武崎卯之助、大網幸松、五十嵐莊太郎、野口藤兵衛、林正義、五十嵐勝治郎、箕輪安松の七名が代表委員となり数回にわたる請願陳情のうえ、明治二十八年三月地元において、分割小作が認められ、その拝借が決定した。明治三十七年の下作米名寄台帳(笹川町役場文書)では、御料地のうち一五町九反六畝二八歩の水田面積があり、それを四一三株、四等級にして分割で下作耕作を行っている。その後、大正期に入り地元への払下げを経て耕地整理を施行し、その拡充が重ねられて現在にいたっている。

坊内原

字粟堀や坊内原などの畑は明治初期においては芝地や山林であった。原新畑も明治十三年、二八三株に分割されて開発されている。

坊内原は、明治四十二年に官有地から笹川町に払下げられた。四七一四番地、四七一五番地の二筆合計一三町九反六畝があった。それを五十嵐莊太郎ほか十余名の委員の努力で、二〇二株に分割して希望者に貸付けられた。明治四十二年九月には、測量畝上帳が作られ、一株約六畝前後にして二〇二株に分割されている。うち五〇余筆は宅地で、残りの土地は畑として開墾されて耕地の拡張に供された。大木戸区有文書によれば、貸付にあたっては、宅地を優先的にした。希望者の多いところは抽籤により貸付けられた。貸付けにあたって、一等宅地一反につき金一五円、二等宅地は一〇円、畑一反につき金三円を納め、十年間据流しとした。貸付料については、畑は二か年間畝下猶予とし、三年目より二斗五升から壹斗七升を、宅地は五斗から四斗を徴収した。さらに一度貸付けられた畑も、その後宅地と



第9図 開墾前の後野，向台

しての希望や公共に利益のある事業のためには、貸付の変更も規定している。

しかし、これらの土地の個人への払下げは後代まで待たなければならなかった。

後野・向台の開墾
台地においても、まき株
地や山林が開墾され

て、畑に姿を変えて行った。中でも小南・栗野・青馬の三区にわたる字向台、および後野の開墾がよく知られている。

これらの区域は、かつて入会秣場として利用されていた所である。往古は、その残された地名などから牧場であつたともいわれ、延享年中紛争がおこり、大岡越前守忠相などの捺印のある幕府評定所の裁定書が残されていることでも知られている場所である。

明治期になって、早くからその開墾が考えられていたようで、新治県の管下であつた当時、香取郡谷中村の貫属土族山田毅一の名で、開墾・払下げの願書の下書が残されている。同じころ、青馬村戸長河津太兵衛名義で同じような願書が見られる（いずれも青馬河津貞夫家文書）。明治六年から同八年ごろまでの時期のものと思われる、右の山田毅一の願書には次のように記されている。

第五大区小三区下総国香取郡谷中村貫属土族山田毅一奉申上候、祖父萬作儀戊辰年以来当村ニ移住、方壤尺地之所有無之無産ニ罷在生計相迫候処、昨壬申十月廿九日復籍被仰付、家禄五石三斗被下置、一家飢渴之憂ヲ免レ、至大之御徳沢奉感戴候、然ルニ方今諸般（諸般カ）之御新政御用途御多端之折柄、愚拙徒食仕候者汗顔之至、就而は分之報効仕、且自活之道相立候上、家禄返上徒食之罪戾相免レ度

御新政以来外国御交接之道盛大ニ御開相成候ニ付而は荒蕪之地開拓仕穀物ニ不限、海外輸出之物産培植可仕旨御布告御座候得共、小民之情態、時勢之變遷了解不仕、旧習ニ泥ミ培植之方法、未多一変不致、御国益盛大ニ不相成候儀不少、就而ハ私儀荒蕪之地、御払下ケ相願、一己之利潤ニ營求不仕、首唱ニ相成、近村貧民共地所望之者江割渡地利之便ニ從ヒ牧畜は勿論桑茶西洋菜草等旧習ヲ一洗致シ、専ラ御国益ニ相成候物産盛大ニ培植仕候得共、往々近村諸人トモ伝聞シ、民工（民工）一変仕、御国益相進み候様可相成見込之地所左ニ奉申上候

大何区小何区下総国香取郡青馬村小南村粟野村入会野凡何十町步

一 御払下ケ代金地所御見分之上、至当之代金ヲ以御請可仕候

一 御松下ケ相成候上ハ、五ヶ年相立御見分之上、地位相当之租税上納可仕候

一 三ヶ村ヨリ上納仕来ル野永之儀、租税相定相成候迄、従前之通、従私上納可仕候

右願通御松下ケ御国益ニモ相成候得ハ分寸ニ報効モ相立生計行立、家禄返上仕候様相成候得ハ徒食之罪戾(ママ)モ免れ、難有奉存候也

山田毅 一

こうして、この地域は明治のはじめから多くの人々によって、開墾がはかられた。その後明治十六年九月にいったて、青馬の人遠藤誠一、栗野の人鈴木源助、鎌形泰平、小南の人青野庄三郎などが、各惣代願人となり、前記芝地二七町五反二畝十八歩の開墾および成功後の払下げを願ひ出た。そして翌十七年九月二十四日認下され、同十八年三月開墾に着手、同二十年に全部の開墾が完了した。

また、さらに同所の嶮岨地八町は、同じ遠藤誠一ほか五名によって、明治十九年三月四日、開墾が申請された。そして同十九年四月十二日の認可を経、二十一年開墾が成功している。

明治二十一年にはこれらの払下げ認可があり、両者合せて三十六町歩余の耕地が生まれた。双方合せて土地代金一四三円八六銭で払下げられ、生産増大に寄与している（海宝精太郎家文書）。

以上のほかにも平山の寺台・戸崎・向台、そして羽計の清水などをはじめ、各地域において山林原野の開拓が、面積の大小はあるとしても、明治期を通して行われた。当時の地引帳にも、村によっては、試作地・開墾地の附記がなされるなど、耕地拡張への努力がうかがわれる。特に日清戦役後は、残された荒蕪地の開発が推奨されて生産向上が図られている。

開墾によって拡大された土地に、稲をはじめ、桑の植えつけや甘藷の増植が行われ、商品作物の増産が計られてい

第50表 耕地反別比較表

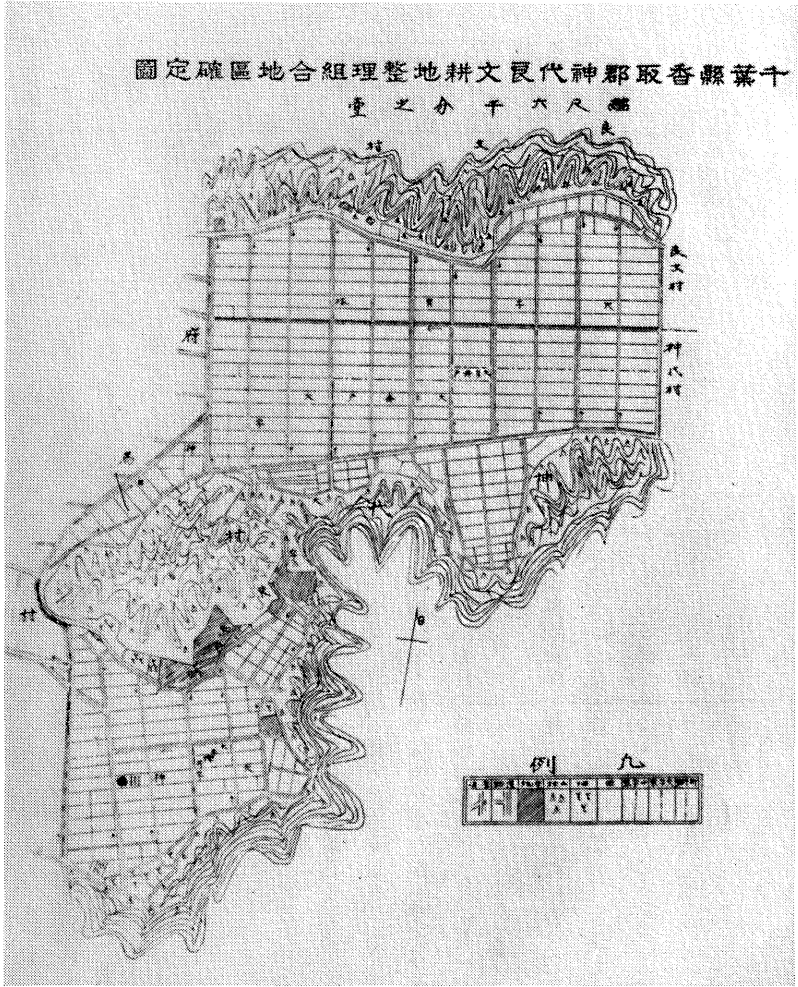
町 村 名	明 治 42 年 反 別			明 治 初 期 反 別 合 計
	田	畑	計	
神 代 笹 川 橋 東 城	町反	町反	町反	町反
	337.1	153.8	490.9	367.7
	279.0	119.4	398.4	204.4
	329.7	269.0	598.7	274.1
	382.5	187.6	570.1	322.8

つた。
 第50表は明治十年以前の反別書上(多田庄兵衛家文書)を集計した数字と、明治四十二年の『千葉県香取郡郡勢一斑』の民有々租地反別表を比較したものである。耕地の拡張の状態がよくわかる。

(2) 耕地整理

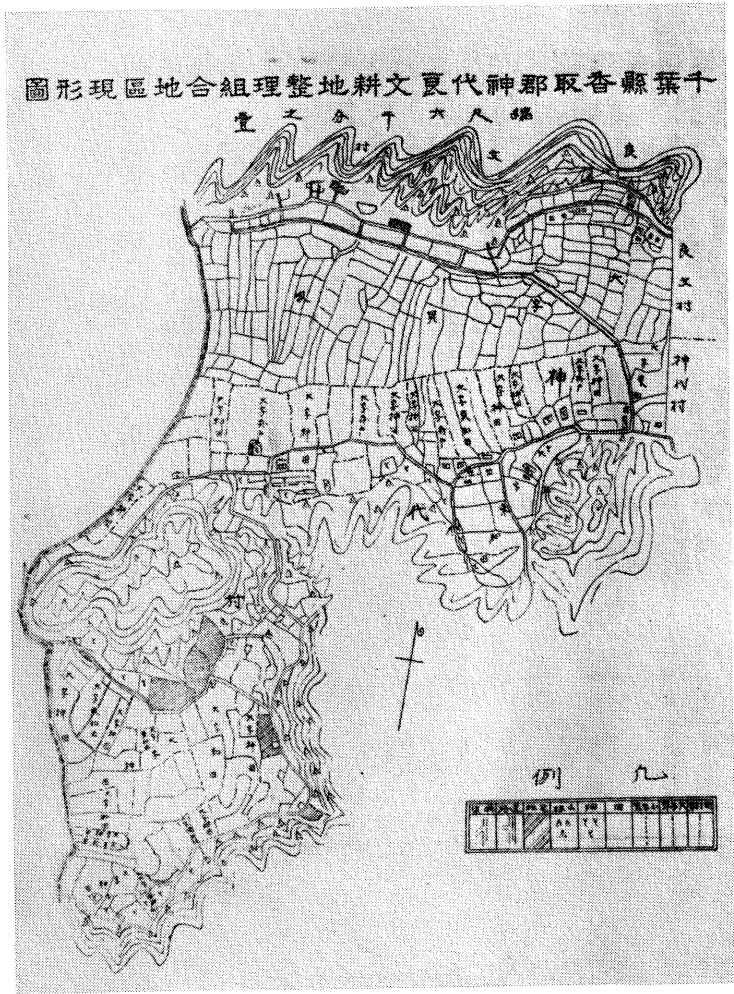
農事改良のうち、もっとも大きなものは耕地整理であった。水田稲作を基幹としていた農業にとって、その生産力をたかめ、労働の合理化を図るうえにおいて、耕地整理は不可欠な条件であったといえる。当時、用・排水もなく、形も面積も雑然として、土地所有も交錯して、耕作・運搬にも不便な個所が少なからずあった。明治期、耕地の開発や栽培技術の改善と共に、耕地条件の整備は農業近代化の第一歩としての必然的な事業として登場してきた。

明治三十二年三月、耕地整理法が公布され、さらに同四十二年、新しい形で改正耕地整理法が公布された。それによると区画、畦畔、農道、水路を合理化し、耕地の分散の解消を目的としていた。その実施にあたって、低利資金の長期借入や、補助金の交付等を受ける法人組織をつくり、全土地所有者の二分の一以上、そして全面積・全賃貸価格の三分の二以上の参加が事業実施の条件となっていた。こうして上からの強力な助成等によって耕地整理事業が推進された。



(左)・後(右)の地図

香取郡では多古町における整理がその最初とされ、それを模範として、各地で行われるようになった。東庄地域では明治四十二年、萬歳村溝原を主として、中和村それに東和田の一部にわたる整理が行われた。その地域は山間に耕地があり、高低がばげしいので、耕地整理によって灌漑、排水の便を図り道路の整備が



第10図 耕地整理前

行われた。

それに続いて東庄地域の耕地整理は、神代良文第一耕地整理組合と笹川町外二ヶ村耕地整理組合によってそれぞれ行われ、共に大正の初めにかけて完工されている。以後、大正から昭和にかけて各地に耕地整理が進められていった。

神代良文第一耕地整理は、神代村東和田を中心に良

文村にまでおよぶ総面積三〇町七反五畝二〇歩の地域で、明治四十四年二月二十四日、組合の設立認可を得、同三月一日、工事に着手し、四年八か月の歳月を費して、大正四年十一月三十日にその工事を完了した。

この地域の東北部一帯は丘陵にとりまかれ、耕地の中を黒部川が流れているが、川床が高まり、常時悪水を湛え、年々、水害の面積はその半ばを占めていた。他方、残りの耕地も旱天の時には旱害を受けていた。そのうえ道路も不備で、耕作も自然、粗放に流れがちであった。そのため、神代村の上代麟五郎・上代百合之助・上代千代五郎・高木幸三郎・岡田治三郎・菅谷豊吉、良文村の遠藤半平など六名を加えて一三名が発起人となって事業が始められた。総面積は三〇町七反余で、工事費総額二八五九円六錢九厘を費して完工した。これにあたって日本勧業銀行・小見川農商銀行よりの起債が行われた。

この工事の主目的は、黒部川改修によって灌排水を整え、道路・水路の変更、廃置を行ない、交通運搬・水利の便を得て田区の整理をして良田化することであった。黒部川の改修には隣村府馬村耕地整理組合と協力しながら進められた。

その結果、灌漑・排水設備が改良され、そして交通運搬の便が良くなったため、牛馬の飼養者が増加し、畜耕、二毛作も行われ、耕作も集約的に進められた。そして地力の増進と増収、さらに米質の向上が得られた。そのため小作者も競って耕作を希望するようになり、その果たした役割の大きかったことが報告されている。また次のような結果や耕地整理の概要が表示されている。

第51表 耕地整理による米作の変化

(1石当たり金30円の割)

種別	整理前			整理後		
	面積	反当収量	総金額	面積	反当収量	総金額
上田	56.524	2.000	3,393.000	64.618	2.200	4,142.000
中田	152.518	1.900	8,691.000	214.321	2.100	13,152.000
下田	63.827	1.700	3,315.000	9.607	2.000	553.000
計	273.015		15,399.000	288.616		17,848.000

第三節 殖産興業

第52表 水田における労力の変化 (1人当たり金1円)

種別 工区	整理前			整理後		差利益	引金	反当平均利益金
	面積	反当入夫	総金額	反当入夫	総金額			
1	156.007	30	4,680.000	25	3,900.000	780.000		5.000
2	117.008	30	3,510.000	25	2,925.000	585.000		5.000
計	273.015		8,190.000		6,825.000	1,365.000		

種別	整理前			整理後		差利益	引金	反当平均利益金
	面積	反当入夫	総金額	反当入夫	総金額			
溜池			三〇七五二〇					
堤塘			二〇八					
溝渠			二〇二四					
道路			一五五二二					
宅地			二七二五					
原野			二二九					
山林			三二二六					
畑			一〇四一一					
田			二七三〇一三					
田								二八八六〇九
田								反歩
田								二八八六〇九
田								反歩
田								九八一五
田								二八一八
田								一〇三
田								三四二二
田								一九六〇九
田								一五三〇二
田								二七二二
田								三四二六〇〇
田								一七二・〇三〇
田								四、〇三七・五二〇
田								三、五三六・一七〇
田								九九四・〇九五
田								八、七三九・八一五
田								金 二、八五九・四六九
田								金 一〇七

(地目)

(整理前面積)

(整理后面積)

財源について

県費補助金

整理費分賦金

換地清算徴収金

雑収入

合計

事業費

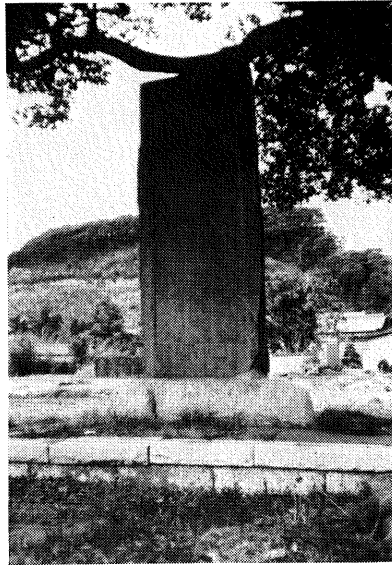
一 工事費総額

一〇七

内訳	金額	測量費	金額
道路費	金 八〇六・〇九〇 <small>圓</small>	雜費	金 一四二・五二二
溝渠費	金 一四九・四六六	二 事務費	金 三八・八四五
堤塘費	金 三二二・一四五	三 借入金利子	金 二、〇二八・七〇四
地均費	金 七七三・二三五	四 換地清算交附金	金 八一三・七七二
樋管費	金 一一六・二七四	五 創業費	金 二、三四二・一六〇
橋梁費	金 二〇六・六一四	六 雜支出	金 三〇三・六九二
堰費	金 二二二・六七六	合計	金 八、七三九・八一五
溜池費	金 四一・八四六	起債額	
井戸費	金 一六・〇二五		三、八〇〇・〇〇〇
用地費	金 三八・一三一		五五〇・〇〇〇
			日本勸業銀行
			小見川農商銀行

やはり同じ年、笹川町外二ヶ村耕地整理が開始された。これは笹川町と橋村羽計区、それに神代村高部区におよぶ地域の耕地整理であった。この地域は、桁沼を中心とする低湿の地で、水害あるいは旱害の両害に悩まされた湿田であった。したがって、灌漑・排水が不便なため、二毛作はできず、当時奨励されはじめた牛馬耕もできない有様であった。そのため、多田庄兵衛、五十嵐莊太郎、石毛嘉一郎をはじめとする関係者らが中心となって、明治四十四年二月、耕地整理組合設立の認可を得、工事に着手した。そして灌排水を整備し、旱害に備えて揚水機を設置するなどして、近代的な耕地に変身させていった。総面積は三四二町三反余、予算は四万二三六三円五八銭で、四万五〇〇〇円の起債によって、大正六年十二月完工した。

整理後は灌漑・排水の両方共便利になり、大部分の土地は牛馬耕が行われるようになった。そのうえ麦・菜種・レ



根方区にある笹川町外二ヶ村(柘沼)
耕地整理の記念碑

ンゲなどの二毛作も見られるようになった。次に右の耕地整理事業の経過を年表にしてみた。また、参考まで同整理事業の耕地面積の明細を付けてみた。

笹川町外二ヶ村耕地整理事業の経過

明治四十四年二月二十三日 国有土地ヲ耕地整理地区ニ編入願提出

明治四十四年二月二十四日 右の件認可セラル

明治四十四年二月二十四日 組合設立認可申請書提出

明治四十四年二月二十五日 右の件認可セラル

明治四十四年三月一日 組合長、副組合長選任認可申請書提出

明治四十四年三月二日 右の件認可セラル

明治四十四年三月二日 組合債起債認可申請書提出 右の件認可セラル

明治四十四年三月四日 評議員ヲ選挙ス

明治四十四年三月十五日 東京月島機械製作所ト揚排水機製作ノ請負契約ヲナス

明治四十四年三月十八日 耕地整理組合設立届提出 (三ヶ町村長宛)

明治四十四年三月十八日 耕地整理工事ニ着手ス

明治四十四年四月十八日 機械場基礎其他ノ工事入札ヲナン香取己之助ヘ落札請負契約ヲナス

明治四十四年六月七日 汽鐘汽機設置願提出

明治四十四年七月三十日 揚排水機試運転ヲ挙行ス

明治四十四年八月一日 汽鐘汽機設置ノ件認可セララル

明治四十四年八月十五日 組合會議員ヲ選舉スル

明治四十五年四月一日 第一回仮換地交付ノ通牒ヲナス

明治四十五年五月三日 第二回仮換地交付ノ通牒ヲナス

大正五年十二月一日 地区変更ノ件認可セララル

大正六年四月三十日 国有地ヲ民有地ニ無償交付セララル

大正六年四月三十日 民有地ヲ国有地ニ無償編入セララル

大正六年十二月二十日 工事完了ス 但シ工事着手ヨリ完了迄ニ要シタル人夫総數五万八千八百十八人

整理施行前後ニおける地目および面積

地目	整理前面積	整理後面積
田	二七四一七二六	二八二七九一八
畑	二八四一二九	三〇六七二七
宅地	三二四	〇
山林	一二七二八	四二〇六
原野	二七一六	〇
溜池	一一八	八二八
雑種地	〇	〇二八
計	三〇四二〇一一	三二三九九一七

明治期に進められた整理事業は、以上の三つである。その後、橘村北部の整理を初めとして大正以降も各地で整理

事業が進められ、農事改良事業の重要な事業として村民の努力が重ねられていった。

(3) 災害に備えて

開拓や耕地の整理によって生産向上の努力が行われたが、いぜんとして、水害や旱害に見舞われ、病虫害対策に悩まされていたのは事実である。特に利根川沿岸においては、まだ十分な堤防もなかったため、長雨がつづいたり、上流地域が大雨になったりするとその被害は大きくなっていった。こうして浸水や洪水に見舞われると、昔の香取海を思わせるような状態に遭遇した。

利根川には、長い間に上流から運ばれた土砂が堆積して洲ができあがっていた。一番洲から七番洲まで飛地を伴って寄洲が散在していた。一番洲と二番洲の間を通り、洲の両側の南落みなから北落きたに通ずる派流を「羽右衛門打切り」と言い、二番洲と三番洲との境を通ずる水路となっていた。そんな状態のもとにあって、川の流れを悪くするというところで、沖洲の開墾はもろんのこと、漁具の使用や寄洲の繁茂する草の刈取まで制限して、河水の流れに心をくだいた。それにもかかわらず、明治に入ってから度も重なる洪水が起こり、そのつど、流域周辺に多大の損害をもたらした。利根川沿岸においてはこの水害が相次いでいた（一九六ページ第8図参照）。

これまで明治に入ってから、船運のために河底を浚渫する低水工事は行われていたものの、堤防などの人為的施工はされていなかった。明治三十三年になってはじめて堤防施設を含む高水防禦工事が行われることになった。その第一期工事が笹川地先の「羽右衛門打切り」を起点に佐原から銚子にいたる四二キロの区間の改修工事として明治三十三年から着工された。この工事は利根川全域にわたって昭和五年までつづいた。

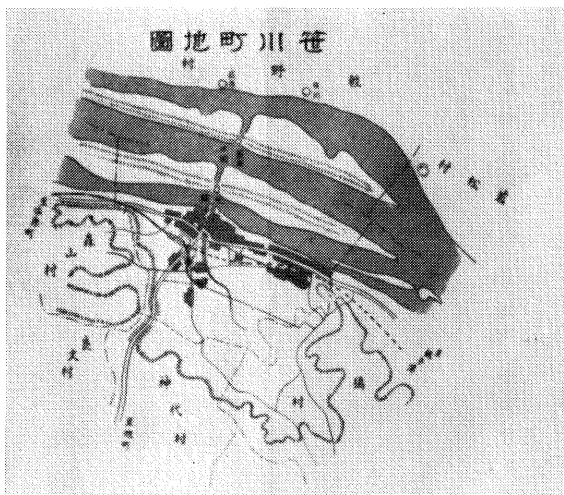
この工事に先立って、明治二十九年笹川では浚渫問題について同盟が作られた。この同盟は右の浚渫工事の準備の



同盟会の記録文書

鑿推進につとめた。

こうして、従来、人為的な手を加えられることの少なかった下利根川の開鑿が、前述のように利根川第一期改修工事として「羽右衛門打切り」地点から先ず着工された。これは沖洲を二つに掘割り、両側に堤防を作る工事で、笹川地域にとって大事業であった。村には大勢の人が集まり、一般家庭にまで人夫が宿泊して工事が進められたことは今も語りつがれている。次の史料「東国奇談」（天保水滸伝遺品館文書）などはその様子を物語っている。



第11図 開鑿後の姿

活動のために結成されたものである。同年九月二十九日には鹿野戸を除く笹川村から、合計二〇名の同盟の評議員が選出され、会頭高木惣兵衛、副会頭小山富之助を選任した。この同盟は、開鑿による埋立地の測量や図面作成を実施して、開鑿のための準備を進め、中央との連けいを図り、この河川開

千葉県香取郡笹川村地先キ利根川へ寄洲ヲ田地ニ開拓シタル場所ヲ同郡森山村字阿玉川区地先キ辺ヨリ川幅式千間ト定メ、水行ノ為メ真筋ニ笹川沖ノ洲迄凡壹里余ノ堀割スルモ、則字拾六島ト称ス処々ノ田地水害ノ予防工事ノ水流川ノ堀割出来、掛リ役員見張場ヲ笹川字孤數原ト称スル処へカセン役所ヲ設ケ、壹人一日雇人歩ノ日当金卅銭、自分弁当ニテ諸国ヨリ農民或ルヒハ黒鍬土方職ヲ多人数募集、及び土木員ノ指揮ニ応ジ日毎器機船ヲ以テ凡式千人余ニテ工事励強スルト雖モ、又人歩力不足ノ為メ、土木員ノ此掛ヨリ栃木組ノ土方職ノ親分黒岩又五郎ト言フ奴ニ言エ附ケル処ノ事情ト言フハ、其ノ方今式三百人余モ雇ヒ、人歩ヲ募集スル事如何哉ト問処、又五郎ノ答へニ、雇歩式^(夫)三百人ノ土方職集スルハ些五七間ノ内ニ当地へ招キ寄セ舛ト上申ニ、然レバ左様取計ヒ與レト言へ渡サレテ、土方親分ノ又五郎カ直ク書翰ヲ認メ、自分ノ子分ナル足早ヤノ八蔵ヲ国元ノ小頭権次ノ方へ遣スヤ否同人カ十方八方へ人歩ノ手配促ス処、直クサマ三百人ノ土方職人カ集ルヲ幸ニ該小頭権次カ同道案内ニ笹川村へ連レ来リテ親分黒岩又五郎ニ三百人ノ職工管ヲ相渡スヤ直ク土木掛リ員へ人歩募集ノ義ヲ上申スルニ、其ノ翌日ヨリカセン工事ニ取懸ラセ掛員ノ指揮及ンデ使フ処ガ、五七日間ハ能ク励強シタル処カ最早ヤ日数立つニ随ツテ情怠ヲ醸シ、何ゾレニモ工事怠リ勝テ他ノ雇人ノ障ニナル故、今度来ル三百人ノ職工皆情職ニ困ル事ヲ掛員ヨリ土方親分又五郎へ放逐スル事ヲ断言ニ、栃木組親分モ大^(イ)エニ困却シテ跡組三百人ノ小頭権次方へ此事情通言スルト諸国ヲ雲水同様に涉リ歩行職工輩故、該放逐事情聞クヤ否土木掛員ノ役所へ乱暴スル処ノ頃ハ明治卅二年二月廿四日旧正月十五日ニ土方職人栃木組ガ多勢一致同心ニ及ンデ暴レ込ムヤ否掛リ役員ヲ叩キ殺サント乱入スルヲ土方大綱組ガ見ルニ忍ヒズ頭分ノ衆ガ五六人取鎮メニ其場へ進ムト……………(後略)

これによつてはかから大勢の人夫が工事にきている様子がわかる。

大雨による出水は利根川だけでなく、村々の小川も同じことであつた。耕地整理などでも特にそのための工事が行われている。

また一方、旱害の被害にも常におびやかされ、そのため大部分の村には溜池・堰が設けられている。当時の地図

(上巻見返しの図)を見てもそれがわかる。そのため絶えずその修理や浚渫を行って旱害に備えていた。その一例として明治三十二年には、羽計区においては五か所に合計四六〇〇坪、溝三か所、七〇四〇尺の延長の渠と、七つの間および樋が設けられ、その新設や修繕のために三五〇円の出費をしていることが、区長越川源吾から橘村長遠藤三左衛門に報告されている。(羽計区有文書)この費用も、当時の土木費の計上の少ない村政の中では、その大部分が区の負担となり、各農家がそれを支払うことになっている。特に日露戦争以後、香取郡役所から出されている文書(石出区有文書)によると、溜池の浚渫、修理および新設を図ることによって、少しでも多くの生産をあげ、国力の高揚に寄与するように呼びかけている。また、その修理に関する文書も多く見られるところである。

こうした水害や旱害とともに、病虫害による災害があった。水田で特に問題になったのは二科螟虫による被害であった。しかし、その防除のために虫送りや雨乞いなどという、古くからの行事も行われていたが、害を受けた藁を焼却したり、鯨油等の水田への注入などが奨励されるようになった。『千葉県史』(明治編)によると明治十一年七月には稲田に螟虫の発生がある場合には届出ることを布達し、同十四年には、螟虫駆除および予防法について布達が行われている。十九年には田圃害虫予防規則が定められ、病虫害を天災としてではなく、防除によって免かれることを論じ、被災した藁の焼却や、発蛾期の点灯焼殺、共同防除が強調された。

明治の後期になって、農会を通して農事改良の一環として県や郡役所から強力な指導が行われたが、方法としては進歩は見られなかった。

そのため、旧来の通し苗代を短冊苗代に改めて、害虫を駆除するなどの方法が図られ、短冊の播き幅四尺以下、通路八寸以上という規定が布達された。その布達によると、一枚一枚の苗代にはその面積および作人の住所氏名などを記した標札を立てることを義務づけられ、その防除に責任をもたされた。しかし旧慣はなかなか一変しなかった。初

め平播をして、後で棹や足跡で短冊形に筋を付けてすましたり、長さの単位も曲尺も鯨尺もあったりしていたのが、明治三十八年ごろの姿であった。

そのため、督励員や予防委員、それに米麦改良推進委員などが設けられた。また、その徹底化を図るため、県知事や郡から推薦された監督員の巡回もしば行われた。違反者へは巡査の説諭がおこなわれ、罰則が作られていた。罰則は、五銭以上一円九五銭以下の科料か、一日以上二〇日以下の拘留が課せられた。明治三十九年、橋村では苗代取締規則違反者一一一人を出し、一円以上の科料四八人、一円以下の科料が六三人あった。また、害虫駆除予防を規定どおりに守らなかつたために一円以上六三人、一円以下三二人の農家がそれぞれ科料を受けている（石出区有文書）。このようにして強制的にその病害虫の防除法を実施して災害に備えていた。

防除にあたっては、その発生期には十日に一回位、共同で実施された。苗代では、葉についている螟卵の採取、幼虫や蛾の捕獲が実施された。本田では芯枯の抜取りが行われ、その間誘蛾灯の点火が続けられた。誘蛾灯の数も義務づけられていた。なお奨励の意味もあって、神代農会の文書では、螟虫の卵塊一個一厘、明治四十一年には二厘で買上げて防除の励行を呼びかけている。

誘蛾灯の数や捕虫網・採取鎌・注油竹筒の常備とその報告も実施されていた。次の報告書（羽計区有文書）もその一例である。

明治四十四年予防報告書

一 苗代反別 五町歩

二 誘蛾灯器械数 二五〇個

- 三 捕虫網数 七六本
 - 四 注油用竹筒数 七六本
 - 五 出場人員 一三四人
 - 六 捕殺螟蛾数 六三七疋
 - 七 誘殺螟蛾数 五〇七〇疋
 - 八 採取卵塊数 九七本
 - 九 誘蛾灯用石油量 五斗
 - 十 陥殺用石油量 七升五合
- 明治四十四年六月十一日

予防委員

予防委員長柳堀六左衛門殿

その他、浮塵子の防除なども同じような指導がされていた。

畑作においても麦の黒穂予防について、種子の消毒と黒穂の抜取りなどが、同じように指導された。麦畑一枚ごとに作人の住所氏名を記載した標札を立て、定められた日に黒穂を抜取り、その結果を農会に報告しなければならなかった。明治三十九年三月九日付県令の駆除予防法改正により、作人がその防除を行わない場合には町村費での防除を規定し、その費用を当人から徴収するだけでなく、科料または拘留があるとし、その実行を強制している。

このようにして上からの指導のもとに、地域全体で防除につとめ、生産向上と農事改良が進められていった。

(4) 栽培技術の向上

明治になって政府が盛んに欧米の農法の導入につとめたが、それは定着する事は少かった。東庄地域の農業も旧来と変わるところもなく、稲作は「通し苗代」であり、本田でも「乱植」が行われていたのが実情である。

それでも、栽培技術の向上に全然無関心であったわけではなかった。『千葉県史』（明治編）で、当時のエピソードとして「津田繩」について伝えている。これは注連しめなわのようなもので、稲穂などの上をゆり動かすと、雌雄の花気の交配が促進されて、米・麦の収量が増大するというので反響をよんだ花禾か媒助法である。「津田繩」はいたるところの県で試験されたり、その貸与が申込まれたりしたという。千葉県でも明治八年、県令以下の立会のうえ実施されたといわれ、その実施を参観するように須賀山（笹川）への通達が届けられている（多田庄兵衛家文書）。交通機関は利根川の舟を利用するより方法のなかつた東庄まで通達が届けられているのを見ても、当時の一面がしのばれる。

その後、各地で談話会や品評会、種子の交換会が開かれ、生産の工夫が重ねられている。明治十年代には村あるいは聯合村で勸業会が設けられたり、勸業委員がおかれたりした。また、有志による農事研究会も各地に生まれている。町村制施行後の明治二十五年、東城村村会で「村内各区に農業上熱心なる実業家をして勸業委員として各区五名任せしめ農学士若くは実業老練家等の派遣、あるときは諮問又は質問に應じ、其事実を区内人民談話して各自農務に裨益あらしむべき事」という決議（「議事録」小座鎌形志郎家文書）を行っていることも、農業技術習得への取りくみを示すものである。明治後期に入って農会が組織されるにおよんで、その強力な指導の下に技術の習得が行われ、さらに区農会の設置にともない、その附属的な会も生れた。それらは農友会などの名で呼ばれたりして、おのおの試作を行って実際の研究をしているのが見られる。

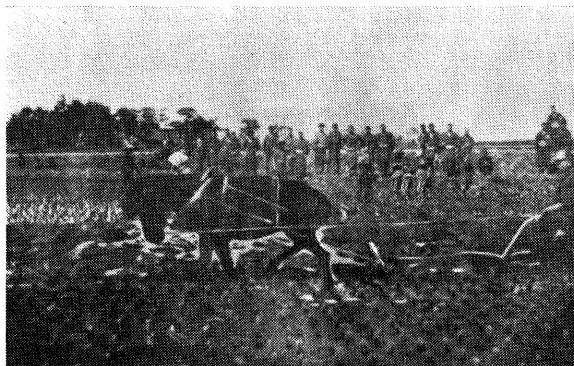
この時代の農業技術といえば、(一)「神力」「愛国」などを中心とする多肥多収性品種の栽培技術、(二)従来からの魚粕、油粕に加えて大豆粕、過燐酸などの増投、(三)塩水選、短冊苗代、正条植などの集約栽培、(四)畜力による耕耘、(五)乾田化と田区改正(耕地整理)、(六)各種病害虫の駆除予防が、その主なものであった。これらのことについてはそれぞれ別項で述べてあるように、東庄地域では、稲の正条植えなども古くから提唱されていたものの、定着はむしろ、日露戦争を前後して行われた農事改良運動の一環としてはじめて定着していった。明治三十七年、香取郡農会長

からの農発第二八号の布達にも、正条植えにより反当一斗三升の増収があり、その励行が時局の急務であると強調されている。

馬耕は明治期にはあまり実施されては、東城村の統計などでも荷車(大八車、その他)の普及につれて、馬の頭数が減っているのもその現れであろう。しかし、耕地整理の施行とともに各地に講習会が開かれ、技術の習得が図られている。

耕地整理とともに二毛作の普及も計られて、緑肥作物も作られ、堆肥舎設置の奨励が行われるようになったのもこの時代の一面であった。

明治後期には農会を中心にして、大は耕地整理から、小は塩水選による種子の選別にいたるまで、今までの慣習的なものから、さらにより集約的農業技術を形成していったといえる。



馬耕の練習の図(明治38年)

(5) 農業諸団体の動き

農 会

明治に入って各地に農談会が開かれ、勸業会が設置されている。農談会は老農が農業技術の公開、交流を図る集会であり、明治十四年には各府県から選出された老農によって第一回の全国農談会が開催された。全国農談会に参加した老農たちは、農政および技術担当の役人や、その他の東洋農会・東京農談会などの農事団体と合体して、明治十四年有志団体として大日本農会を組織した。それは農事の報告、諮問、談話を行ない、知識の交換と技術の改良進歩を図る組織であった。

明治二十七年、大日本農会主催のもとに全国農事大会を開き、全国農会組織の設立の奨励を決議した。また、全国農事会の中央本部を東京に設置して、全国農事会は大日本農会から独立した。全国農事会は農政問題に重点をおいた。そして大日本農会は農業に関する学術団体として農業技術の指導に重点をおくことになった。

明治三十二年に、以上のような経過で農会法が公布された。それは、同じ年に制定された耕地整理法と翌年の産業組合法とともに、明治政府の農政体系を確立させたものといわれる。

農会は系統農会といわれ、市町村農会、郡農会、道府県農会と系列化して設置され、さらに明治四十三年、農会法改正によって帝国農会が成立した。

これらの農会は法人組織として農家からの会費と、政府からの補助金により運営された。農会は農事の発達改良を目的としていたため、その事業も農業の改良に限定されていた。

明治三十二年、農会法が公布されたが、それに先んじて東庄の村々では農会設立の動きがあり、笹川村では同二十九年七月二十一日、笹川農会の認可がおりている。東城村でも県令第三十二号を受けて系統農会設立の動きがあり、

東城村農会規則を設定した。そして総代鎌形大助ほか一名によって、同年六月二十六日付で農会設置が県知事兵頭正懿によって認可されている。この規則によると次のような事業が計上されている。

- 一 上級農会ノ報告其他農事上ノ事項を本へ周知セシムル事、
- 二 談話会、共進会、品評会ノ開催、
- 三 種子、肥料、農具等ノ共同購入又ハ交換、
- 四 農事ニ関する試験、
- 五 農業上學理応用ヲ図ル、
- 六 勤勉貯蓄、
- 七 農家ノ余業ノ奨励、
- 八 耕地区画ノ改良、
- 九 病虫害ノ共同防除、
- 十 蚕茶畜産ノ改良發達・森林繁殖ヲ図ル、
- 十一 米類ノ精選、荷造俵装ノ改良、
- 十二 家畜家禽ノ精撰改良、
- 十三 農具ノ改良、
- 十四 農産物ノ共同販売、
- 十五 灌排水ノ便ヲ計ル、
- 十六 二毛作ヲ奨励、
- 十七 他ノ農業団体トノ連絡、
- 十八 表彰、
- 十九 上級農会ヘノ調査報告、
- 二〇 農事統計、
- 二一 農業沿革誌、
- 二二 官庁ノ諮問ニ応ジ

このことから見ても東庄においては、三十二年の農会法公布の時には、すでに農会の活動は始められていたものと思われる。

神代でも農会事務所より小貝野区長にあてた区農会設置についての文書が、明治三十二年四月に発送されている。また、明治三十七・三十八年には郡農会の指示によって、五〇〇円以上の農会基本財産を造成するため、各戸から玄米の寄附を募って、その造成に努めている。また当時の農会の活動を知るため、予算書の一例をあげると第53表のとおりである。

この予算書によって当時の農会の事業を見ると、一、各種品評会（堆肥品評会、稻立毛品評会、麦立毛品評会、藪品評会、桑園品評会、共同苗代品評会、蔬菜品評会）、二、米麦試作、三、農事調査、四、講話会、五、講習会、六、奨励、表彰、その他米麦改良委員、病虫害駆除予防委員の活動なども行われている。

特に日露戦役後は、農事改良運動として、米麦種子の塩水選、麦の黒穂予防、短冊共同苗代、正条植、優良品種の

第53表 香取郡橘村農会明治四十年度經常歳入歳出予算
歳入

科目	本年度予算	前年度予算	
第一款 会費	二一、七六〇		三百五十四人×六錢一厘
第一項 會員負擔金	二一、七六〇	一四、一六〇	
第二款 補助金	三一、五〇〇		
第一項 補助金	三一、五〇〇		
第一項 郡農会補助金	一〇、五〇〇		
第二項 橘村同計	二一、〇〇〇	二一、〇〇〇	
合計	五三、二六〇		

歳出

第一款 事務所費	二四、二六〇		
第一項 役員報酬及事務員手当	一〇、〇〇〇		
第一目 正副會長報酬	八、〇〇〇		
第二目 書記手当	二、〇〇〇		
第二項 役員旅費	九、八六〇	七、七二〇	
第三項 備品消耗費	二、五〇〇	六、七〇〇	
第四項 雜費	一、九〇〇		
第一目 通信費	一、五〇〇		
第二目 臨時雇給費	四〇〇	一、七二〇	
第二款 会議費	三、〇〇〇		

第四章 近代

第一項 總會及評議員會費	三、〇〇〇		
第一目 議場借上費	一、〇〇〇		
第二目 消耗費	二、〇〇〇		
第三款 事業費	一四、〇〇〇		二、九〇〇
第一項 奨励委員報酬費	九、〇〇〇		三、〇〇〇
第一目 稻作三要項害虫驅除委員報酬	八、〇〇〇		
第二目 蚕業奨励委員	一、〇〇〇		
第二項 品評會費	三、〇〇〇		
第三項 褒賞費	二、〇〇〇		
第四款 負擔金	七、〇〇〇		
第一項 郡農會負擔金	七、〇〇〇		
第五款 子備費	五、〇〇〇		
合計	五三、二六〇		

香取郡神代村農會明治四十年年度歳入歳出決算表

歳入

科 目	決 算 額	予 算 額	附 記
第一款 會費	二一、四六〇	一九、六〇〇	
第一項 會員負擔金	二一、四六〇	一九、六〇〇	
第二款 雜収	四四、九九五	四五、一七三	
第一項 財産収入	四四、九九五	四五、一七三	
一 基本金利子	四四、九九五	三六、九二三	基本金七三三、二六四に対する年〇分利子。同十円に対する二割利子一円。

計	第二項 村補助	第四款 郡農會補助	第一款 前年度繰越金	第二款 基本金	第三款 繰越金
	一〇九、六一三	三六、〇〇〇	四三、〇〇〇	一五八	一五八
	一一〇、一五三	三六、〇〇〇	四三、〇〇〇	二、三八〇	八、一五〇

第一項 役員報酬	第二項 事務員俸給及手当	第一區 委員手当	第三項 旅費	第四項 需用費	第一項 備用品費	第二項 印刷費	第三項 通信費	第四項 搬費
二七、一〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
三三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
三三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
三三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
二七、一〇〇	九、〇〇〇	三、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
三三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇
三三、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	二、〇〇〇	一、五〇〇

第三節 殖産興業

第四章 近代

第五項 雜	給費	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一使丁給	給料	一、五〇〇	一、五〇〇
第二款 會 議	費料	三、〇〇〇	三、〇〇〇
第一項 總 會	費料	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一 會 員 弁 當	費料	二、〇〇〇	二、〇〇〇
二 雜	費料	三、〇〇〇	三、〇〇〇
第二項 評 議 員 會	費料	一、〇〇〇	一、〇〇〇
一 評 議 員 弁 當	費料	一、〇〇〇	一、〇〇〇
二 雜	費料	三、〇〇〇	三、〇〇〇
第三款 事 業	費料	四、七三〇	四、七三〇
第一項 品 評 會	費料	四、四〇〇	四、四〇〇
一 堆 肥 品 評 會	費料	二、〇〇〇	二、〇〇〇
二 稻 立 毛 品 評 會	費料	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三 麥 立 毛 品 評 會	費料	五、〇〇〇	五、〇〇〇
四 薊 品 評 會	費料	八、〇〇〇	八、〇〇〇
五 桑 園 品 評 會	費料	四、〇〇〇	四、〇〇〇
六 綠 肥 品 評 會	費料	〇	〇
七 共 同 苗 代 品 評 會	費料	〇	〇
八 蔬 菜 品 評 會	費料	一、〇〇〇	一、〇〇〇
九 聯 合 品 評 會	費料	三、〇〇〇	三、〇〇〇
第二項 試 驗	費料	二、〇〇〇	二、〇〇〇
一 米 作 試 驗 委 員 手 當	費料	〇	〇
二 麥 作 試 驗 委 員 手 當	費料	〇	〇
第三項 調 査 員	費料	一、〇〇〇	一、〇〇〇

一	農事調査費	一〇〇、二五八	一〇〇、一五三
第四項	講話會費	六〇〇	一〇〇
一	農事講話會費	六〇〇	一〇〇
第五項	講習費	〇	一〇〇
一	農事講習費	〇	一〇〇
第六項	奨励費	二、七五八	一〇〇
一	螟卵買入費	一、四三八	一〇〇
二	響蛆買入費	〇	一〇〇
三	表彰費	一、三二〇	一〇〇
第四款	補助費	一、五〇〇	一〇〇
第一項	區農會補助費	一〇〇	一〇〇
第二項	農友會補助費	一、五〇〇	一〇〇
第五款	基本財産費	二、〇〇〇	一〇〇
第一項	基本財産積立金	二、〇〇〇	一〇〇
第六款	負擔金	二、〇〇〇	一〇〇
第一項	郡農會負擔金	二、〇〇〇	一〇〇
第七款	予備費	〇	一〇〇
計		一〇〇、二五八	一〇〇、一五三

収支差引 金九円卅五錢五厘

明治三十七年 神代村農會基本金現在報告
蓄積

金參百五拾六円四拾六錢五厘

(基本財産寄附
米売捌代金惣額)

繁殖、桑園の改良、堆肥の改良増産、優良農具の普及、溜池の改修や灌排水の整備、耕地整理、牛馬耕の実施、家

畜・家きんの飼養、緑肥の増産などの強力な推進母体となり、特に病虫害防除には共同化を図って効力を強め、農業の充実を進めた。

明治末期には地方改良運動や農事改良運動をかかげ、数多くの産業関係の組合や団体、そして有志的な研究団体の活動も活発であった。そして農会の下部組織である区農会や農友会が具体的な試験などを実施して生産向上が図られた。こうして農会は農業の技術面の事業を中心に活動した。その活動は昭和に入って産業組合と合併して農業会の誕生までつづいた。

なお町村農会長は町村長が就任することが多かった。とくに優良小作人の表彰などもあり、当時の農会の一面もうかがえる。

その他、稲作三要項（塩水選、短冊苗代・正条植え）実行組合・麦作二要項（塩水選・黒穂予防）実行組合・養蚕三要項（桑園の改善・蚕病の予防駆除・稚蚕共同飼育）実行組合などが作られ農会と関連をもちながら生産向上への努力が図られていった。

産業組合

農会法に続いて明治三十三年三月に、産業組合法が施行された。それ以前も、各地に頼母子講をはじめ農民の意識の高まりとともに必然的な要求の結果であった。

産業組合は組合員の産業と経済の発展を目的とし、信用、販売、購買、利用を中心に運営された。そして、組合員の出資をもとに、政府の監督と保護をうけて行なわれた。とくに日露戦争後、農村振興策が盛んになり、地方改良運動とともに全国的に結成された。明治期に東庄で結成された組合は、次の三組合が挙げられ次のような内容であった（『千葉県香取郡誌』による）。

神代信用購買販賣組合

明治四十四年三月設立、組合員三九人、出資六八口、資金一七九五円、組合長岡本福松

青馬信用販賣購買生産組合

明治四十五年四月設立、組合員五五人、出資一七六口、資金二〇〇二円、組合長小野元平

今郡信用購買販賣組合

明治四十四年十一月設立、組合員三〇人、出資一三〇口、資金二二一六円、組合長青柳保蔵

(二) 地場産業

東庄地域における工業といえば、わずかに酒、醤油を主体とした醸造業と、小座、小南を中心に発展した織物業が主なる工業で、その他に瓦の製造が、各地域に見られる。その他はほとんど地域の需要をみたす程度で傘、建具、指物類、桶樽類、鋏鎌その他の鉄製品、菓子、竹細工、下駄、表具、菜種油などの製造がみられる。笹川町で日本紙の製造が記録されてはいるが、その生産高は少なかった。明治後期、畑作に甘藷栽培が盛んになるにつれて、澱粉工場の出現が見られる。

1 醸造業

明治初期の物産表に、各地域にわたって醸造業は、織物業とならんで、米穀に次ぐ生産高が示されている。しかし

まだ自給自足の色彩の濃い当時としては、自家用の生産が主体をなしていたと思われる。中でも味噌はほとんど自家用であった。酒、醬油については既述したように専門的に生産されていた。

東庄地域全域については、その全部は知り得ないが、明治八年の新治県の第四大区十小区（東庄地域では、須賀山、鹿野戸、羽計、谷津、今郡、新宿）では次のような醸造税の割賦状況（多田庄兵衛家文書）から、当時の営業の一端を知ることができる。

明治八年醬油醸造税残半納割賦

旧第四大区拾小区（他地域は略）

須賀山村

一金七円七錢三厘 多田庄兵衛

一金貳拾四錢 林 新兵衛

羽計村

一金貳円四拾壹錢三厘 関 徳治

新宿村

一金貳拾四錢 柳堀彦兵衛

明治八年清酒醸造税残半納割賦

旧第四大区拾小区

香取郡

(中略)

須賀山村

一金九円六拾三錢九厘

土屋助右衛門

一金貳拾八円貳拾貳錢九厘 野口与五兵衛

羽計村

一金九円六拾三錢七厘

羽計利柄

明治八年濁酒醸造税残半納割賦

旧四大区十小区

香取郡今郡村

一金五拾七錢貳厘

石毛助右衛門

須賀山村

一金九拾三錢七厘

高木十左衛門

一金九拾三錢七厘

高橋清兵衛

明治八年焼酎税残半納割賦

旧四大区十小区

香取郡須賀山村

一金貳円三拾九錢三厘

土屋助右衛門

一金三円拾四錢九厘

林治郎右衛門

第三節 殖産興業

羽計村

一金壹円拾九錢七厘 羽計利兵衛

これによって、旧笹川町と旧橋村の一部だけではあるが、醸造業に従事している戸数が意外に多いことがわかる。当時は赤穂塩や、大豆の輸入はもっぱら利根の水運を利用して東庄地域へ運ばれた。製品の多くも船で東京方面に運ばれていた。

しかし、明治前期はまだまだ自給体制がつづき、自飲用の酒や、自家用の醤油が各家々で作られていた。次の史料△A△のような自家用清酒製造の届書(羽計区有文書)によると、八〇戸くらいの戸数の羽計村で、三一戸の家から一戸あたり三斗から八斗くらいの酒の醸造高が報告されている。そして醤油についても史料△B△のように明治三十二年に窪野谷区の場合、四〇戸の家が三斗から五斗ずつの諸味の醸造を申告している(窪野谷区有文書)。

△A△

自飲酒製造届 (羽計区有文書)

元玄米七斗

此白米六斗三升

一濁酒醸造高八斗一升九合

右は当明治十四年十月ヨリ同十五年九月迄一ケ年自家飲料為、前書酒類老石以下製造致候ニ付、此段御届申上候、以上

明治十四年九月廿八日

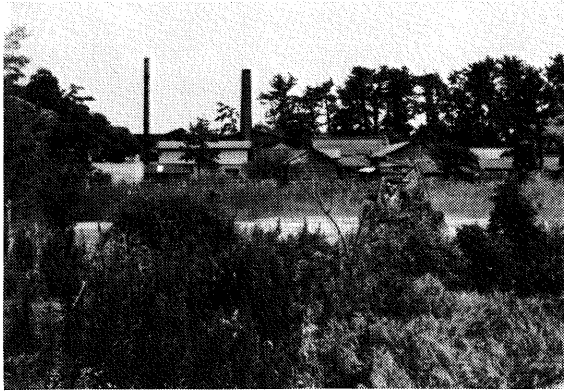
香取郡羽計村二番屋敷住
製造人 岩瀬治郎兵衛^④

第54表 醸造物生産高

	酒			焼酎			醬油		
	戸数	石数	見積価額 円	戸数	石数	見積価額 円	戸数	石数	見積価額 円
神代	2	661	22,474	0	0	0			
笹川	0	0	0	0	0	0	1	1,526	30,510
橋	2	272	9,248	2	28	1,695			
東城	2	397	13,498	1	4	242			

第三節 殖産興業

明治後期には、酒や醬油を醸造する家も次第に姿を消してゆく。営業としてそれらを醸造する家は一部に限定されていった。明治四十二年には東庄全域を通じて酒造業を営むものは六戸にかわった。醬油醸造家は、幕政時代から営業を続ける多田庄兵衛家だけであった。当時の酒・焼酎・醬油生産高は、『千葉県香取郡々勢一斑』によると第54表のようになる。



多田庄兵衛家全景

香取郡長大須賀庸之助殿

△B▽

自家用料醬油製造申告書(窪野谷区有文書)

製造場 香取郡神代村窪野谷五百九拾壹番地

一 醬油諸味参斗 壹ヶ年間製造高

但シ九月一回仕込ノ見込

此大豆壹斗小麦一斗塩壹斗吸水式斗

右製造致シ候ニ付及申告候也

明治三十二年九月三十日

右製造人

宇井定吉不在付父代印
宇井吉良兵衛印

東京稅務管理局長櫻井鐵太郎殿

明治全期を通して醬油の醸造を続けている多田庄兵衛家は、創業が享保九年（一七二四）四月と伝えられ、金印で知られていた。明治四十二年には職工人員一四人、就業日数三〇〇日、数量一、五二六石、価額三万五一〇円をあげていた。

また、明治後期には次のような酒の醸造元があった。神代村東和田の宮崎忠左衛門（銘酒神光醸造元）、同村神田の菅野嘉門（銘酒大関、神代郷醸造元）、橘村今郡、石毛源助（銘酒敷嶋醸造元）、同村東今泉、青柳清藏（銘酒山七印醸造元）、白菊、菊揃、昭和には橋の光、東城村夏目、布施織藏（銘酒神明醸造元）、そのほか東城村に一戸醸造元があった。

2 織物業

明治の初期には、どの村でも縞木綿の生産が行われている。やがて家庭での自給用の機織が減少するにしたがい、小座区、小南区を中心に織物業とする家々が出現した。それらの織物は一名「小座木綿」と呼ばれてこの地域の代表的な地場産業として発展していった。

当時は、どこの家でも自家用の機を織っていた。娘は糸紡ぎ、機織り、裁縫が嫁入り前の修行であった。小座木綿は娘たちを中心とする手織による家内副業的なものから始められたといわれ、地木綿として、本場物より丈夫と評価されて、自給自足の形態のゆるみとともに近郷近在の農家に供給され、販路を広げていった。

特に紺染を中心に、めくらじま、縞木綿、かすりなどが生産され、後期には縞との混織も行われた。原料である糸の吟味とともに、台地という立地条件と藍の発酵に必要な水質に恵まれ、藍染が盛んに行われた。さらに藍染によって糸の丈夫さを増すといわれ、やがて化学染色技術が普及するなかで、染のさめないことや素朴さが親しまれ、近郷

第55表 東城村の織物（自家用を除く）生産高

		数量	価額	平均	備考
絹織	斜子類	反 35	円 262	銭 75	笹川, 小見川, 茨城県 下方面へ
	平絹類	60	270	45	
	計		532		
木綿織	二子其他綿	反 710	円 887	銭 1.25	万才旭方面
	緋木綿	3,750	6,375	1.70	
	織色木綿	1,650	1,815	1.10	
	計		9,077		

第三節 殖産興業

の需要を充たしていた。

当時、交通も不便で、利根の水運にたよっていたためか、主に茨城方面の、同県稲敷郡・行方郡・鹿島郡に移出された。近在にも香取郡、海上郡、匝瑳郡に販出されていた。南の方面には上総木綿があつてその方面への進出は少なかった。

明治初期の家内工業的なごく初歩的なものから明治末期には八戸の機業戸数があり、繭の変動などに悩まされた時代には、逆にその絹の混織などに利用され、発展していった。明治期においては、まだ手織が行われ、およそ一台で一日一反余の製織が限度であつたといわれていた。当時は営業的な機場のほか、農閑期などを利用して、副業的に、委託機織的な下請業者を持つていたこともあつた。この下請は東城村内だけに限らず、他町村にもあつたといわれている。

明治四十二年、織物産業の中心をなした東城村の統計書（東城村役場文書）には第55表のような表が記載され、明治末期における状態を物語っている。

木綿織と並んで絹織物の機場も一戸（荒木乙七郎家）見られる。近在の繭を使用して、製品も近郷の需用に供していたといわれ、大正から昭和期にかけて、材料は旭、八日市場、小見川などから移入し、製品も、鹿島郡、行方郡、海上郡、匝瑳郡などに主として売られた。

木綿織もその後、大正・昭和期にかけて、手織から足踏機が取り入れられ、一

第56表 明治42年の東城村における機業戸数と台数

			絹織	木綿織その他	計
機業	工場	戸数	1戸	8戸	9戸
機業	工戸	数(器械機)	4台	15台	
機業	数(器手織工(家族を除く))		5人	25人	

台で三反ぐらいの生産が可能となった。さらに動力織機の導入で、一人が三台の織機を操作して一日九反の生産が得られるようになった。その動力源も発動機や水車からモーターに変わり、綿織物は時代とともにその生産をあげ県下でも屈指の木綿織物産地となっていた。第56表は明治末期の東城村における織物業の戸数と織機の台数を示すもので、専門化が進んでいることを示している。

(三) 水産業の姿

東庄地域の水産業は主として黒部川を含む利根流域の漁業であって、その他の水田や小川では鱈・鰻の産出がわずかに見られるだけで、その漁獲高も多くはなかった。

明治に入って領主の支配は解かれ、運上金、冥加金は雑税に置きかえられ、村前漁場を団体所有で認められるなど江戸時代末期の漁業制度を受けついだ。

明治後期の利根川の浚渫工事が行われるまでは、水の流れを悪くするということで、寄洲の開墾や草の繁茂に制限や禁止が加えられていた。この川の流れを阻害することは治水上重大な問題であったことはいうまでもない。明治二十三年九月刊行の『非政論』(十号)には「刀禰川洪水の大争闘」として次のような文章がある(『非政論』については自由民権の項参照)。

(前略)……去月三十日茨城県下上流治岸の人民、河水を疏通せしめんとて舟数百を齧し、てんでに長柄の鎌を掲げ、其勢凡三千

余人もみにもんで息栖前に乗り出し無二無三に真孤を刈立んとしければ、是を見し息栖及び近在の人民共には一大事なり、いかむぎく刈らすべきやと蜂の如に起り発砲なして防ぎしかは、寄手も手負の者多くて引上げたり……(後略)

だから、水の流れを悪くする定置の漁法は許可されなかった。「心得書」(高木堅吾家文書)によると、下利根川筋の水行直しの布令が天保二年(一八三二)に出され、諸漁業が嚴禁になっている。そして利根川の水行きや魚獵取締の巡見も行われている。明治の初期にかけても、川の流れをばむような漁法や施設はできなかつたものと思われる。『佐原市史』にも次のように明治五年の新治県よりの漁業制限の達が記載されている。

利根川并流湖水行之儀ニ付而は度々御布告も有之候処、兎角制禁之器械ヲ以、漁業致候モノ不相止、許多之村々水害ヲ受候様相成、不届之至リニ候、右は従来制禁之漁具は弥以難相成候条、小前末々迄老人別ニ可申聞候、若相背モノ有之オイテハ吟味之上、咎申付候条、心得違無之様可致、此廻章別紙請書相認、調印之上、早々順達ッ留村より可相返もの也

壬申四月廿四日

新治県

その後二十七年にも布達があり、利根川下流の簀巻漁、於朶漁などが禁じられたようである。しかし利根川の下流域にあたる東庄では魚の種類や量には恵まれて、それぞれの地先において漁が行われ、相当の漁獲高を上げている。さらに利根川の浚渫工事が行われてからは多様な漁法も取り入れられ盛んに漁が行われた。

1 水産物のとれ高

明治期においては、漁獲物の中でもっとも多いのは鰻で、鯉、鯔がそれにつづいていた。そのほか、とくに蜆の水揚げが多いことが目立っている。このことは前記明治七年の物産取調書（第三節参照）を見ても明らかである。また東今泉でも明治八年には鰻が一〇〇貫、蜆が四〇〇〇貫と首位を占め、同じ傾向を示している。さらに明治十七年から二十一年までの同村の記録（東今泉区有文書）によると、鰻が二〇〇〇貫から二四〇〇〇貫が毎年水あげされ、蜆も二万一〇〇〇俵から二万五〇〇〇俵が水あげされている。明治四十年の笹川の農商務統計にも鰻が一三〇〇貫とあって、もっとも多く、鱈、鮪が五〇〇貫で、それに次ぎ、鯉・鯰とつづき同じような傾向である。

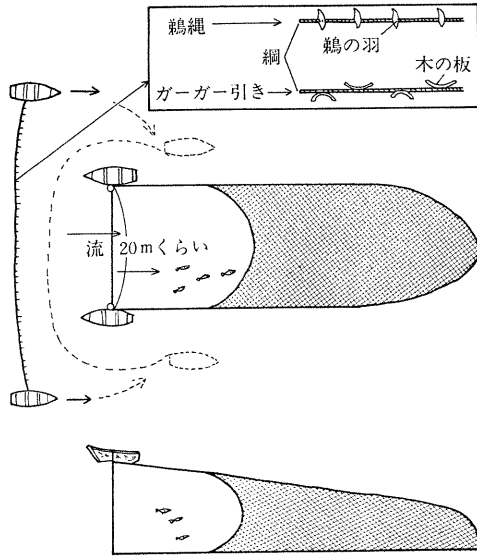
さらにこの統計には、二か所の鰻の養殖場が計一反歩の面積で三六〇貫を養殖し、その売上げが七二〇円とある。

2 漁法

これ等の漁法には一般に、網漁法、釣漁法、その他の雑漁法がある。

網漁法としては各種の袋網、流網、刺網、手繰網、地曳網、投網、船引網などがある。釣漁法としては、一本釣・流し釣・延縄などが主なものである。

その他の雑漁法は実に多様である。主なものをあげると、シジミカッター、ヅウケ、フナド、コイド、ウナギカマ、柴漬、オダ、スタテ、ジョオダテなどである。



第12図 鶺鴒繩漁法

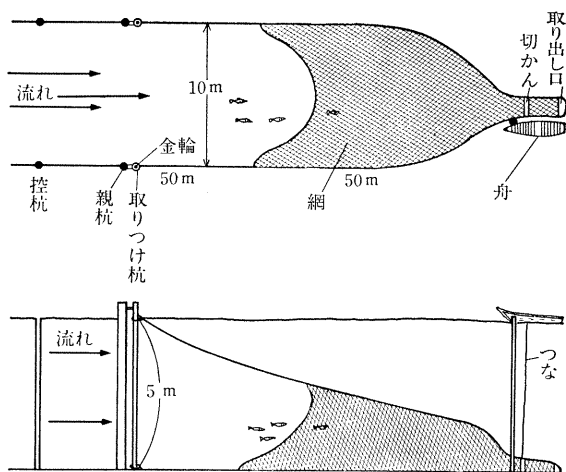
明治期から行われた網漁法の主なものには、鶺鴒繩網、うなぎあじ、鮭の流し網などがあった。

鶺鴒繩 鶺鴒繩は明治期から昭和三十年ごろまでの漁法で、四艘の舟と一〇人の人数によって行わ

れ、主にぼら・えな・にごえ・まるたなどの漁に用いられた。

第12図のように二艘の舟に三人ずつ乗り込み、川の流れに向かって水中に袋状の網を下す。ほかの二艘の舟には二人ずつ乗り込み、あらかじめ用意した鶺鴒繩（直径三ミリくらいの網に鶺鴒の羽根を四五センチくらいの間隔につけてあるもの）を網の上方に二艘の舟が両方に分れて横に張り、そのまま網に向かって両方から詰めて行く。その間、鶺鴒の羽根が水中で舞うようにゆらめき、驚いた魚を網の中に追い込んでゆく。追われた魚が網の中に入ったのを見こして、網を張って待機していた船が、棒の先に結えて川の中に沈めてあった網を、両方の舟で一気に手繰りあげて魚を獲る漁法である。魚としては大がかりなものである。主に十一月から翌年四月にかけて行われ、明治四十年には笹川地域で六張の鶺鴒繩が記録（農商務統計）されている。

また鶺鴒の羽根の替りに二〇センチくらいの木の板で作ったものを取りつけて使用されたときもあり俗に「ガーガー引き」といわれた。



第13図 うなぎあじ

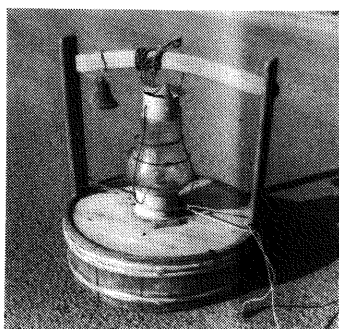
て、河岸に直角に網を入れ、潮に任せて流す。漁師は舟でついてゆく。網の上
部には木製(桐)のうき(アバ)をつけ、下部におもり(鉛)をつける。網の両端に
は浮樽にランプと鈴をつけて、流れている網の位置がわかるようにしておく。
水中に横に張られて流れてゆく網目に鮭がかかる。一定の時刻を見計らって網
を引き揚げて獲物をとる。この漁法は主に秋の彼岸から一か月間ぐらいにわた

うなぎあじ うなぎあじは産卵のため川を下る鰻を取る漁法
(定置網) で、明治期にはすでに行われていたものである。

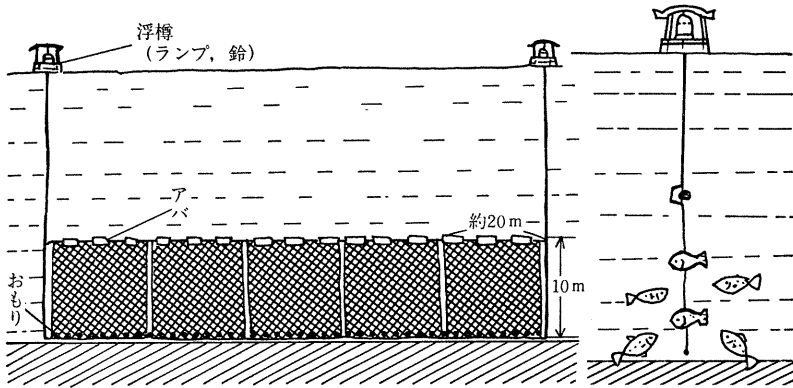
川の中に第13図のように二本の親杭を立て、川の流れに向かって袋
状の網を張り、産卵のため川を下って来る鰻の入るを待つ。網の
末尾の切かんの位置に杭を立て舟をつないで待つ。鰻の入ったこ
ろを見計らって、切かんから末尾の部分を引きあげ、最末端の取
出口を開けて鰻を獲る方法で、こんな網を幾張も並んで張り、場
所もお互いに交換しあいながら漁をしたという。ゴロアジ、ドジ
オアジも大きさは異なるが同じ方法の漁法である。

さけの 縦約一〇メートル
流し網 ル、横二〇メー

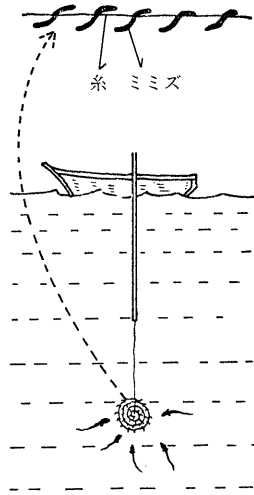
トル、網目約七センチ角の
網を五枚から一〇枚結合し



鮭の流し網につける浮樽とランプ



第14図 鮭の流し網



第15図 づつごの図

って行われた。
 鮭は年を追う
 ごとに減ってい
 る。しかし河口
 ぜきのできた現
 在でも、数は少

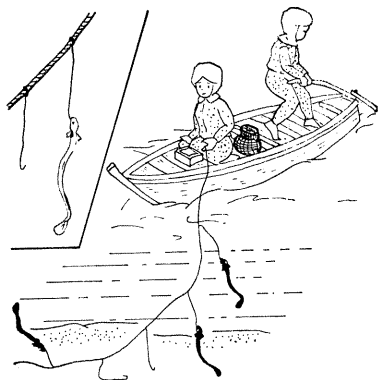
ないながらのぼってきているといわれる。

その他、手繰網、さし網、四手網、投網などがある。

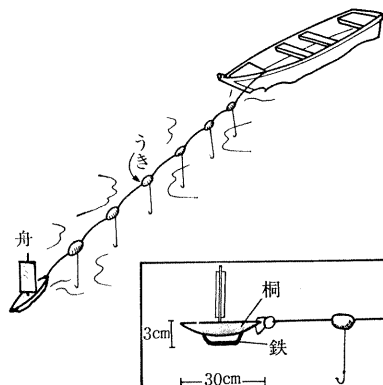
釣漁法としては特徴のあるものでは、づつご、なあと、ながし等がある。

づつご 「づつご」は川水の濁った時に川底の砂の部分で鰻を獲るために行われた漁法であった。

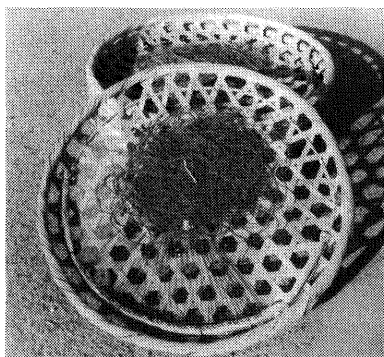
第15図のように一本の糸にたくさんのミミズを通して、その糸を丸めて他の一本の糸で束ね棒の先につけて、舟から三、四メートルの水中に入れる。鰻がミミズの餌に食いつくと棒を持っていてる人に手ごたえが伝わる。その時棒を垂直に引きあげる。それによって丸めた糸に鰻の歯がひっかかり、糸と共に引き揚げられる。



第17図 「なあど」による漁法



第16図 ながし (ぼら類)



ながし

これはボラを獲る漁法で、五〇メートルくらいの綱の先に木製の帆を立てた舟（長さ三〇センチくらいの桐製）をつけて流し、途中、所々に浮き（昔は桐製）をつけ、浮きの下に糸に針をつけ、魚のつくのを待って引き揚げる。

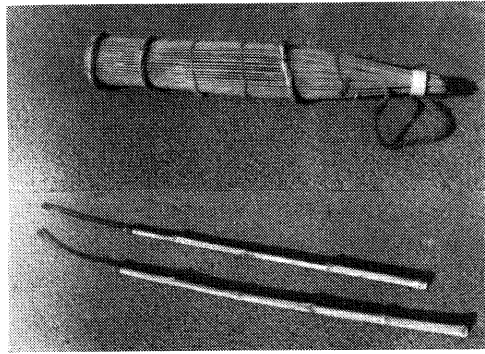
なあど(のべなわ)

これは鰻をはじめ、ハゼなど雑漁に用いる漁法である。長い綱に一定の間隔に釣針をつけ、シジミ、えび、やご、えばなどの餌をつけて、綱の先に目印の浮きを付けて川底に延して沈めて行き、最後に綱を固定しておく。翌朝に綱を手繰り上げて針についた魚を獲る方法である。

雑漁では、縄うけ、手うけ、ずらぼ、うなぎかま、おだ、すだて、柴漬、定だてなどが主な雑漁である。それに蛭漁として、ちあがき、手がき、ろくろがき、みづなっ帆などの方法があった。

なわうけ

これは長さ二キロくらいの縄に数百のずらうけを結えて、夜、川底に沈め、



ずうけ釜 (上) と鰻かま (下)

夜の明けるのを待つて引き揚げ、中に入った鰻を獲る漁法である。主に五月から十月にかけて行われ、ずうけの中にシジミなどを餌として入れ、鰻を誘う。

手うけ (ずうけ)

これは川岸の潮ざかいにうけを一個もしくは数個置き餌を求めて入って来る鰻を獲る漁法である。

づうぼ

これは太い竹を一メートルか一メートル半くらいに切り、節に鰻の入る程度の穴をあけ川底に沈め、一定の時間を置いて引き揚げ、中に入っている鰻を獲る漁法である。そのほか、うなぎかまによって、川底の鰻を獲る方法もひろく行われている。

シジミかき

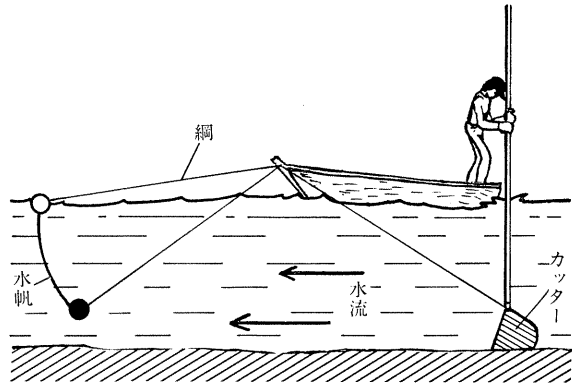
鰻とともに漁獲高を誇る蛸は、古くは小見川附近を好産地とされていた。しかし、明治初頭になると笹川でとれる蛸は笹川と称され、漁場も笹川が好産地といわれ、明治の中ごろにはさらにその下流の石出、今泉附近に移り、徐々に下流に移動したといわれる(『千葉県香取郡誌』による)。まだ発動機船もない明治には、かちがき、手がきが行われ深い川中では、舟によるロクロがきや水帆(みづつぼ)という漁法が行われた。

ロクロがき

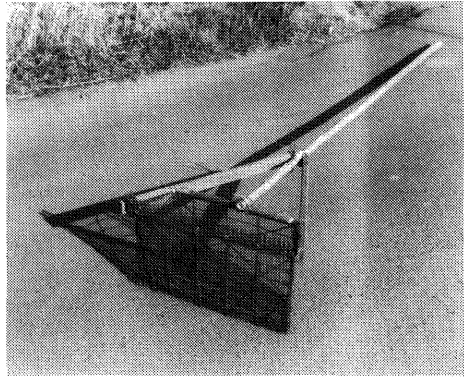
舟の舳先にロクロを取り付け、川の中に設けられた杭に綱を結び、その綱をロクロによって巻き取り舟を走行させ、その力で舟の上から桿の先に取り付けられた蛸かきで、川底の蛸を獲った。

みづっぼ

水中に帆を張り、流れを利用して鰻を獲る漁法である。舟より二〇メートルくらい先に浮を兼ねた竹に、横四メートルくらい、縦約五メートルくらいの帆をつけ、帆の下部にオモリを付ける。帆の四隅に



第18図 みづっぽ



シジミカッター

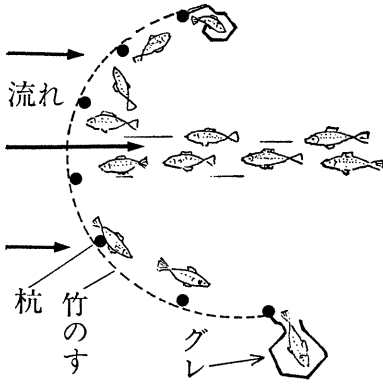
網をつけて舟に結び、蜆カッターも網で舟の舳先の方に結んで、水の方で走りながら蜆を獲る。いずれも、発動機船の出現と共に姿を消した。そのほか雑漁には定置のすだて、おだがある。

すだて 潮の干満を利用したての漁法である。

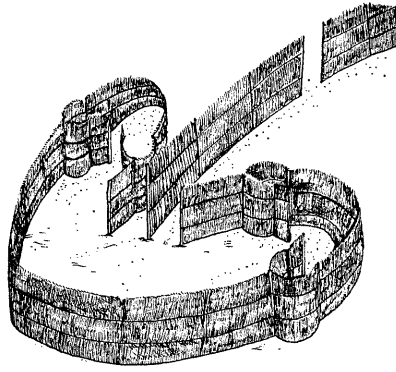
て一定の場所に魚を閉じ込めるように作られたものと、潮の満ちた時に簀を立てて巡ぐらし、中の魚を潮の干いた時に獲る移動式のものがある。

おだ 川の中に木の幹や根や枝などを積みあげておき、その中に入った魚を、周囲に網を張り、その網の両側にアゲのついた袋網をつけておき、木の間に入った魚をその袋網に追いつむ漁法である。

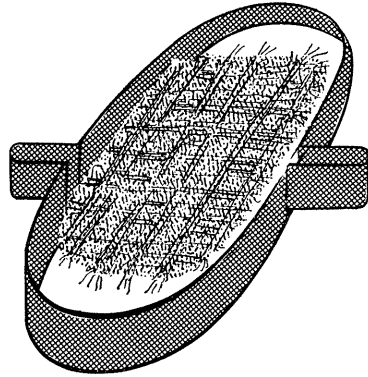
また、鮭漁として、前記のさし網のほかに鮭が産卵のため川をのぼるのを、簀を立てて獲る方法も明治期には行われていたようである。千葉県の官報によると、明治三十六年に石出の清水藤助、岩田徳右衛門、石毛周助の三名が石出地先において、魴築類、簀立漁業による鮭・鱒漁の認可を得ている。鮭は九月から十一月、鱒は三月から七月とそ



第21図 簀立漁法



第19図 すだて(笹川漁業協同組合文書)



第20図 おだ

方法であった。

そのほかにも、えびなどを獲る柴漬など、多様な漁法が見られたが、いずれも自然の理を利用したの単純な漁法が多かった。

3 漁業組合

こうして水揚げされた水産物は、主として東京・栃木方面に出荷された。漁業が盛んになるにつれて、明治三十五年九月には、漁業権を享有および行使して、組合員共同の利益を図ることを目的として、下利根橋漁業

それぞれ時期が定められている。

これは東庄地域の新宿地先でも行われていたと伝えられている。第21図のように、川の流れに向かって半円形に杭を打ち、それに簀を立てる。そして登ってきた鮭が簀につきあたり、出口を求めるうちに両端に作ってある「グレ」に入り込むのを獲る

組合が設立された。石出に事務所が置かれて、漁業の発展を図るため、いろいろな取りきめをしている。

次の「契約証」(東今泉区有文書)は、組合結成の翌々年にとりかわされたもので、円満な「水面」利用を申しあわせている。

契約証

香取郡橘村石出東今泉各区利根沿岸地先、鹿川地及水面ヲ今回、橘村漁業組合ト石出東今泉各区ニ於テ左ノ条項ヲ契約ス

一 沿岸ノ草地寄洲ノ収益ハ旧例ニヨル

二 将来ニ於テ水面ニ寄州及河川工事ノ決果、草地又ハ田地成熟ノ場所出来候場合ニハ各区ニ於テ此土地ノ拝借権払下権ヲ得ル事

三 水面ノ生藻ハ各区民、漁業組合員ヲ論セス、互ニ之ヲ採藻スルモノトス

四 営業上ニヨラスンテ自己ノ使用料ニ蛻ヲ漁スモ漁業組合ハ之ヲ拒マズ

但多料^(船)ニ之ヲ漁ハモノハ漁業組合費ヲ補助スル事

五 鳥猟税及網代税竝立漁業税ハ各区及漁業ニ於テ之ヲ折半收入スル事

明治四拾壹年貳月九日

香取郡橘漁業組合理事 野口六治郎^印

同 監事 小林市太郎^印

香取郡橘村東今泉区长 伊藤卯之助^印

(石出区长ら三名略)

しかし、漁業のみによって生活する専業者の数は非常に少なかった。明治四十年の笹川町の統計では同町の場合、専業戸数三戸、従業者男女合せて一人兼業として三戸、従業者一人が記入されているだけである。漁業をする人々はそのほとんどが農間を利用して行われていたものと思われる。

(四) 流通經濟の姿

1 商 業

明治十六年、東和田他四か村連合（東和田・神田・舟戸・大久保・櫻井）の營業高計表（上代和男家文書）によると、この区域二百六十余戸の中に次のような商いが見られる。

穀物仲買三、穀物及鶏卵仲買六、鶏卵仲買三、魚鳥仲買三、材木仲買一、薪炭中買一、穀物仲買及小売一、穀物仲買及塩、干鰯小売一、穀物仲買及穀物、油小売一、荒物小間物及質業一、酒・醬油・豆腐、酢及瓦小売一、鶏卵・穀物小売一、材木・薪炭小売一、材木小売一、魚鳥小売三、豆腐・酒・醬油・酢小売一、飲食店一、干鰯小売一、瓦小売一、豆腐小売二、綿・荒物小売一、荒物・小間物小売一、穀物小売一、水油小売一、質取三、酒類・煮物小売及質取一、鶏卵仲買古鉄業一

また、明治四年には小座村四二戸のうち、農間渡世を主とした調査（小座区有文書）に、酒小売二、魚小売二、穀物商一、菓子屋一、青物商一、小間物一の八戸がしるされている。

前記両地域のいずれの場合も、五〜六戸に一戸くらいの割合で、營業をしていることを示している。右のうち、明治十六年の東和田ほか四か村連合の場合、まだ小資本による副業的なものが多く含まれていたと思われるが、そのうち、一月から六月までに一〇〇円以上六〇〇円くらいまでの売上高を示しているものが一三戸ある。

そのうち穀類仲買が五、魚鳥仲買が一、質取が二、材木小売が一、穀物小売が一、塩干鰯小売が一、荒物小間物小売

第57表 商工其他業類別（明治40年3月末現在）

		国税ニ関スルモノ				県税ニ関スルモノ			
		専業		兼業		専業		兼業	
		戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員
商業	物品販売業	15	90	16	54	50	246	50	255
	銀行	1	2						
	金銭貸付業	3	10						
	運送業			2	6				
	旅人宿業 行商兼業	2	14			2	10	2	10
	計	21	116	18	60	52	256	62	275
工業	製造業			1	6	3	14	10	30
	（営業職工）					15	15	45	45
	計			1	6	18	29	55	75
雑業	料理屋					3	10		
	飲食							1	4
	湯屋							2	9
	理髪屋					5	10		
	人力車業					7	14		
	屠畜業					1	3		
	計					16	37	3	13
	合計	21	116	12	66	86	327	120	480

官吏3戸(3人), 公吏1戸(1), 医師2戸(4), 神官僧侶7戸(7), 教育家8戸(8)

が一、瓦小売が一存在し、穀物取扱商人が農村地域の商業において大きな分野と地位を占めはじめていることがわかる。それは賃租が物納から金納に移行していること、そしてさらにその傾向が強められていることと密接に関連している。次いで生活必需品や、肥料としての干鰯などの商いが多く、質業(質屋)についても当時の社会に果たしている立場がうかがわれる。明治四十年にいたって笹川町全体における商工業その他の類別表を農商務統計によって示したものが第57表である。物品販売業に従事している戸数は一三〇戸あり全戸の約二二%前後を占めて

第58表 他府県移入重要品

品目		数量	価額	単価	移入先
			円	円	
外	米	300石	3,900.000	13.000	東京
小	麦	510〃	4,467.000	8.750	茨城
大	豆	640〃	6,400.000	10.000	東京
実	綿	15貫	345.000	23.000	
苧	麻	35〃	87.500	2.500	東京
蚕	種	200枚	200.000	1.000	長野, 群馬
鎌		600丁	108.000	180	長野
稻	扱	80台	160.000	2.000	東京
養	蚕用具	10,000台	30.000	300	群馬
製	糸用具	27台	13.500	500	同
搾	粕(糠など)	6,195貫	513.950	430	東京
大	豆粕	21,770〃	4,789.400	220	
過	燐酸	1,100呔	1,386.000	1.260	
松	板	300坪	195.000	650	岩手, 茨城
松	角材	70石	350.000	5.000	
杉	板	400〃	280.000	700	
杉	角材	80〃	440.000	5.500	
扁	柏板	200坪	200.000	1.000	
扁	柏角材	100石	800.000	8.000	
栗	角材	50石	330.000	660	
杉	貫太	1,000枚	160.000	160	
杉	丸太	2,300,000	220.000	100	
蜜	柑類	640貫	32.000	050	東京
柿		1,500貫	300.000	200	茨城
乾	柿	250〃	25.000	1.000	東京
桃		500〃	100.000	200	茨城
海	草類	100〃	120.000	1.200	東京
食	塩	820石	5,658.000	6.900	東京
魚	介罐詰	120個	18.000	150	同
獸	肉〃〃	130貫	26.000	200	
果	実〃〃	50〃	8.500	170	
福	神漬	115個	17.250	150	
菜	種油	80石	400.000	50.000	伊勢
胡	麻油		65.000	6.500	
疊	表	500枚	120.000	300	

品目	数量	価額		単価	移入先
		円	円		
日本紙	396縮	990.000	2.500		
西洋紙	30〃	60.000	2.000		
団扇	300本	3.000	.010		
絹織物	60反	240.000	4.000	東京	
絹綿交織物	650反	975.000	1.500	東京	
綿織物	500反	350.000	.700		
地木織	1,200〃	120.000	.100		
麻織物	10〃	20.000	2.000		

第59表 他府県移出重要品

品目	数量	価額		単価	移出先
		円	円		
米	920石	12,880.000	14.00		東京
大麦	37石	277.000	7.500		同
甘藷	98,700貫	3,454.000	.035		宮城, 岩手
実綿	20貫	460.000	23.000		東京
繭	195貫	8,174.000	4.190		長野, 群馬
甘藷苗	250束	625.000	2.500		茨城
藁	28,300束	481.000	.017		東京
豚	95頭	1,620.000	16.000		同
鶏	1,100羽	550.000	.500		同
鶯	65羽	48.750	.750		同
生卵類	1,732貫	2,759.200	1.600		同
蜜柑	50貫	22.500	.450		
柿	1,500〃	135.000	.090		
乾柿	20〃	30.000	1.500		
鰻	1,200〃	2,400.000	2.000		栃木, 東京
鯰	150〃	525.000	.350		東京
鱸	620〃	155.000	.250		栃木, 東京
其他	250〃	925.000	.370		東京
日本紙	100縮	100.000	1.000		
傘	100本	34.000	.340		茨城
醬油	1,000石	4,000.000	4.000		東京

いる。このうち專業者、兼業者がほぼ同数である。このことから明治期に、物品販売に関係する人が意外に多かったことがわかる。

また、笹川町の物品の流通を、明治四十年の農商務統計によって示したのが第58表である。これを見ても、時代の進むにしたがって各地域内にも流通を支える商業の動きが盛んになり、特に笹川町は東庄地域の物品集散の役を果たしており、各種の問屋をはじめ多くの商家が軒を並べていた。詳しいことはわからないが、明治・大正期における人物の紹介（大正七年・多田屋書店編纂部『房総 町村と人物』）にも他の三か村では商家の紹介はほとんどないのに反し、笹川町だけは、商業を営んでいた人が多く紹介されているのも、その一面であろう。『千葉県香取郡誌』にも明治三十年には笹川村小山倉庫が創設され、薙、吠などを香取・海上・匝岨それに茨城方面から集荷し、それらを東京および青森、北海道方面に移出したことを記してあり、その一端を物語っている。その他の地域でも、たとえば橘村の商家では、その金銀出入帳に多く出てくる商家名には、同村青馬の周助、橘村新宿の柳屋などがある。これらの商家が米穀や日用品の流通集散の役割を果たしており、他の各地域においても、こうした商家が出現していたものと思われる。

2 銀行

商工業が盛んになるにしたがい、預金、貸付、手形割引および証券の引受けを業務とする金融機関の充実が要請された。明治二十九年日本勸業銀行法、府県農工銀行法が制定され、同三十年に改正銀行条例が公布されて、新条例による普通銀行の設立が奨励された。

第60表 笹川支店預金高

	総 預 り 高	払 戻 高	現 預 り 高
	円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘
定 期 預 金	5,762.07.9	2,034.51.4	3,727.56.5
当 座 預 金	74,268.54.2	64,828.39.8	9,440.14.4
別 段 預 金	4,424.78.4	3,491.96.2	932.82.2
貯 蓄 預 金	2,764.34.5	1,171.42.9	1,592.91.6
計	87,219.75.0	71,526.30.3	15,693.44.7

第 四 章
近 代

第61表 貯蓄預金

前 季 越 高	当 季 預 高	当 季 払 戻 高	現 預 高
円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘	円 銭 厘
1,458.42.6	1,305.91.9	1,171.42.9	1,592.91.6

第62表 職業別預金高 明治34年下半期(笹川支店)

農		商		工		雑		合 計	
人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額
	円 銭 厘		円 銭 厘		円 銭 厘		円 銭 厘		円 銭 厘
124	712.76.9	39	698.12.8	2	1.64.4	38	180.37.5	203	1,592.91.6

第63表 金額別人員

100円 以 上		50 円 以 上		50 円 未 満		1 人 に つ き
人員	金 額	人員	金 額	人員	金 額	平 均 金 額
	円 銭 厘		円 銭 厘		円 銭 厘	円 銭 厘
3	512.15.3	1	77.71.1	199	1,003.05.2	7.84.6

第64表 貸 付 高

総貸高	返済高	現在高	内訳
円	円	円	円
6,642.600	18,843.000	4,799.600	205.000 株券
			1,434.600 地所
			3,160.000 信用

東庄では笹川村(大字須賀山六六四番地)に北総銀行笹川支店が、明治三十三年三月に設立されて業務を開始した(それより早く、明治三十一年三月に小見川農商銀行が小見川に設立されて東庄地域の人々に利用されてきた)。右の北総銀行笹川支店は穴沢寛司、多田彦次郎等が発起人となつて、資本金二〇万

第65表 小見川農商銀行の経営状況（明治34年）

	資本金	払込資本金	諸積立金	純益金	配当率
	円	円	円	円	割
明治32年	50,000	14,000	1,136	2,527	1.5強
34	200,000	56,000	6,896	5,930	1.00
36	200,000	56,000	12,456	3,762	1.00
38	200,000	56,000	14,161	3,664	1.00
40	200,000	56,000	15,943	5,141	1.20
42	200,000	56,000	26,651	7,523	1.20
44	200,000	56,000	40,436	7,860	1.20

第66表 小見川農商銀行の預金と貸付金（明治34年）

	諸預金	諸貸金	金銀出納高
明治32年	88,211円	42,510円	2,689,712円
34	71,125	82,829	2,087,192
36	101,518	92,902	2,193,699
38	131,579	93,438	2,360,463
40	185,058	126,921	3,585,606
42	196,722	131,092	2,570,691
44	308,641	166,513	4,970,605

円で設立された。多田彦次郎が支店長、穴澤寛司が取締役であった。同銀行は地元笹川をはじめ近在の有力者が株主となり、明治四十三年には株主一〇七名（四〇〇〇株）のうち、東庄町内では多田彦次郎ほか三四名（七一〇株）が参加している。

設立翌年の明治三十四年下半年の営業報告書の中の一部を転記すると第60〜64表のようになる。

小見川農商銀行は明治三十一年三月に、繪鳩伊之吉、高木完之助、高橋泰治郎らが設立発起人となって小見川町新町に、資本金五万円で営業を始めた。発起人は地域経済を動かす有力者であった。同行は地域商工業の金融機関として発足した。東庄地域でも上代麟五郎、吉田耕三、佐藤靖等をはじめ神代地域の人々が主に参加している。頭取には高橋泰治郎が就任した。明治三十三年生糸の暴落による銀行恐慌の波を受け、払込資金の五〇%（七〇〇〇円）が回収不能となり経営危機に陥った。明治三十四年には續川銀行（資本金一五万円）

を合併して、資本金二〇万円として経営の立直しを計った。地域の金融機関として東庄地域の人々にも利用されながら発展して行った。第65・66表は、明治期における内訳である。そのほかに銚子銀行なども東庄地域には関係が深かった。

(五) 郷土の人々の経済生活

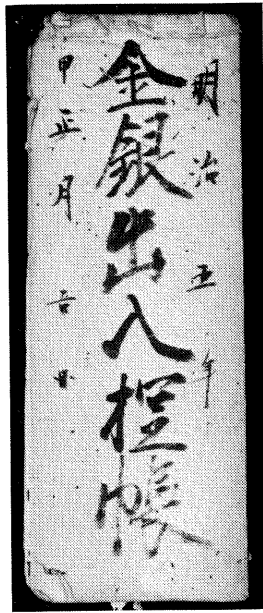
1 自給自足の農村生活

明治の初期、地方農村の生活は徳川時代とあまり変わらず、各家庭は自給自足の形態を残していた。換金するものは、貢米分と自家用分を引いた残りの米がその主体であった。既述の物産表からもわかるように、米のほかに畑作の麦をはじめ粟など雑穀の生産、また、醤油、酒、味噌などの醸造物、木綿織、次いで蔬菜類などの生産が多く見られる。しかし、当時の金銀出入帳などを見ると、畑の代表的な生産物であった大麦ですら、自家用に使用され、前期においてはほとんど換金されていない。わずかに夏作の甘藷が換金されている。そのほかには山林の多いところでは、薪や炭や丸太が、そして利根川沿岸では、魚や蜆などの漁獲物が換金されていた。しかし、そのほとんどが自給自足の色彩の濃い農業経営であり、経済生活であった。

織物にしても、大部分が自給のための生産であり、醸造物も、味噌は個々の家庭で作られ、醤油や酒も明治後期にいたっても、半数近くの家庭で自家製造をしていた。タバコも自家飲用として早くから栽培され愛好されていた。やがて時代の推移と共に換金作物として、茶や繭の生産が試みられてゆくが、明治期を通して、米が換金作物の最たる

第 67 表 金銀出入帳集計表(明治)

項目	明治3年M家 文	明治3年I家 文	明治3年Y家 文	明治7年Y家 文	明治11年Y家 円 銭	明治11年M家 文	明治12年I家 円 銭	明治15年K家 円 銭	明治17年Y家 円 銭	明治20年I家 円 銭	明治22年M家 円 銭	明治25年Y家 円 銭	明治27年K家 円 銭	明治37年E家 円 銭
衣料費	7兩1朱 19873 18.25(%)	31824	4兩2分 13916 5.84	13兩3分 3120 3.36	2374 1.95	87439 10.14	32615 20.98	13023 1.08	4162 3.76	2195 1.32	10895 11.89	29544 32.85	66838 2.24	5280 6.5
食料費	2朱 6874 2.76(%)	22880	5兩と 33009 9.75	7840 2.60	5094 4.18	96230 11.16	7851 5.05	28596 2.37	8830 7.98	7360 4.42	8880 9.69	7696 8.55	17848 0.59	8543 10.6
農耕費	1兩 100 1.53(%)	33786	21兩2分 19749 19.45	1兩3分 3500 3.49	14144 11.62	47951 5.56	9628 6.19	134096 11.12	9597 8.67	16223 9.75	8115 8.86	4633 5.15	167477 5.61	6355 7.9
住宅費	3449 1.29(%)	12346	2兩2分 3306 2.44	2兩2分 1000 3.66	310 0.25	8700 1.00	16821 10.82	43759 3.62	2656 2.40	4525 2.72	3602 3.93	8240 9.16	167159 5.60	1115 1.38
交際費	2分3朱 8930 4.78(%)	2024	3兩1分2朱 7300 3.82	3兩 1000 4.32	1119 0.91	21974 2.54	970 0.62	11646 0.96	3003 2.71	1380 0.83	8128 8.87	1620 1.80	37244 1.24	7505 9.35
文化活動費	7兩1朱 2276 11.45(%)	2781	3806 0.70	1分 4880 1.95	1268 1.04	9830 1.14	24178 15.55	10508 0.87	367 0.33	1187 0.71	1129 1.23	3095 3.44	63394 2.16	2910 3.62
光熱費	1064 0.39(%)	9216	8371 1.54	/	285 0.23	412 0.04	780 0.55	180 0.01	1850 1.67	55 0.03	415 0.45	1095 1.21	900 0.03	390 0.48
保健費	5512 2.06(%)	1154	4100 0.75	2兩1分2朱 130 3.03	2090 1.76	1300 0.15	/	7451 0.61	36066 32.60	55 0.03	1656 1.80	1365 1.51	12090 0.40	2685 3.37
嗜好品費	2分 8070 3.78(%)	5790	2分3朱 7900 1.95	1兩1分2朱 12980 6.15	2949 2.42	19040 2.20	681 0.43	23196 1.92	2192 1.99	1824 1.09	2240 2.44	1405 1.56	7340 0.24	4400 5.48
臨時費	8兩1分2朱 2880 13.65(%)	62060	/	685 0.22	5570 4.54	55088 6.39	/	20000 1.65	4238 3.83	78750 47.37	/	3636 4.04	1075775 36.09	/
雑費	3兩2分1朱 14431 10.76(%)	24004	13兩3分 31020 15.82	4兩2分 5758 7.90	44736 36.76	48580 5.63	18677 12.00	282179 23.40	14209 3.83	30392 18.28	8351 9.11	19075 21.21	455036 15.26	5580 6.95
貢租費	400 0.15(%)	27076	21兩1分 2792 16.15	11兩3分と 17円 38.27	21002 17.25	139278 16.16	19182 12.34	152054 12.61	14489 13.09	5869 3.75	20071 21.90	1850 2.05	399118 13.39	24160 30.1
貯金	7兩 6400 14.41(%)	34050	4兩と 1125 3.15	13兩2分1朱 1310 18.74	20302 16.68	161815 18.77	22796 14.66	442760 36.72	14512 13.11	14485 8.71	8644 9.43	1050 1.16	487659 16.36	1340 1.67
返済費	1分 2000 1.12(%)	/	16兩1分2朱 18806 15.51	3兩1分2朱 1810 5.09	1237 1.01	14840 17.21	/	17417 1.44	2870 2.59	/	9184 10.02	3810 4.23	/	/
通運費	216 0.08(%)	/	589 0.10	2200 0.73	108 0.08	1380 0.16	1170 0.75	9810 0.81	88 0.07	1550 0.93	280 0.03	575 0.63	16980 0.56	300 0.37
学費	(%)	/	/	2000 0.66	1606 1.31	14400 1.64	/	9007 0.74	1500 1.35	370 0.22	/	/	4500 0.15	9670 12.05
その他	(%)	23453	4兩 2.94	/	/	/	/	/	/	/	/	毛布 1234 1.37	/	/
合計	36兩1分 147834	292444	94兩3分3朱と 155782	46兩3朱と 48213 と 17円	121695	861817	155439	1205682	120799	166220	91590	89923	円 銭 2980358	80233



金銀出入控帳

ものとして重要な生産物であった。しかも、明治の始めには、小座村・東和田村の各「国産書上書」によると、貢米と自家用を差引くと販売用は生産高のほぼ一割にとどまっている。

試みに明治期における金銀出入帳（宮崎雅夫家、宮口祥雄家、上代和男家、飯田敏雄家、吉田仁家の各文書）のい

くつかによって、消費生活の一面をさぐって見ることにする。これらの金銀出入帳は、比較的耕作面積の多い、むしろ自作農的階層の数戸のものであり、大地主的な家は一戸だけである。これらの家々の所在地は台地（東和田・今郡）に属している。記帳内容においても、ただ「買物」とか、「払う」「渡す」と記入されている箇所があり、その内容の明確性を欠く面が見られるが、それでも消費生活の一面を知ることができる。

全体の支出の状態を示すのが第67表であり、一般には衣食・農業生産および租税に支出の比重がかかっている。この中の食料品費は第68表のような購入回数である。

これによると、副食物としては魚がもっとも多く、豆腐、海藻類、コンニャク、瓜がつづき、調味料として砂糖、醤油、塩、酢が用いられ、次いで菓子、ソーメン、蓮根の使用が見られるが、その購入する品目の種類は非常に少ない。その回数からいっても現在から見ると比較にならないほど質素な生活で、その品目の数もごく限られたものである。年代を重ねるにしたがって品目も多くなつてはゆくが、徹底した自給自足の生活を示している。

なお購入回数のもっとも多い魚について集計してみると第69表のようになっていいる。ここでもイワシ、シジミ、フナ、鱸が主であつて、それに鰹が食膳に供されている。これらのうちイワシ、シジミがもっとも回数が多く、その主

第68表 金銀出入帳にみる主食品の購入回数

氏名 明治年		Y									M		M i				K			I
		3	5	7	11	16	17	22	25	29	3	11	3	11	12	20	15	27	37	
品目	魚	16	3	3	7	23	23	25	17	21	7	19	12	8	10	6	40	25	9	
	砂糖	2	4	1	3	6	9	40	21	20	1	11	7	9	9	2	3	2	20	
	糖油	3	2	1	1	5	18	10	17	24	1	14	4	1	2				7	
	塩	4	1		2		2	6	2			4	4	4	2					
豆	3			1	2		7	16	15	1	1	4		1	3	6	1	1		
	酢油	4				3		5	6	9	1	4		1		1	3		2	
	油	5	1				1	4	2	2		1	1		2	2	1	1	5	
	海藻類				1	2	1	8	5	10	1	1		1					6	
	コンニャク							2	2			1					2		3	
	コウリ	1		2	1	1	1	9		2				1	1	1	3			
	菓		2	2	4	1	2		2								6		6	
	子																			
	豚肉																	1		

(備考) 以上のほか蓮根、ミカン、ソウメン、竹ノ子、ナス等購入あり。

な副食物とされている。そのほかにも鱈や小魚などが水田や川などで自家用に獲られていたことを推察できる。これらの魚の種類も年代とともに多くなってゆくのも表の示すところである。明治二十年代には豚肉も稀ではあるが姿を見せ始める。

衣服については綿、糸の購入が多く、染賃の計上も多い。反物の購入も見られる。しかし、第70表がその品目と購入回数であるが、手拭、襟、袖口、裏地などがそのほとんどで、その回数も非常に少ない。綿や糸の購入により、自家用の布の生産が窺がわれ、ここでも質素な木綿が衣類の主体であることを推察できる。

住居も、屋根はほとんど茅葺の屋根が多く、山茅やヨシを材料として自給していた。茅無尽などを行って相互扶助的な自給の方法を講じていた。畳なども購入されているが、多くはウスベリ、琉球などが購入されている。特に日常は蒲葦や藁葦が使用されていて、まったく自給をたてまえとしている。作業場や肥料舎の完備した家は少なく、多くは田の字形の母屋の土間が作業場とな

第69表 明治期魚の種別購入回数

第三節 殖産興業

氏名 明治年		Y					M		M i				K		I					
		3	5	7	11	16	17	22	25	29	3	11	2	3	12	20	15	27	37	
品目回	イ	5		1	2	3	4	7	3	6	1	4	3	4	4	2	10	10	2	
	シ	5				1	6	9	5	5	4	13	2				4	2	1	
	ワ	1	1			3		1					2	4	1			1		
	ジ			1	1	2	3	2		2		2	2		1	3	12	1		
	ツ					1	1	1	2	1			1				1	1	1	
	オ				1								2							1
	ナ					1	1								1	1				
	ビ	1													1					
	ラ	1				1				1									1	
	ウ		1				2													
エ			1																	
ク																				
フ																				
マ																				
シ																				
カ																				
ア																				
サ																				
タ																				
タ																				
ス																				
ウ																				
ゴ																				
シ																				
ハ																				
コ																				
ブ																				
シ																				
オ																				
ソ																				
の	2	1	1	1	6	2	2	3	1	2	0					6	4			
他														1						
子	1			1				1								1				
ジ					1									1						
メ					1	1	1	1	1								2	2		
コ					1	1	1	1								4	1			
イ					1	1	1	1									2			
キ					1	1	1													
ギ					1	1														
メ					1	1		1	2											
ラ					1															
ゼ					1															
イ																				
リ																				
キ																			1	
そ																				

り、脱穀や藁仕事が行われていた。

嗜好品の酒やタバコの消費も比較的が多いが、反面、自飲用濁酒製造の税金を支払ったり、自家用のタバコを作付けそのきざみ賃を支払っている。

光熱費は、その支出は少ない。文明の普及度を示すといわれるランプの使用によって、石油を購入しはじめるのが、明治十年ごろからであり、それを過ぎるとランプの購入費も記入されている。しかし灯芯の購入はそれ

第70表 明治期金銀出入帳に見る織物の購入回数表

氏名		Mi		M		K		I	Y									
品目	明治(年)	2	3	12	20	3	11	15	27	37	3	5	7	11	16	17	22	29
		手袖	拭口	2	3	1	1						1	1				4
襟		2		1		1				反物の購入なし	1		反物の購入なし	1	2			
裏	地	1		2	1				1								2	
チ	メ	1															1	
モ	ン	1		1												2	4	1
サ	ン														2			
フ	皮														1		1	
モ	ヒ						1											
	呂				1					1								
メ	ス																	1
カ	ヤ		1															
古	ン		1															
ハ	ン										1							
ジ	テ				1													
ウ	バ																	
臨	ギ																	
中	時																	
オ	型													1	1			
不	ビ																	
	明					1	1	1	1					1	5		1	1

以後も続き、かなりの期間は菜種油を利用の行灯あんどんもあわせて使用されていたものと思われる。

農耕用の支出では、明治三十年以前は、肥料のうち、その大部分は干鰯と鰯のメ粕とで占められ、ほかに煮汁や人糞が見られる。そのほかは自家製の堆肥や草木灰を中心に自給されていて、その後、明治後期にいたって、過燐酸、大豆粕が登場し、明治の末期を迎えている。農具購入の支出でも、くわ、万能まんのう、鎌、馬具（主に荷鞆、かなごぎ、もみすり、籠類などで占められている）。

交際費は支出回数が多いが、全体から見た割合はそれほど多い額に上っていない。主にお年玉、祝儀、香料、見舞などのほか、印紙代や土産への支出が見られる。

さらに日常の催事や会合などを示すものとして、伊勢講、子安講、三夜講、庚申講、大師講、猿田講、天神講、観音講、同行講、代々講、おにつき、各種日待、石尊講、無尽講などへの支出がある。また、狂言、芝居、曲馬、競馬、花火、手踊りなどの木戸銭や、主催者などへの見舞金が支出されている。

そのほか祭礼への寄附金や小遣、香取神宮を主としたお宮参り、節句、彼岸、盆、正月、風祭、おびしや、などの小遣の支出がある。特に明治末期にいたって、農会、赤十字などを中心にした研究活動、産業活動、社会的な活動の支出が目立ってくる。その間、日光参り、伊勢参りなども稀にはあるが支出されている。また、書籍などの購入が見られるのも見逃がせないところである。

以上のように、この金銀出入帳から見る消費生活は極めて質素であり、自給自足を基調としていたことが注目される。

しかし、この中に出てくる租税の支出を見てもわかるように、その現金支出の占める割合は、一〇%、三〇%と大きい。しかも、地租改正などを経て年代が進むにしがって、租税の金納をはじめとする貨幣経済が支配しはじめてくる。徳川時代は現物納が主体で、生産した米をそのまま納入できたものを、明治期の地租改正によって金納になり、今迄と異り、豊凶にかかわらず一定の金額を納入することになった。したがって納入者は物価の変動にも悩まされなければならなかった。

一次の香取郡長の通達(小貝野区林元晴家文書)などもそれを物語っている。

号外

近時、米価低落、金融渋滞、一般不景気ノ嘆声ハ到ル処トシテ之ヲ聞カサルハナシ、其原因、那辺ニ在ルヤ知ルヘカラサルモ、

前年余裕ノ反動ヨリ來ル者ノ如シ、抑事物ノ變遷アルハ蓋シ數ノ免カルヘカラサルモノニシテ之カ救済法ニ至テハ焦心憂慮自カヲ揣ラス、鄙見ヲ其筋へ上陳シ、又ハ戸長幹事ノ意見ヲ諮問シ、万一モ其法ヲ求メント欲スルモ世間一般ノ影響良案ナキニ苦シム、然レトモ之ヲ既往ニ徴スルニ永ク、復如此ノ不景氣ニシテ止ムヘキモノニアラス、必ラスヤ挽回ノ機近キニアルヘシ、今ヤ地租納期ニ際シ預リ米出願ノ向モ數村アリ、仮令換金ノ期ニ至リ其得失如何ナルモ、村民折角ノ意嚮之ヲ透徹セシメント欲シ、夫々注意セシモ、相場ノ点ニ於テ終ニ本年当役所乙第八拾九号達ヲ発スルニ至レリ、就テハ此納期ニ方リ別ニ方法ノ在ルナシ、只一途、各自非常ノ節儉ヲ為シ、以テ至重ノ租税ヲ納メ、不納処分等ノ煩難ヲ來サ、ル事ヲ勉ムルニ在ルノミ、若夫世間一般ノ不景氣ヲ口実トシ租税ヲ忽カセニスルトキハ、各自一層ノ煩難ヲ増スノミニシテ決シテ処分ヲ免カル能ハザルハ固ヨリナリ、而メ不納ヲ為シ困難ヲ唱フル者ハ平生不覺悟ノ致ス所ト租税ノ至重ナルヲ弁セサルニ是レ由ル義ニテ、此輩ノ所為ハ何ノ時ヲ問ハス寛仮スヘキモノニアラス、^(いやし)苟クモ自家ノ節儉ヲ為シ世間ノ景狀ヲ察スル者ニ於テハ租税ヲ納ムル能ハサルノ故ナカルヘシ、因テ此際戸長ニ於テハ精勵注意、租税ノ割賦徴収、其期ヲ愆ラス職務ヲ執行シ、人民ニ於テハ節儉ヲ主トシ租税ヲ重ニシ不納等ナカラン事ヲ勉メ兼テ毎々告達セシ急納矯正ノ風ヲ沮滯セシムル勿レ、此旨郡内一般へ諭達候事

明治十六年十二月三日

千葉県香取郡長大須賀庸之助

とくに、西南戦争後のインフレーションをくい止めるため、明治十四年、松方正義が登場する。いわゆる松方財政といわれたものである。軍備拡張、兌換紙幣制度の確立を基調とした財政政策は、歳入増加をはかるため、消費税の増徴や、国費負担の地方税への転嫁を企図したものであった。松方財政はデフレーションをひきおこし、米価をはじめ農産物の下落をもたらし、農村に大きな打撃をあたえた。そして負担増の中にあつて、自給体制の強かった農村生活も、次第に貨幣経済にまきこまれていった。

国全体から見ても、明治十五年から同十八年にかけて地租滞納者が激増し、土地を失う農家が続出し、小農や貧農層だけでなく、中・上農層にも大きな影響をおよぼした。東庄でも、これは同様で、土地を喪失する人が多かった。それゆえ、商品作物への転換や増産を図らなければならなかった。

工業面では、笹川地域だけを見ても、既述したように明治初頭には酒造業を営むものが二戸、醬油醸造を営むものが二戸、そして、その周辺の村々にも数戸の醸造業者があったが、明治末期には、わずかに多田庄兵衛家一戸のみが営業をつづけるだけで、ここにも経済状況の変動の様子がうかがわれる。

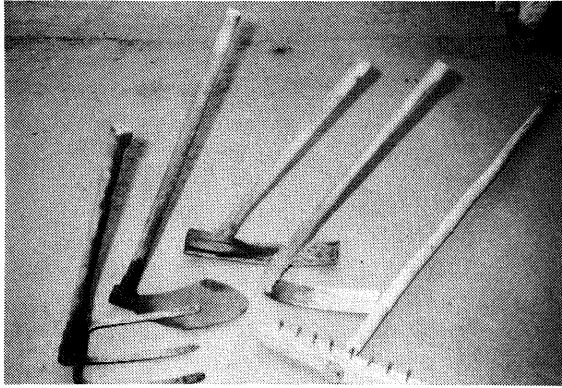
金銀出入帳を見ても年代を経るにしたがって、その購入品目の増加が見られる。日清、日露の戦役を経て、しだいに自給体制がくずれ、消費経済生活へと変化していった。

2 農作業の実態

自給自足の色彩を残していた農業は、その仕事の種類もさまざまにわたっていた。まして明治期は耕地整理はほとんど完成した所もなく、交錯した狭隘な耕地が多く、しかも人力による作業が主体をなしていた。馬の使役は見られるものの、運搬が主で、犁などの購入された様子もない。明治四十二年の『千葉県香取郡々勢一斑』を見ても、馬耕の実施された面積は東庄全域でもごく僅かの九反八畝に過ぎない。後の明治末期から大正にかけての耕地整理の進行と共に馬耕が奨励され、次第にその面積を拡げてゆくが、明治期においては、全くと言って良いほど人力による耕耘が行われていた。

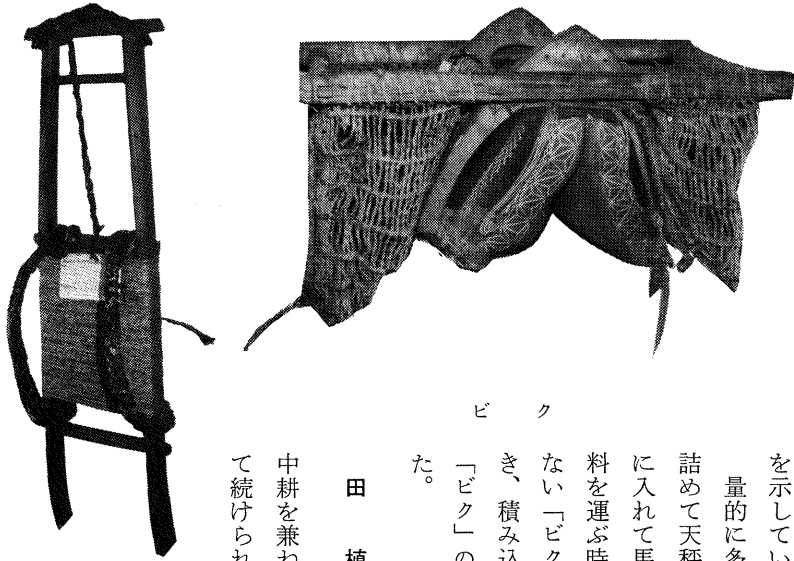
耕耘・施肥

稲の穫り入れが終った田圃を「かび田うない」と称して、万能で一株一株ていねいにうないおこしてゆく。普通、それは男でも一日五畝も耕せれば良い方であった。春は「あらくれ」「三番うない」「代うない」が行われ、その間、緑肥を踏みこみ、施肥をすまし、マンガーで、ていねいに田面をならしてようやく田植えが始められた。すべて緻で行う労働であった。



田畑をたがやす道具であった、くわ、万能、マンガー

肥料も購入肥料は干鰯や魚粕が主なものであって、それに煮汁や人糞があった。利根川沿岸の村々では銚子方面からの煮汁の汲みとりも仕事の一つであり、船や置場も設けられていた。明治の後期には大豆粕や燐酸などが入ってきて、魚粕や大豆粕を砕くことも農作業の一つであった。しかし、それにもまして大変な作業は、肥料の主体をなした自給肥料の生産とその材料集めであった。青草は堆肥の材料としてだけではなく、そのまま田畑に入れたり、馬の飼料としたが、その刈り取りも重要な仕事であった。そして河川の近くでは「もく取り」の作業があり、山林の多いところでは、木の若葉を集める「こがし葉」なども欠かせない作業であった。そのほか「土肥作り」や「木灰作り」も農作業の一つであった。そのため、春から夏にかけての朝草刈りは日常の仕事であった。利根川沿岸では根岸や寄洲に自生する葎やまこなどの草は、かやぶき屋根の材料とともに、肥料としても大きな役割を果たしている。笹川ではこれらを使用できるかどうかは農家にとって死活の問題であるとして、官有地であった附寄洲の草生地の手借を願っているのも、その一端



を示している。

量的に多量にわたる自給肥料の運搬も、女は籠で、男は「バンニヨ」に詰めて天秤で運んだ。また、馬を利用できる時は「かご」あるいは「吠」に入れて馬の背（小荷駄）で運搬するのが常であった。また土肥つちこえなど重い肥料を運ぶ時は、馬の荷鞍の上に木枠を乗せて、その両側に縄であんだ底のない「ビク」を取りつける。「ビク」は底の部分を綱で束ねて袋にしておき、積み込む時は交互にザルで積む。それを田畑におろす時は、そのまま「ビク」の底の束ねた綱を同時に解いて地面に落す方法が工夫されていた。

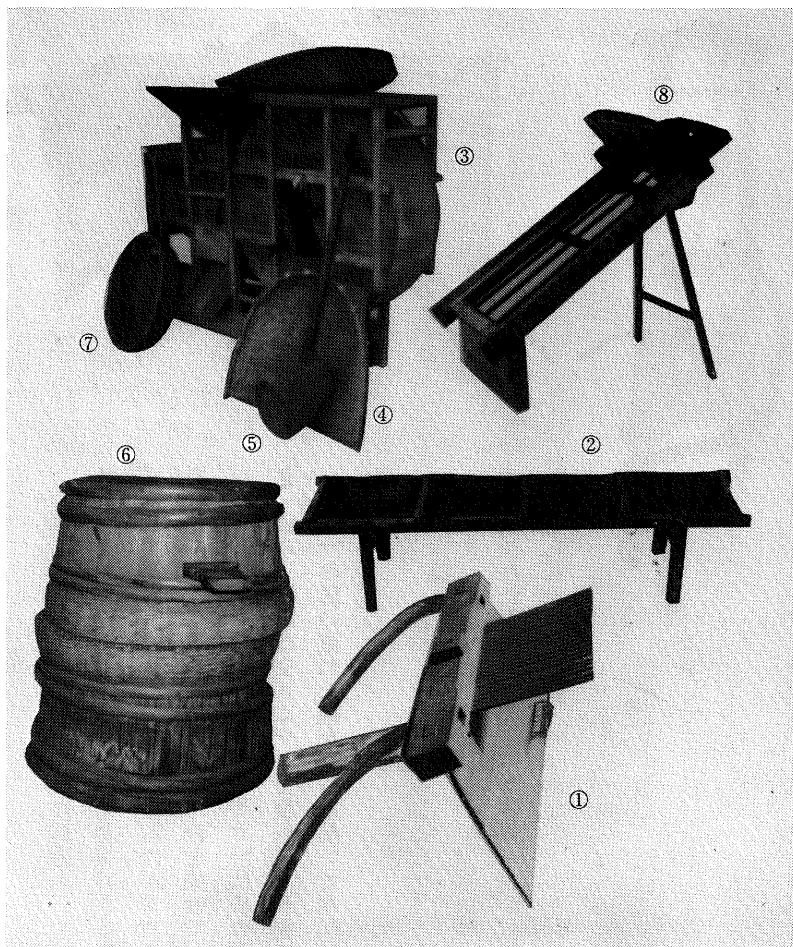
田 植

田植えは、明治後期にいたるまで、べた播き、乱植が行われていた。田植え後の除草もいっさい手作業であって、除草と中耕を兼ねた作業が炎天下のもと、一日中、田圃の中に四つん這いになって続けられた。植付後、畑仕事などをつとめながら二番除草、三番除草を

くり返した。時には「かにづめ」（小さな熊手状のもの）を使用したりした。明治三十年ごろにはすでに除草機も登場してきたが、ほとんど手作業によって行われた。

シヨッカタ(背負梯子)

この間、水田への水引き作業は、水路やポンプもない当時としては、他人の田を越したり、水をかっいで運ん



脱穀調整用具

- (1)かなごき (2)同(麦の脱穀に使用) (3)唐箕 (4)箕 (5)ぼっちゃらうち
(6)もみすり (7)しび通し (8)万石

収
穫
鎌
で

たり、または足踏みの水汲みで灌水しなければならなかった。

刈り取った稲は一束一束をたばね、オダ掛けしたあと、女は「シヨッカタ」(背負梯子)で、男は竹の天秤で家まで運搬した。馬が利用できれば小荷駄で、水路のあるところでは小舟で運ばれ

た。

そのころになると、每晚「カナゴキ」での稲扱き作業も行われた。カナゴキは鉄でできた楯状の道具で、一握りずつの稲を扱く方法で、一晚一〇〇束も扱けば良い方であった。同じカナゴキでも、若狭のカナゴキが能率が良いと珍重されたという。その後、竹製の篩をかけて切穂を除き、唐箕をたててゴミを除く。撰別された籾は、日光による莖干しを行う。そして、手廻しの籾すりに掛けて籾殻をむいたあと、また唐箕で籾がらを除き、万石で屑米を除いて、藁俵に入れて、表装を加えて換金されていった。この間、すべて人力による労働作業であった。明治四十三年に足踏式の脱穀機が考案され、飛躍的に脱穀作業を能率化したためすばらしい発明としてもはやされた。しかし、本格的に普及するのは大正に入ってからであった。脱こく後の藁も、もう一度、干して大切に貯えられた。

農閑期の作業

こうした稲作の合間にも、畑作物の麦をはじめとする穀類や野菜、甘藷の耕作が行われ、養蚕などにも労力をさかなければならなかった。麦の脱穀にしても一束一束、木のわくや臼などに打ちつけて脱穀して、時には焼麦と称して穂先を焼き落して脱穀作業を進めた。しかし、明治後期にはそれは品質を落すから行わないようにとの通達が出されている。

いずれにしても人力によって一年間の農作業が行われ、そのほかにも農閑期の山仕事、藁仕事、漁業なども欠かせない作業であった。また、機織や味噌、醤油などを始めとする自給用の必需品の準備も作業の一つであった。

換金作物と自給作物

重労働によって収穫された米は、年間を通じて最大の収入源である。麦をはじめ雑穀類は作付されているものの、ほとんど換金されていない。このことは麦が自給用としての役割を果たし、売りあげられた米の代りをしてきた。このような換金用としての米は、近くの酒造家によって買い入れられたり、あるいは地元にも穀物を扱う者が何人かいたと推測できる。毎年、米が同じ人々に売られている場合がすくなく

第71表 今郡村Y家の米の売り渡し先（明治8年金銀出入帳より）

買受人氏名	町 村 名	備 考
山本周助	青馬	肥料、日用品の商家（新宿長兵衛河岸まで出荷） （水車による精米業） 酒造業
新右衛門	ムラ	
石毛源右衛門	ムラ	
実川竹二郎	ムラ	
石毛源助	ムラ	
浅川屋	銚子	
石毛卯之助	ムラ	干鰯、日用品など営業する商家
萬田屋	須賀山	

ない。しかし、多くは肥料や日用必需品を兼ねた米穀肥料商に小荷駄で運ばれて売られていった。時には買い受けた商人の指定で荷駄や大八車などで利根川沿岸の河岸まで出荷され、水運を利用してほかの地域に運ばれていった。それは芋などの出荷にも同じことがいえる。

第71表は、今郡村Y家の明治八年における米の売り渡し先の状況を示しているものである。

農作業を支え 明治期にあつて、人力労働が農作業をささえていた。当時の**た労働人口** 労働はどんな様子であつたらうか。第72表は明治十年前後の戸籍簿（各区有文書）より家族人員と労働可能人口を集計したものである。家族構成は五人から七人のところが多く、一〇人を越す家庭は少ない。労働人口としては、二人から四人の家庭が主流を占め、この労働力によって、農業を支えていたわけで、ほかの家に日傭や雇奉公人として住み込んだりして農作業に従事していた。また、一面では結いなどを結んで、共同作業で自家の労力を補ない合つたこともあつた。

次の文書（八重穂・高橋正雄家文書）は年季（二年契約）奉公にあつたの契約書である。

雇奉公人請状之事

第72表 全家族数（明10年前後、村により年代は異なる）

人数	村名	鹿野戸	窪野谷	高部	谷津	宮本	羽計	今郡	小南	合計
	人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
1		1	2	1	0	0	2	2	4	12
2		4	4	0	2	3	1	0	14	28
3		3	3	2	4	0	9	1	20	42
4		3	7	5	4	2	6	3	22	52
5		6	7	11	4	3	14	5	25	75
6		4	9	4	4	4	20	4	14	63
7		5	7	7	3	1	13	7	12	55
8		2	8		2	1	6	2	12	33
9		3	3			1	5	1	5	18
10		0	4			0	5	4	3	16
11		1	1			0	2	1	2	7
12		1				1	0	2	2	6
13							1	0		1
労働可能人口（15歳～60歳）										
人	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
0		0	0	0	0	0	1	0	0	1
1		9	11	3	9	4	3	2	8	49
2		6	11	10	4	5	15	5	46	102
3		7	15	5	3	2	30	13	36	111
4		3	8	12	1	3	21	5	28	81
5		7	8		3	3	8	2	9	40
6		1	1		2		6	6	3	19
7			1						3	4
8									1	1
9									1	1

一金拾五円也

右は眞納其他要用金ニ差詰リ候ニ付、無抛我等娘□□与申者生得実正成者ニ御座候当明治十四年第三月二日ヨリ同十五年二月八日迄前書ノ通御給金拾五円之約定ヲ以テ貴宅へ雇奉公ニ差遣シ申候処実正也、然ル上ハ為手附金拾円請人立合ニテ正ニ受取仕候、右之殘金ノ義は首尾能御奉公相勤次第請取可申候、若又年季中、長煩ニ而御奉公相勤兼候節、人代成、金子共貴殿任御置不申候、万一取逃欠落等有之候節は早速人代差替、紛失之品々正判ノ者ニ而立替エ、貴殿へ少モ御迷惑相懸申間敷候、且又御規則は勿論御家之御作法堅相守、朝暮御奉公大

切出情為致可申候、為後日、雇奉公人請狀仍而如件

明治十四年一月八日

香取郡小座村

高橋清左衛門殿

(氏名略)

また、こうして生産される稲などを安全に収穫するために、各村々では農事規約などを取りきめて、収穫期の田圃での作業時間を規定したり、番小屋を作り稲番をおいて収穫の安全をはかっていた。

3 農家の収入と支出

明治期、自給を基調としながらも、貨幣経済にまいにまきこまれてゆく農家の経済生活はどうであったろうか。的確な資料に乏しいが、先ず当時の生活基盤である土地所有の状況は明治十年前後の地引帳(大友、宮本、小貝野、谷津、小座、東今泉、今郡、栗野、東和田、鹿野戸の各区有文書)の集計によると第73表のようである。

この表によると、田畑合せて五反未満の土地所有者が圧倒的に多く、五〇%から七〇%あまりにも達している。これは一村内の所有高であり、ほかにも出耕作しているものがみられるから、直ちに各自の全所有高とはならないが、おおよその傾向はうかがえる。

階層分化の進行

この時期、地主化がすすみ、一割内外の人数によってその土地の半分くらいを所有されている村も多い。これはすでに農村の階層分化が進んでいて、零細な農業経営を営んでいた人が数多くあったことを物語っている。これらの零細な農業経営の人々は、前にも述べたように、商人や職人が意外に多いという

第73表 耕地反別階層表（山林は除く）〔但し今泉は山林も含む〕

反 別	村 年											計
	大友	宮本	小野	貝谷	津東	今泉	今郡	粟野	東和田	小座	鹿野	
	8	8	8	19	10	6	12	9	10	10		
一反未満	9	1	12	25	10	5	24	34	12	8	140	
1反～2反	6	6	9	9	14	8	28	17	5	20	122	
2～3	2	1	8	4	12	5	9	8	5	12	66	
3～4	2	3	3	3	10	0	9	3	2	7	42	
4～5	0	1	5	4	10	0	5	4	6	5	40	
5～6	2	2	5	2	2	4	2	4	5	7	35	
6～7	1	1	2	2	6	3	2	4	2	0	23	
7～8	2	1	1	1	5	2	3	2	1	2	20	
8～9	2	1	3	0	0	1	2	1	3	2	15	
9～10	0	1	1	0	4	2	1	1	0	3	13	
10～15	6	1	5	2	6	6	11	4	4	12	57	
15～20	2	1	0	1	7	2	4	3	1	1	22	
20～25	0	1	0	2	6	2	7	0	0	1	19	
25～30	3	0	1	2	6	0	1	0	0	0	13	
30～50	0	3	1	1	6	1	2	1	0	0	15	
50反以上	1	3	1	1	6	0	2	1	0	1	16	
計	38	27	57	59	110	41	112	87	40	81	658	
入作人数	11	4	19	29	8	9	27	45	7	19	178	
入作面積(畝)	483	881	691	454	110	259	3,481	1,326	627	596	8,908	
入作1町以上的人数	1	2	2	1	0	0	8	1	3	2	23	
耕地の半分を占める上位よりの	人数 %	6	2	7	4	15	16	12	7	8	12	89
		15	7.4	12	6.7	13.6	39	10.7	8	17	15	13.5

第74表 地引帳からみた他村における土地所有状況（明治8～12年）

	小座	栗野	東和田	今郡	小貝野	大友	鹿野戸	谷津	宮本	東泉	今
佐藤治郎兵衛	反 15.3	反 85.6	反 5.2	反 1.3	反 14.6	反 12.4	反 10.9	反	反	反	反
向後清右衛門	10.8	19.4	4.7	5.7	2.8	3.4					
宮本岩太郎	13.6	74.5	6.5		.2	5.7					
岩田藤兵衛	4.2	1.3				2.0		.5	79.2		
吉田安兵衛					8.0			1.6			
渡辺佐左衛門	2.7	3.8	35.8			7					
菅谷甚左衛門		11.3	1.5								
鎌形源五左衛門		3.2				1.6					
宮内弥兵衛		21.4	11.0								
江鳩佐左衛門	8		1.4								
関周伯							3.8	21.1			
吉田四郎衛門				2.0			5.9				

こととも関係が深いものと推測される。また、上層農家の田畑の小作に従事していたこととも関連する。第73表のうち、他村からの耕地所有者が延人数で一七八人あり、第74表に示す自村以外二か村以上にわたって耕地を所有する人数の重複分を差し引くと実数は一四九人ある。そのうち、自村以外一か村のみに耕地を所有するものが一三七人あり、一町歩以上のものが五人ある。また、第74表のように、一〇か村の地引帳のうち、自村以外に七か村にわたって十数町も耕地を持つものがあり、地引帳の残されていない他の村々を含めて推定すると、この数字以上に、地主化の形成が進んでいることを予想できる。

地租改正事業が終り、いわゆる松方財政によるデフレ政策を経て、土地所有の分化がさらに進んでゆき、上下の差が大きくなってゆく。第75表はそれを物語っている。この表にない地域でも、断片的な資料によってではあるが、一定の人々が各地域にわたって所有地を拡大していることがうかがえる。

試みに、羽計村のS家の土地所有の推移を示したの

第75表 土地所有別階層表

區別	区名		谷 津			今 郡		羽 計			鹿 野 戸			宮 本												
	(明治)年度		明治	19	29	6	37	3	19	32	慶応	6	10	8	43											
	反	人	人	人	人	人	人	人	人	人	3	人	人	人	人											
0 ~ 1	12	21	21	5	8	39	30	60	18	21	22	3	9													
1 ~ 2	5	14	12	4	15	17	14	20	14	11	17	10	5													
2 ~ 3	4	2	5	4	8	6	10	10	10	13	11	4	2													
3 ~ 4	7	0	6	2	6	2	3	8	5	7	4	3	2													
4 ~ 5	5	7	2	4	4	1	3	4	3	2	2	1	2													
5 ~ 6	0	3	2	1	2	4	3	4	5	4	4	0	0													
6 ~ 7	3	3	3	3	2	3	1	3	3	1	1	1	2													
7 ~ 8	3	0	2	2	3	1	2	3	5	6	4	0	1													
8 ~ 9	1	1	0	0	3	5	1	4	3	2	2	0	3													
9 ~ 10	3	0	1	1	0	2	0	2	4	4	3	2	3													
10 ~ 15	2	2	3	9	9	5	9	8	4	6	8	6	3													
15 ~ 20	1	0	1	4	3	2	4	2	0	0	0	3	2													
20 ~ 25	2	3	2	3	3	1	4	9	0	0	0	1	1													
25 ~ 30	2	2	1	0	3	0	2	4	0	0	0	0	0													
30 ~ 40	1	1	2	1	1	1	4	4	1	1	0	1	4													
40 ~ 50	1	0	0	0	3	0	1	3	0	0	1	1	3													
50 ~ 100	1	1		1	1	2	2	2				3	0													
100 ~ 150						1	1	1				1	2													
150 ~								1				2														
使用史料名	地引帳 (明治八年) 谷津区有文書		地引帳 (明治十九年) 谷津区有文書		名寄帳 (明治二十九年) 谷津区有文書		地引帳 (明治六年) 今郡区有文書		名寄帳 (明治三十七年) 今郡区有文書		笠原長和ほか二名 『千葉県香取郡東庄町近世史料調査報告』小		地佃地租合計帳 (明治十九年) 羽計区有文書		土地台帳 (明治三十二年) 羽計区有文書		惣高名寄帳改下書 (慶応三年) 鹿野戸区有文書		反別金高帳 (明治六年) 鹿野戸区有文書		地引帳 (明治十年) 鹿野戸区有文書		地引帳 (明治八年) 宮本区有文書		名寄帳 (明治四十三年) 宮本区有文書	

第76表 S家地価地租反別帳集計

	合計	田	畑	山林	宅地	芝地
	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	町反畝歩	反畝歩	畝歩
明治12年	14.1.5.25	10.2.1.25	3.7.1.09			
明治18年	16.2.9.14	10.3.1.06	4.2.9.09	1.2.9.15	3.6.23	2.21
明治21年	20.1.5.12	12.0.2.11	4.5.3.21	3.1.2.26	4.3.23	2.21
明治23年	20.8.4.18	12.1.4.27	4.6.0.15	3.7.3.13	3.3.02	2.21
明治29年	27.8.5.08	10.5.3.08	4.4.4.05	12.6.2.25	2.2.09	2.21
明治30年	28.9.9.10	(田畑合計16町1畝29歩)		12.7.5.02	2.2.09	

が第76表である。この村には、明治三年には三〇石(三町ていど)から四〇石(四町ていど)の石高所有者のS家が一戸あり、最高の持高であったが、同家は同十二年には一四町余に拡大した。同家はさらに明治二十一年には二〇町余、そして、同三十年には約二九町歩になっている。三十二年の土地台帳では、自村だけで約一六町に達していて、六五人の小作人を抱え、一六石四斗の入附米(小作米)をあげている。

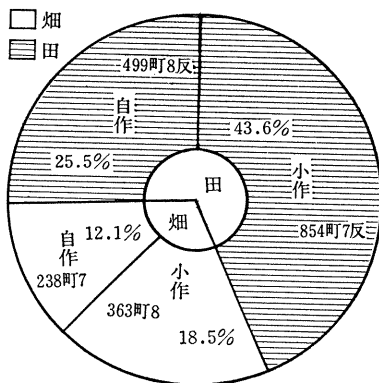
明治期における笹川の五〇円以上の地租納入者の推移を、選挙人名簿の中から拾って見ると、明治二十二年には五名、二十五年には、全体に金額を上昇させたが六名、四十年には一六名に増加している。四十四年には一三名に変わっている。しかも四十二年の『香取郡郡勢一斑』の自小作地の比較を見ると、笹川町の場合、実に田畑合せて九〇%を越す耕地が小作地となっていて、自作地はわずか一〇%にも達しなくなっている。これは、利根川の附寄洲の御料地や、坊内原などの町有地が下作したさくされていることも原因の一つと思うが、東庄町全域を平均してみても、七〇%に近い田畑が小作地になっている。これは当時の農村の生活の基盤である耕地の集散化が進んでいることを物語っている。これは多くの人々が小作あるいは、自小作によって生計を立てていたことを示すものである。

このことは明治に入って、地租改正などを経て土地の分化がさらに進行し、

第77表 明治42年自小作地比較（香取郡勢1斑）

		神代村	笹川町	橘村	東城村	計
自作地	田	1,334	247	1,732	1,685	4,998
	畑	663	160	639	925	2,387
	計	1,997	407	2,371	2,610	7,385
小作地	田	2,036	2,748	1,603	2,160	8,547
	畑	713	1,040	935	950	3,638
	計	2,749	3,788	2,538	3,110	12,185
合計	田	3,370	2,995	3,335	3,845	13,545
	畑	1,376	1,200	1,574	1,875	6,025
	計	4,746	4,195	4,909	5,720	19,570

第三節 殖産興業



第22図 (東庄地域全域)

たのが、やがて、その後地主経営の安定とともに自らには耕作をしないようになっていった。第78・79表は田畑二七町六反を、一八か村にわたって所有し、そのうち約二町四反を自作している大久保村のK家の所得届から転記したものである。また、第80・81表は四か村にわたって一六町五反余の土地を所有し、そのうち三町六反を自作し、そのほかは貸し附けている八重穂のT家の所得とその内訳である。前者は明治二十一年、後者は明治二十年のものであり、いずれも郡役所への届出のための控であるという若干の限界はあるが、当時の地主経営の一面をうかがい知ることができる。この収入表は、各項目の必要経費を差引いたものであり、差引かれた金

土地を貸付けてゆく地主経営がその地盤を固めつつあることを示している。

地主層の経済生活

明治二十年代において、地主層は雇人を入れたりして数町の手作りを営みながら、土地を貸付けて、両面より収入をあげながら経営をしてい

第78表 K家収入表 (明治21年)

項 目	金 額	備 考
	円 錢厘	
奉 給	99.00.0	} 必要費 を差引 ずみの 金額
貸 金 利 息	41.00.0	
土地貸付の所得	391.00.0	
農 業 の 所 得	39.00.0	
仲買営業の所得	6.00.0	
計	576.00.0	

第79表 K家地所貸附総所よりの差引額

項 目	金 額
	円 錢厘
地 租	226.70.1
地 方 税	36.00.0
町 村 費	14.80.0
備 荒 儲 蓄 金	4.57.9
19.2年地租延納年賦金	8.32.0
実 地 取 調 費	5.36.8
管 理 人 給 料, 食 料	18.00.0
計	314.06.8

K家農業総所得よりの差引金額

	円 錢厘
地 租	39.50.0
地 方 税	6.27.3
町 村 費	2.57.9
備 荒 儲 蓄 金	79.8
実 地 取 調 費	98.8
肥 料	46.20.0
種 子 代	5.70.0
鋤 鋤 修 繕 料	5.10.0
雇 男 ³ 女 ² 給 料	51.00.0
雇 人 食 料	41.32.5
馬 一 頭 分 飼 養 料	10.12.0
計	209.56.3

K家仲買営業の総所得より差引金額

	錢厘
營 業 税	60.1
雑 費	27.5
計	87.6

差引金額の総合計 524.50.7

第80表 T家の所得額

	円 錢厘
土地貸付の所得	290.05.9
農 業 所 得	14.89.2
計	304.95.1

第81表 土地貸付所得, 農業手作所得より差引いた金額

貸付地総収入より差引く額	
	円 錢厘
地 租 金	152.68.8
地方税・公儲金その他	29.53.0
町 村 費・教 育 費	25.41.0
計	207.62.8

T家手作地総収入より差引く額

	円 錢厘
地 租 金	45.50.6
地方税・公儲金その他	8.80.0
町 村 費・教 育 費	7.57.2
種 肥 代	47.20.0
雇 人 給 料	69.50.0
〃 食 料	50.00.0
馬 飼 料	10.00.0
農 具 の 修 繕 費	2.00.0
計	240.57.8

差引金額の合計 448.20.6

第82表 (1) K家所有地内訳とその収入 (明治21年)

	村名	田	畑	宅地	金額
		畝	畝	畝	円 銭厘
貸 附 地	大久保	218.22	53.15		51.71.4
	櫻井		25.16		2.95.0
	舟戸	8.13	14.16		3.13.6
	東和田	43.28	5.00		9.28.6
	神田	29.26	8.08		6.79.2
	大小友	156.03	13.09		32.53.0
	小貝野	28.02			5.61.3
	萬才	200.20	6.26	7.21	37.70.1
	溝原	17.16			3.50.6
	小南	177.07	306.28	11.28	67.33.2
	八穂	282.19	3.06		48.37.3
	小座	260.10	5.04		58.57.3
	粟野	168.25	13.05		35.11.0
	夏目	51.07			7.68.0
	今郡	66.28	8.15		7.54.5
	青馬	27.00	18.00		5.40.0
諸持		18.16		1.85.0	
幾世	158.09			6.33.2	
	計	1895.25	500.14	19.19	391.15.4
	自作地	315.00	30.00		39.00.0
	総計	2210.25	530.14	19.19	430.154

額を加えると、一一〇〇円五〇銭七厘が総収入額である。

また、所有地からの必要経費を除いた収入の状況は第82表(1)のように示されている。

T家の場合も、所得額のほかに、必要経費が、表のように合せて四四八円二〇銭六厘差引かれており、したがって総収入は七五三円一五銭七厘となる。その所有地の収入の状態は第82表(2)のようになる。

第83表は、東庄地域の各村々の明治四十二年の自作小作の配分と耕作面積の区分を示すものである。

これによれば、自作農家は二四％で、そのうち一町未満の自作農が半分以上を占めている。自作兼小作農家がもっとも多く、四一％を占めて

(2) T家所有地内訳 (明治20年)

	村名	面積	地租	収米	金額
貸 附 地	八重穂 粟栗野 小夏南 計目	町 畝	円 銭厘	俵斗升	
		9.00.12	113.01.2	165.2.1	
		2.33.07	24.63.8	53.1.2	
		80.11	8.38.2	19.1.0	
		62.18	6.65.6	10.3.0	
	計	12.76.18	152.68.8	248.3.3	円 銭厘 497.68.7
自作地	八重穂 粟栗野 計	2.78.09	9.50.2	1.23.1.4 麦2石	円 255.47.0
		99.27	36.00.4		
		3.78.06	45.50.6		
総計		16.54.24	198.19.4	3.71.4.7	円 753.15.7

いる。小作のみに頼っている農家が全体の三四%を越えていて、自作兼小作を合せると四分の三の一三八九戸にのぼっている。その耕作面積を見ても一町未満が六〇%を占めていて、当時の農耕の状態を示している。

また、前述の羽計村のS家の例を見ると、五六人の小作人より集る附米（小作米）は二九一俵にのぼり、当時の米相場が一俵四円として、計算すると一六四円となる。小作地の地租の合計が一三三円であり、その他地方税の附加などがあるものの、小作地からの収益は一〇〇〇円を越えることになる。

地租改正当時、重税といわれていた地租は、地価が固定される反面、物価の上昇により相対的に軽くなっていった（地租は明治十年から、地価の一〇分の三%から一〇〇分の二・五%になっていた）。地主経営はしだいに有利となつてゆく。逆に小作側は物納を基本とした小作制度が、米価をはじめとする物価の上昇によって不利となつてゆく。

第84表は支出の記入がほぼ整っている数少ない前述の金銀出入帳の中から集計したものである。その記入内容には前述のように「渡す」「品代払う」などと一括した部分があり、的確性に欠くところもあるが、当時の一面を知ることができると思う。

その消費面では、1「自給自足の農村生活」で述べたとおりであり、その生

第83表 明治42年度農家耕地の配分（『千葉県香取郡々勢一斑』より）

第三節 殖産興業

計	東 城 村			橘 村			笹 川 町			神 代 村			町 村 名		
	小 作 戸 数	自 作 兼 小 作 戸 数	自 作 戸 数	小 作 戸 数	自 作 兼 小 作 戸 数	自 作 戸 数	小 作 戸 数	自 作 兼 小 作 戸 数	自 作 戸 数	小 作 戸 数	自 作 兼 小 作 戸 数	自 作 戸 数			
四四三	二二〇	一五四	六九	九五	三七	四五	一四〇	一〇九	二一	一〇	一九六	六九	八一	四六	五反未満
六七〇	二六八	二二四	一七八	三三五	一四二	一〇七	二三二	七一	五〇	一一	一〇九	三三	三八	三九	五反〜一町
六三三	一三八	三五二	一四三	八九	一二	五四	一八六	五二	一一二	二三	一一四	二九	四四	四一	一町〜三町
八〇	八	二五	四七	一	一	一	三	一	一	一	一五	八	五	二	三町〜五町
一、八二六	六三四	七五五	四三七	五一九	一九一	二〇六	四六一	二三二	一八六	四三	四三四	一三八	一六八	一一八	計

活が極めて質素なものであった。その収入と収支の状態をみると、地主的な立場にあるK家の場合は、収入は米代金であり、その支出・収入の面から見ても一般農家が一〇〇円から二〇〇円くらいの額を前後しているのに、地主はその一〇倍の額になっている。同家は明治十五年には数字の上では一六七円の「不足」となっているが、支出の面を見ると、

臨時支出の二〇円は畑の買入の支出であり、貯金や貸付金の支出が四四二円も含まれており、実質的には二七五円の残高をあげている。

さらに、明治二十七年には、その収入は明治十五年の三倍の額の三〇〇〇円におよんでおり、一五六円の残高を示している。さらに、その内訳をみると、貯金や貸付が四八七円ある。また、臨時支出の一〇七五円のうち六四一円の土地取得費が含まれていることがわかる。これらを計算してみると実質的には約一二八四円の収益があったものと思われる。この面から見ると、地主であるK家の家計は、余裕をもちつつ土地の集積をはたしつつあったことを示している。

自作農の経済生活

一方、自作農に属する家庭の金銀出入帳について見ると、年ごとにその収支に変動が多く、余裕と見るべき面は少ないと思われる。

今郡村のY家（明治六年には田畑合せて二町五反、明治二十八年には一町八反の耕作農家）などの場合をみると、明治三年には前年の不作のあとを受けたためか「不足」を来し、同七年は少しの残高を示し、西南戦役の翌年の十一年には、Y家、M家、ともにそれぞれの若干の残高を記録している。十六年、十七年はいずれも史料が後欠で収支の完結は記されていないが、それまでの間、ほぼ収支が均衡している。その内容を見ると、薬礼として三六円の支出が目立つものの、それに倍する土地売却による収入が兩年にわたって掲載されており、それによって、ようやく均衡が保たれている。二十三年、五円の借入金があっても、なお七円の不足を示している。明治二十五年においては、二〇円六六銭の残高を示しているが、収入の中には二〇円の借入金があり、ようやく収支の均衡が保たれている状態であった。

その後も、日清・日露の両戦役を経て、戊申詔書発布の時期をむかえる明治後期も、決して安易なものではなかったことは、農事改良運動や地方改良運動が示すとおりである。

第84表 金銀出入帳集計表

項目	Y家 明治3年		Y家 明治7年		Y家 明治11年		Y家 明治16年		Y家 明治17年		Y家 明治22年		Y家 明治25年		K家 明治15年		K家 明治27年		M家 明治11年		
	兩分朱	文	兩分朱	文	円 銭厘	%	円 銭厘	%	円 銭厘	%	円 銭厘	%	円 銭厘	%	円 銭厘	%	円 銭厘	%	兩分朱	文	円 銭厘
支	420	13916	130	3120	2374	1.9	8296	10.2	4162	3.4	10895	11.8	30778	34.1	13023	1.0	66838	2.2	433	54065	3406
衣料費																					
食料費	500	33009		7840	5094	4.1	7593	9.4	8830	7.3	8880	9.6	7696	8.5	28596	2.3	17848	0.6		42030	13550
農耕費	2120	19749	130	3500	14144	11.6	15235	19.0	9597	7.0	8115	8.6	4633	5.1	134096	11.1	167477	5.6	122	19855	5399
住宅費	220	3304	220	1000	310	0.2	1590	2.0	2656	2.2	3602	3.9	8240	9.1	43759	3.6	167159	5.6		5500	800
交際費	312	7300	300	1000	1119	0.9	2766	3.4	3003	2.4	8128	8.8	1620	1.8	11646	1.0	37244	1.2	122	10150	1331
文化・娯楽	400	3806	10	4880	1268	1.0	1090	1.3	367	0.3	1129	1.2	3095	3.4	10508	0.8	64394	2.1		2950	1720
光熱費		8371			285	0.2	786	0.9	1850	1.5	415	0.4	1095	1.2	180	0.01	900	0.03		580	103
保健費		4100	212	130	2090	1.7	2590	3.2	36066	20.0	1656	1.8	1365	1.5	7451	0.6	12090	0.4		1300	
嗜好品費	23	7900	112	12980	2949	2.4	21457	26.5	2192	1.8	2240	2.4	1405	1.5	23196	1.92	7340	0.2	100	13000	510
臨時費				685	5570	4.5			4238	3.5			3636	4.0	20000	1.6	1075775	36.0			13772
貢租及寄附	2110	2792	1130	1713	21002	17.2	11834	14.6	14489	12.0	20071	21.9	1850	2.05	152054	12.6	399118	13.3		4470	33702
貯金(無尽…)	400	1125	1321	1310	20302	16.6	1140	1.4	14512	12.0	8644	9.4	1050	1.1	442760	36.7	487659	16.3	913	11525	28135
返済費	1612	18806	312	1810	1237	1.0			2870	2.3	9184	10.0	3810	4.2	17417	1.4				400	37000
交通費		582		2200	108	0.08	660	0.8	88	0.07	280	0.3	575	0.6	9810	0.8	16980	0.5		100	320
雑費	1330	31020	420	5758	44736	36.7	5767	7.1	14209	11.8	8351	9.1	19075	21.2	282179	23.4	455036	15.2		27040	5385
学費				2000	1606	1.3			1500	1.2					9007	0.7	4500	0.15		4080	1600
計	9433	155782	4603	48213	121695		80804	99.8	120629	99.0	91590	99.2	89923	99.3	1205682	99.5	2980358	99.3	1822	199585	146933
入				1713																	
米	3302	4000	6103	250	72847	52.8	31225	39.0	13950	11.0	33494	39.7	54943	49.6	696565	66.9	1716994	54.7			58210
芋		125568	600	16020	16458	11.9	15597	19.4	7924	6.2	22533	26.7	20097	18.1					630	65765	13276
果実	223	14000	201	13175	3929	2.8	800	1.0			200	0.2	1510	1.3							
山金	410	8400	2	600	8745	6.3	4650	5.8	33620	26.3	4525	5.3	6673	6.0						9257	22160
無尽(返金)	2621		10	464	27870	20.2			1850	1.4	843	1.0			257041	24.7	884375	28.1	1330	250	25800
臨時貸									22000	27.4	70000	54.7	5000	5.9	20000	18.0			210		61000
労年貢					4000	2.9															
穀類															32747	3.14	505586	16.1			75
その他													1141	1.3	2400	2.17					2815
わら工品	532	46008	112	520	3861	2.8	5983	7.4	450	0.3	7502	8.9	4962	4.4	14000	1.3	30380	0.9			6400
計	7220	197976	7220	31029	137710	99.7	80255	100.0	127794	99.9	84251	99.6	110585	99.5	1040353	99.0	3137335	99.8	2210	250	190460
差引		-55556			16025								20662		-167029		156977				

これは一部の例であり、的確であるとはいえないかもしれないが、自作農も決して余裕のある経済生活でなく、生産向上への努力と、生活の儉約に努めなくてはならない状況を物語っている。

第四節 村政のあゆみ

(一) 町村制施行と新村の誕生

明治二十一年（一八八八）四月二十五日、市制、町村制が公布され、ここに地方自治に画期的発展の基礎が方向づけられることになった。翌二十二年四月一日から施行されたが、この時を前後して全国的に町村合併が行われた。この制度は、府県知事の具申に基づき、それぞれの地域の実状を参酌し、内務大臣の指揮によって施行された。これらの過程については、青馬外六ヶ村戸長役場より、管内今郡村にあてられた次の文書によってもうかがえる。

町村分合ニ関スル演達ノ記

本年四月法律第壹号ヲ以テ發布セラレタル市町村制ハ大ニ地方自治ノ権力ヲ拡張シタルモノニシテ、苟モ公権ヲ有スルモノハ本法ノ原則ニ従ヒ、従来ノ成立ヲ存シ、一村毎ニ独立シ、以テ公法上ノ義務ヲ踐行セン事ヲ希望スルハ論ヲ俟タス、然リト雖、一步ヲ退ヘテ本法旨趣ノアル処ト外国ノ類例トヲ参酌熟考スルニ当リ、聯合七ヶ村ノ如キハ何レモ百戸未滿ノ小村落ニシテ疆土狹隘人口寡少、随テ村力貧弱ニシテ村毎ニ自治独立スルハ到底及ブ処ニ非サレバ町村制第四条ニ拠リ、四隣相合併シシ力ナル団体ヲ為シ、一ノ新村ヲ造成スルヲ以テ最モ策ノ得タルモノト言ハザルヲ得ス、勿論同条第三項ニ「町村ノ資力法律上ノ義務ヲ負担スルニ堪ヘズ又ハ公益上ノ必要アルトキハ関係者ノ異議ニ拘ハラズ町村ヲ合併シ又ハ其境界ヲ變更スル事アルベシ」トアリ然リト雖モ（関係町村ノ意見一般ノ公益ヲ害セザル限りハ之ヲ採用セサル可カラズ）ト理由書ニ示サレタリ、加エ

今般、本県知事ハ町村分合見込案及び参考諸表ヲ□ □ラレ、戸長若クハ町村惣代人ニ諮詢スベキ旨、各郡長ニ別紙ノ如ク示サレタルヲ以テ、本郡長ハ不日郡内ヲ巡回シテ戸長及町村惣代人等ニ諮詢スル処アル趣、今回拙者共ニ示サレタリ、就テハ一時若クハ自己ノ利害ニ偏シム公益ニ反シタル私見ヲ述ベテ郡長ノ芳問ニ答フル様ノ義ナカラシメン事ヲ欲ス、如何トナレバ地方自治ノ団体ヲ鞏固ニシ、後世ノ長計ヲ定ムル今日ナレバ最モ慎重ヲ加ヘ、本法ノ旨趣ヲ研究シ、篤ト利害ヲ闡議シ、以テ郡長ノ芳問ニ答フ事ヲ参会諸君ニ望ム

本年四月法律第一号ヲ以テ発布セラレタル市町村制及ヒ土地台帳調製上ニ関シ諮問ヲ要スル義有之候ニ付、別紙日割ノ通り召集場へ戸長出張ニ相成候条、時日無相違該所へ出頭候様致度、此段及通達候也

明治廿一年十月二日

青馬村外六ヶ村戸長役場

今郡村 村惣代、村會議員 組長

地主惣代 面立中

召集日割

召集場

青馬集会場 十月四日午前八時 青馬宮本

東小学校 十月四日午後一時 羽計谷津今郡

石出小学校 十月五日午後一時 石出今泉

(後略)

このように、地域ごとに盛んに研究会を行い、地域の意見を聴取し、実状を参酌して合併の具申がなされてい

た。この町村合併は、だいたい明治十七年に戸長役場の管轄区域が拡大されたが、その時の区域の村々を合併して、新村創設の方向がとられた。明治十七年には、前記のとおり、大久保ほか九か村、青馬ほか六か村、小南ほか四か村、須賀山ほか二か村のそれぞれ四つの連合村が、東庄地域にあって、それぞれの戸長役場の管轄下におかれていた。

当時の連合村を形成している個々の町村は一〇〇戸以下の町村が多く、全国的にみても、町村数七万一五七三のうち四万八四二〇の町村は、一〇〇戸以下であり、それは全体の七〇％に近かった。政府は、これらの各町村を地域の実状にあわせて合併して三〇〇戸から五〇〇戸くらいの規模の町村を作ろうとした。

東庄地域では前記の連合村がほとんどそのまま合併して明治二十二年四月新しい村が誕生した。大久保ほか九か村が合併して神代村となり、小南ほか四か村が合併して東城村となった。そして青馬ほか六か村に、今まで須賀山ほか二か村の戸長役場の管轄下にあった新宿村を加えて合併し、橋村とした。須賀山村、鹿野戸村が合併して笹川村となり、それぞれ新しい四つの村が誕生した。旧村名は、そのまま大字として残し、区として区長を置き、町・村長の補助機関の役割を果たした。

このさい、もっとも問題となったのは、旧村における共有財産などの処理であったようである。村によっては会合を重ねて対策を協議しており、合併後村内の共有として調整が試みられているが、ほとんど旧来のとおりその地域に利権を残したまま合併している。

町村制施行によって誕生した新しい村は、従来に比べて自治体として法人格が認められ、決議権が拡大され、それによって執行権も拡大された。その反面個々の、町村会の議決の許可権、町村行政事務の監査権、町村吏員選挙の認可、臨時町村吏員の選任権、強制予算権限、郡参事会による代議決の権限をはじめ、国、府、県、郡の上部官庁による監督権も強化された。

さらに町村民は、住民と公民の二つに区別されて考えられた。公民とは、町村内に二年以上住み独立した二十五歳以上の男子で、直接国税二円以上を納入し、町村の負担を分任する戸主のことである。この公民に町村会の選挙権・被選挙権があたえられる。さらに町村内に住まなくとも直接、町村税を納むるものの額が、その町村のもっとも多い三名中の一人より多いときは、村外の不在の大地主でも選挙権を持つことができることが規定されていた。

さらに村会議員は、一級、二級に分けられ、二日にわたって選挙され、地主、商工業者層から選ばれる傾向が強かった。議員は名誉職とされた。

村の執行機関も、村長および助役で、その補助機関に区長、町村委員（勸業・土木・学務・衛生・警備）がおかれ、これもみな名誉職であった。そして村長をはじめこれらの人々は、村会議員の選挙によって選ばれ、任期は四年、助役は村長の推選で村会の承認によって就任された。したがって村の支配は、地主を中心にした有産者によって行われる傾向となった。それらはすべて名誉職として村内有力者になったから、村の経費の節減となった。

村長の担任事務は町村会関係、营造物の管理、歳入・歳出の管理、町村基本財産の管理、吏員の監督等と、上からの委任事務などであった。各村には村長の推薦、町村会の選任によって収入役が置かれ会計事務にあたった。そのほか人口二〇〇〇人未満の村で二人くらい、そして二〇〇〇人から四〇〇〇人の村で三人くらいの書記が村長に属して庶務にあたった。また後に有給助役の制度も行われ、村によって名誉助役と有給助役の二名の助役が置かれた。実際に事務を担当する吏員（書記と事務雇）は村単位では、ごく少数の人によって行われたが、その数は明治の末期にいたるにしたがって増加していった。

町村制によって成立した村々は、前述のように自治体としての自治権も拡大されたが、その反面、上からの監視も強化された。さらに国・県の委任事業に事務負担、経済負担が課せられることになった。特に教育充実のための教育

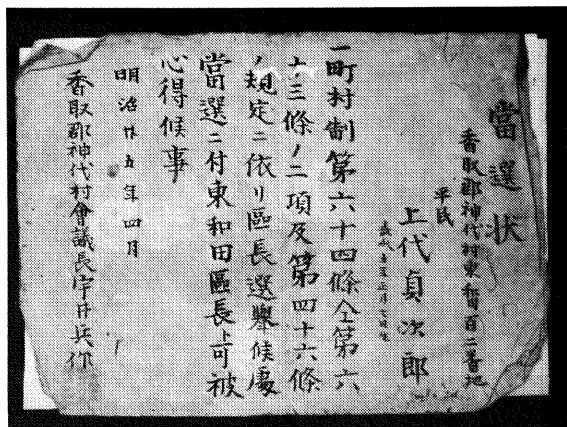
費そして道路整備などの土木費、衛生行政の衛生費、役場の運営に必要な役場費などが大きく村政の上にかかってきた。特に教育費にいたっては、予算の半を占めるにいたった。

政府は、村々が基本財産の収入でまかなうことのできる不要公課村となることを希望した。町村は財産収入、使用料、手数料、科料、過怠金などをその財源とし、その不足分に対してだけ村税の賦課をするように政府によって指導された。しかも、町村税にも地租付加税七分一の制限があり、直接国税付加にも一〇〇分の五〇という制限があった。それは国税などとの競争をさけるためであった。したがって村の

財政も楽ではなかった。それは当時の予算書や、制限外の賦課の許可申請書などにも表われている。それでも、東庄地域の村々は、基本財産にも乏しく、財政の大部分が村税によってまかなわれていたのが実情であった。

さらに旧村（徳川時代の村）は、区として存続した。そして、区長が置かれ、町村長の補助機関としての役割を果たした。しかし、区長は新村からの伝達や行政にあずかると同時に、区域の長でもあり、区独自の共同作業、村祭り、慣行事業、区費の徴収などの仕事を処理する二つの役割をもっていた。したがって、村長の補助機関だけでなく、区内の活動を総括することも兼ねた法人的な色彩もあつた。

区長の選任は、区内の公選ではなく、村会において議員の選挙によって選任されることになっており、事実、明治三十年前後の笹川村、



区長の當選状

神代村の村会議事録にも、区長と代理者の選挙の様子が記されている。しかし、その場合でも、あらかじめ区から何人かの候補のリストが提出されていたものと思われる。

こうして旧村を合併し、旧村を区として「隣保共同」の自治体を内包して新しい村が誕生した。

しかし、まだ旧来からの生活集落から脱却するまでにはゆかず、区と区、地域と地域などの対立もあり、あるいは学校問題、あるいは官有地の払い下げ問題など、さまざまな問題をかかえながらも、次第に一つの村としてのまとまりをみせていった。

1 神代村

明治二十二年、町村制施行に際し、今迄、東和田外九ヶ村戸長役場の管轄下にあった一〇か村、すなわち東和田、神田、舟戸、大久保、小貝野、窪野谷、平山、高部、大友、桜井の諸村をそのまま合併し、古えの神代郷の旧名にちなんで神代村と名づけた。

神代村は総面積八四四町余りで、田圃と山林の交錯した地形で、農業を主とし、米、麦、甘藷、繭、薪炭、酒を主な産物とした。この地域は、明治四年には四二六戸（二二五九人）、明治二十四年には四八三戸、明治四十二年には四七六戸（三二〇三人）と、その人口、戸数の推移が見られる。

役場は旧東和田村に設けられ、町村制施行以降明治四十五年まで一五人の村長によって村政がひきつがれた。交通は、万歳村より大久保、東和田、小貝野、平山をへて笹川に達する道路が主で、郵便物集配は萬歳局に属した。

村内には左右大神をはじめとする神社や、東徳寺、天福寺などの由緒ある寺院もある。また、十騎塚、四寺院跡、出陣台、六万部、夏方古戦場、化物坂、平常将の墓、平忠常の墓、大友城跡、堀掛城跡、御休場、前掛城跡、和田城跡、龍ヶ谷城跡などの歴史や伝承にまつわる名所旧跡が多い。

2 笹川村

これまで須賀山ほか二か村の戸長役場の管轄下にあった、須賀山、鹿野戸は明治二十二年の町村制施行によって合併され、笹川村となった(この時、同管下にあった新宿村は橋村に合併した)。笹川の村名は、古え「さつさかは」と言って須賀山の一部に属する要津の地名を冠したとも伝えられている。

面積五七二町余りで、地形はおおむね平坦で、利根川に注ぐ小流が、町の中央を貫通して、舟楫、灌漑の便がよい。西に年能台、東に龍神の丘台を控え、農業を主として商業がこれに次ぎ近村の物資の集散地としても重要であり、利根川沿岸にあって、漁業も盛んであった。主産物は、米、麦、繭、甘藷、醬油、淡水魚であった。

この地域は、明治四年に三六一戸(人口一九三三人)、明治二十四年に四二七戸、明治四十二年に五七二戸(三三三三人)の人口、戸数の推移を示し、明治四十年八月一日には、町制を施行して笹川町と改称した。

役場は須賀山にあり、明治期は町村制施行以降四十五年まで一〇人の町村長によって村政が行われていた。

交通は銚子から佐原、東京方面に通ずる街道と、神代村をへて万歳村に達する道路が縦横に貫通している。さらに利根川に面して、銚子から東京にいたる汽船が昼夜、寄港して、水運の便がよい。また、笹川郵便局が早くから開局されて郵便の集配がおこなわれていた。

村内には諏訪大明神があり、また、東福寺、西福院、妙幢院、延命寺などの寺院があり往古からの歴史を伝えている。龍神山、菰敷原、和尚塚なども古くから名所として伝えられている。龍ヶ谷には、東氏の居城であった須賀山城跡がある。また、この地域には天保水滸伝の遺蹟がある。

3 橋 村

青馬ほか六か村の戸長役場の管轄下にあった東今泉、石出、谷津、羽計、今郡、宮本、青馬の諸村と、今迄須賀山外二ヶ村戸長役場に属していた新宿村が、町村制施行によって合併されて、橋村となった。いずれも橋荘の旧土に属していたため、橋村と改称したと伝えられている。

総面積九二〇町余りで、利根川沿岸と台地にわたり、生業は農業を主として、利根沿岸での漁業がそれに次いでいた。米、麦、甘藷、繭、淡水魚、酒が主産物であった。この地域は、明治四年に四五二戸（二七六二人）、明治二十四年に五三一戸、明治四十二年に六五一戸（三九四四人）の戸数、人口の推移があった。役場は石出にあり、明治期は明治二十二年以降、七人の村長によって村政がひきつがれた。

交通は、佐原、小見川、笹川各方面より銚子にいたる街道が縦貫している。利根川の汽船による銚子、東京、茨城県など各方面への便にもめぐまれていた。郵便は笹川局の管下にあった。

村内には東大社があり、往古からの神域を保持している。雲井崎、旭が岡も知られている。羽計城跡、要害城跡なども村内にあり、吉祥院や長福寺、東林寺、秀藏院、彌勒院、持明院などがあった。

4 東城村

小南外四ヶ村戸長役場の管轄であつた小南、栗野、小座、夏目、八重穂の五か村が明治二十二年の町村制施行によつて合併して東城村となつた。古え東氏の城の所在地であつたのにちなんで東城村と改称したと伝えられる。

夏目、八重穂は低地に、ほかの地域は台地に所在し、総面積は八五九町余りで、米、麦、甘藷、繭、木綿を主な産物とした。

この地域は、明治四年には三七九戸(二二七四人)、明治二十四年には四七五戸(二六一四人)、明治四十二年には四四〇戸(二九八二人)となり、人口、戸数が変化している。

役場は小南に設けられ、町村制施行以降、七人の村長によつて明治期の村政がひきつがれている。

交通は万歳村より本村の中部を縦貫して、豊里村に通ずる道路と、小南より分岐して海上郡瀧郷村に達する道路が陸路の便を果たしていた。郵便は万歳局の管轄下にあつた。

村内には、津島神社、八幡神社、星宮神社などがある。寺院では鉄牛禪師で有名な黄蘗宗補陀落山福聚寺、真言宗円覚山藏福寺など、いずれも史実を秘めて現存している。沼闕城跡や栗野砦跡などの旧蹟もある。

(二) 村会とその機能

新村の誕生によつて、新しい村には村会がもうけられた。郡や県、内務省の監督や認可の規制のもとではあるが、選挙によつて選ばれた村会議員によつて村の自治が拡大された。

四か村のいずれの村でも一二人の村会議員が選任された。法令によって人口一五〇〇人から五〇〇〇人未満の村では、原則として一二人と定められていたことによるものであった。

町村制が施行されると各村々は、選挙原簿、選挙人名簿を作り村会議員の選挙を行った。村会議員の選挙権、被選挙権は直接国税を二円以上納める町村公民が保有し、議員は一級議員、二級議員に分けられて、それぞれ六人ずつの議員が選ばれた。一級議員は、個々の納める村税額を多額順に加算して、村税総額の半額以内に位置するところの納税額の多い人々によって選挙された議員である。二級議員は、それ以外の村税二円以上納める公民によって選ばれた議員である。選挙も、二級議員が先に行われ、その結果をみて一級議員の選挙が行われるのが通例であった。したがって一級議員は少ない得票でも当選できた。もし、六人で村税の半額を納めているとすると、この町村の場合、六人で六人の議員を選ぶという極端なことも可能となる。さらに、二級選挙を先にして一級選挙を後にするなど、富裕者への有利な選択権が与えられている。いずれにしても村会は地主を始めとした有力者の発言権が大きく反映されてきて、土地を持たない人や収入の少ない人には選挙権はあたえられなかった。議員の任期は六年であって、三年ごとに半数を改選した。

二十二年の町村制施行後、直ちに各村では村会議員の選挙が行われた。当時の資料に乏しいため詳しいことは明らかでないが、東城村では鈴木源助、鈴木松之助、向後儀人、遠藤芳藏、鎌形大助、高橋俊藏、鶴野沢本藏、荒木丈太郎、高森儀右衛門、宮内孝作（ほか不詳一名）のほか一名の欠員で、最初の村会議員を勤め、明治二十五年三月二十三日、町村制第十六条によって半数改選が行われた。その結果、二級議員では鈴木源助（再選）、鈴木松之助（再選）、鎌形大助（再選）、一級では高木啓助、菅谷佐門、宮沢平吉が選任され、欠員の補選では鈴木富藏が選任された。そして継続組の高橋俊藏、鶴野沢本藏、荒木丈太郎、高森儀右衛門、宮内孝作らとあわせて一二名が、以後三年間の東城

村の村会議員として選任されている(鎌形志郎家文書)。

笹川村でも、明治二十二年の議事録によると次の人々が村議として活躍している。高木惣兵衛、大後福治郎、鈴木竹松、多田賢藏、市橋庸助、小山富之助、野口進、五十嵐三藏、山本米松、常世田辰之助、向後佐右衛門、多田庄藏。そして同二十五年四月一日条文により、抽せんが行われ、一級では高木惣兵衛、多田栄治郎、鈴木竹松らが、二級では常世田辰之助、多田庄藏、大後福次郎らが解任となり、同月二十四日、半数改選の結果、二級では遠藤庄太郎(二七票)、大後福治郎(二二票)、常世田辰之助(一一票)が当選した。一級では、林忠藏(四票)、常世田辰之助(四票)、大後福治郎(四票)が当選した。実はほかにも四票の得票者が二名あったが、年長者順ということで右の三名の当選が決定した。しかし、この時は同時に両級の選挙を施行したため、大後福治郎、常世田辰之助が両級とも当選している。そのため本人の選択によって二級議員を取ったため、一級議員二名の不足となり、五月二日、再度、一級議員の選挙が延命寺で行われ、多田栄治郎(八票)、多田庄藏(六票)が当選した。こうして継続組、市橋庸助、小山富之助、野口進、五十嵐三藏、山本米松、向後佐右衛門、それに新たに選任された、遠藤庄太郎、大後福治郎、常世田辰之助、林忠藏、多田栄治郎、多田庄藏の一二名が明治二十五年から三年間の笹川村の議員となっている。

明治三十一年、橋村々会議員半数の改選選挙を見ると、九月四日に二級選挙が行われ、投票人総数三四五人のうち五四人が棄権し、無効票が一七票あり、伊井量之助(一六五票)、小林貞藏(一六五票)、岡野慶藏(一六三票)の三名が当選した。次点の人は一〇六票であった。つづいて九月五日、一級選挙を、投票人名総数七七人によって行い、谷木幸作(四一票)、小沢兼吉(四一票)、横田平左衛門(三四票)の三名が当選した。次点の人は三三票であった。このようにして六人の議員が選任されている。

明治二十五年の笹川村会議員の改選には、有権者が根方に二三名、仲内に二二名、大木戸五〇名、宿浜三六名、新

田二二名、菰敷二四名、鹿野戸四三名、合計二二〇名、そのうち一四二名が投票しており、一級議員は二級議員の三分の一の得票で当選している。明治三十七年には二六八名の有権者のうち二三一名の投票によって選ばれ、二級議員は五一票以上で当選、一級議員は七票で当選している。

橋村の三十一年の選挙においても二級議員は、三四五人で三名を選び、一級議員は七七人で三名を選出している。二級議員は一六〇票で当選したのに対し、一級議員は三〇票台で当選しており、多額納税者の発言権が強かったことを示している(宮沢靖夫家文書)。

このような選挙によって成立した村議会によって村長、助役、それに各常設委員、区長およびその代理者にいたるまで、選任された。選任されたこれらの人々はすべて名誉職として、村の行政、自治を運営していった。村会では、こうした人選のほか、村内の諸条例などが決定され、村の予算が組まれた。村会によって村政の方向づけがきまるとうになった。

一般に村会は村長が招集して、議員の意見を求めるのが通例であった。村会の運営は、議員の三分の二の出席があれば開かれ、その過半数の賛成によって議決できた。しかし、その実施にあたっては承認を受けることが必要であった。内務省や県、郡の監督と指導の下に行われた自治であった。笹川町役場文書によれば、明治期笹川町で施行された条例などには、次のようなものがあつた。諸給与規定(明治三十六年三月議決)、学務報酬額規定、笹川村工事入札請負規則、教員賄料療治料住宅料支給規定、小学校授業料規定(明治三十四年十二月可決)、村税賦課徴収規定(明治三十四年十二月可決)、公告条例(明治三十五年六月許可)、笹川村徴収督促条例(明治三十六年三月許可)、笹川村基本財産蓄積条例(明治三十六年三月可決四月許可)、笹川村使用料条例(明治三十六年三月議決)、役場処務規定(明治三十六年四月認可)、基本財産管理規定(明治三十四年十二月可決明治三十六年七月許可)、笹川村基本財産其他財産管理規程(明治三十六年

十月議決十月認可)、伝染病予防救治ニ従事スル吏員手当金及賄費支給規定(明治四十年一月議決)、笹川町書記及附屬員服務規定(明治四十年十二月付郡長認可)、役場処務規定(明治四十二年二月認可)、給与規定(明治四十二年九月議決)

以上の条例等を見ると、村会の決議後、郡長などの認可が行われて施行されている。

また、明治二十五年四月二十四日の、東城村会の議案(鎌形志郎家文書)を見ると次のようである。

第一条 村會議員選挙法ハ人口ニ応シ過不足無ク平準ヲ失ハズ予メ各区人民選出競争弊ヲ防ギ、且ツ村治ノ安和ノ基ヲ立ツ可キ事

第二条 村會議事録ヲ編製シ置キ緊要ノ事項ハ必ラス之レニ登録シ、後來ニ継続セシメ考安ニ備フヘキ事

第三条 衆議員、県議員、村會議員選挙名簿調製ノ際ハ各区ノ区长ヲ調査委員トシテ之レニ立会ハシムル事

第四条 村内各区ニ農業上熱心ナル実業ヲシテ勸業委員トシテ各区五名ヲ選挙セシメ、農学士若クハ実業老練家等ノ派遣アルトキハ諮問又ハ質問ニ応シ、其事実ヲ区内人民談話シテ、各自農務ニ裨益アラシムベキ事

すなわち、村会の選挙や運営は、一般住民にとっても身近かなものであることがわかる。また、各区間の対抗的な意識がかなり強く支配していた実状がうかがわれる。このため、第一条などを見ても、村内の和合についての配慮がみられ、村会運営上、または村発展への姿勢の一面が示されている。

(三) 村々の予算

村会の大きな仕事に予算の決定がある。当時の資料を見ても、明治二十二年以降、明治後期におよぶにしたがっ

て、その経費が膨張の一途をたどっている。

政府は不要公課村を理想とし、基本財産よりの収入や手数料などを主として、その不足分を村税によって徴集することを指導した。しかし、収入は村税によって賄われる部分が大部分であった。村税も国税との競合を防ぐため、制限を加えられていた。それでも予算の膨張は、その制限内では賄いきれない事態も生じた。

笹川村は、次の資料によってもわかるとおり、地租の基本となる土地が狭隘なにかかわらず、教育費、衛生費の膨張を理由に、制限を越えた村税の賦課を村会が決定し、次のような稟請書（笹川役場文書）を県に提出している。これは明治三十年前後、毎年繰り返されている。数少ない資料のみで深く知ることとはできないが、当時の村子算の一端をうかがわせるものである。

笹川第三一号

地租制限外課税許可稟請

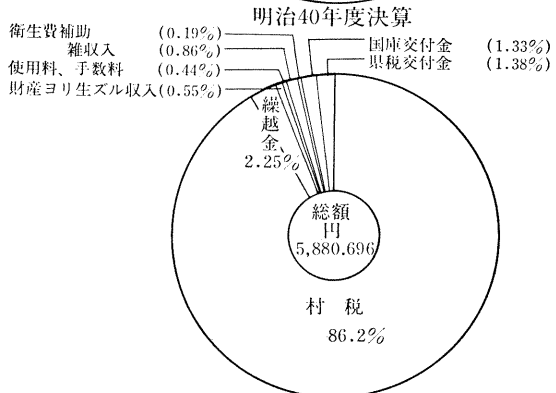
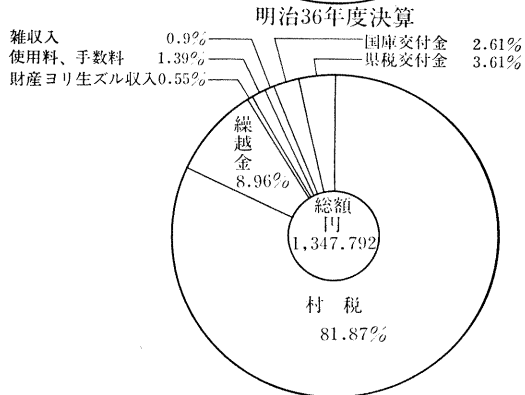
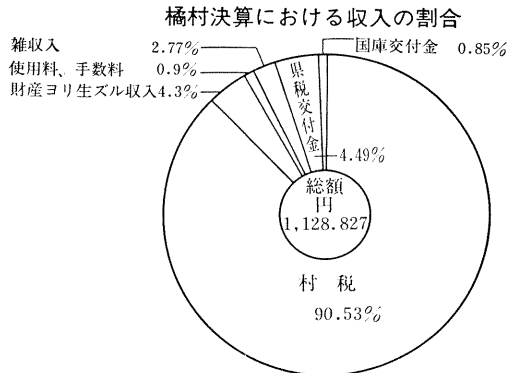
当笹川村、明治三十三年度歳入出予算金貳千百九拾三円七拾七錢貳厘、之レカ村税トシテ賦課スルモノ、内地価割金八百九拾八円六拾七錢貳厘ニシテ地租金壹円ニ付金三拾六錢ノ課率ヲ要スルニ至ルハ本村会一致、之レガ必要ヲ認め、議決候間、地租制限超過ノ義、御許可相成度、別紙書類相添稟請候也

明治三十三年四月十一日

香取郡笹川村長 五十嵐莊太郎

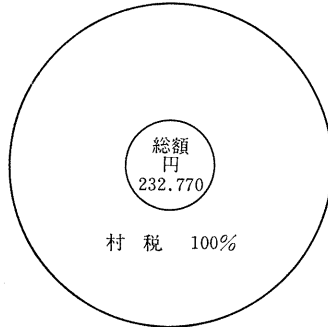
千葉県知事阿部浩殿

第23図 各村々の収入割合

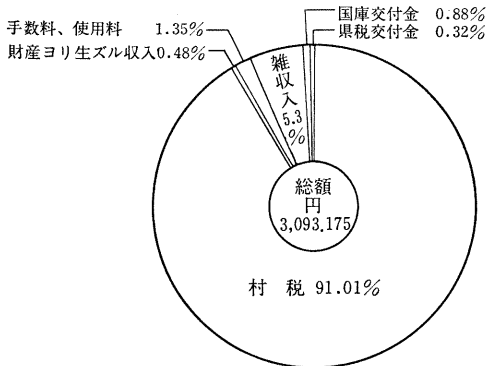


明治44年度決算

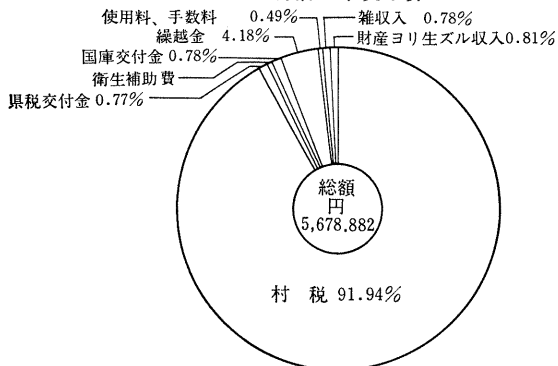
東城村予算の収入の割合



明治22年度予算

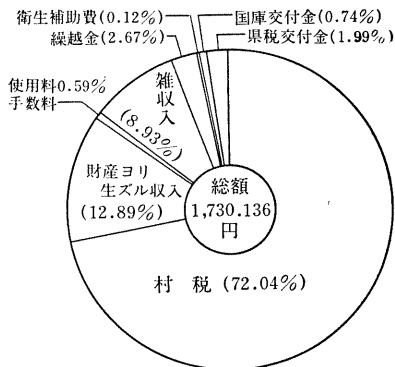


明治40年度予算

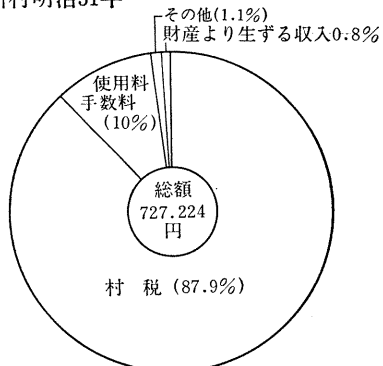
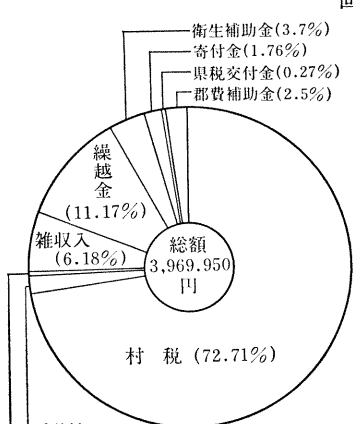


明治44年度予算

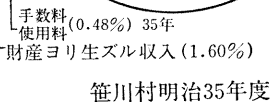
笹川村予算の収入の割合



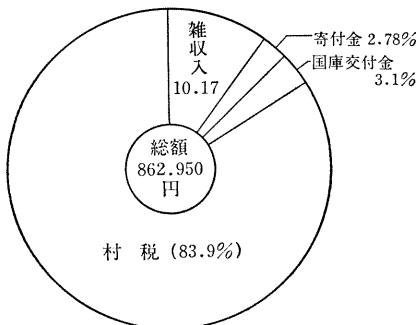
笹川村明治31年



笹川村明治22年



笹川村明治35年度



笹川村明治27年

理由書

当笹川村、明治三十三年度經常費、村税地価割ニ於テ地租五分ノ一ノ制限ヲ超過スルニ至ルヤ本村ハ僅カニ地価金十萬ニ充サル村落ナルモ比較的人口多キカ故ニ先年尋常小学校へ高等科ヲ併置シ、教育ノ普及ヲ計リ、尔來年々生徒ノ増加ニ伴ヒ教育費ニ於テ經常費ノ五分以上ヲ占ムルニ至リ、且ツ近年諸物価高騰ヨリ自然需用供給ニ影響シ、為メニ本年ハ地租五分ノ一超過金三百九十九圓四十一錢ノ課税ヲ要スルニ至ルハ、畢竟之レガ經費ノ必要ハ免レザル次第ニ有之候、依テ地租制限外課税ノ許可ヲ稟申スル所以ナリ

笹川村明治三十三年度歳入出総計予算

歳入

一金貳千貳百九拾參円七拾七錢貳厘

歳入予算高

一金貳千貳百九拾參円七拾七錢貳厘

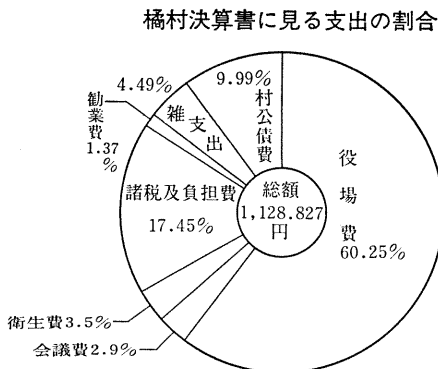
經常費予算高

歳入出差引ナシ

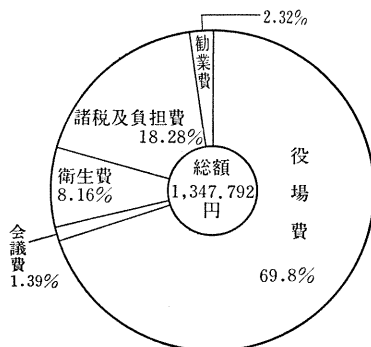
(後略)

この膨脹は何に起因したものであったのか。笹川村の稟請書には教育費や度重なる伝染病による衛生費、それに土木費があげられているが、しかし、土木費、衛生費などはそれほどの膨脹ではない。それに反し役場費などは全体的な比較から見れば、年を追って少なくなっているものの、その占める位置は大きかったのである。教育費と役場費をあわせると、七〇〜八〇%におよんでいる。それに対して勸業費などは、わずか一%にもみたくない時もあり、多くても四%に過ぎない。土木費なども、笹川村などでは、最高八%の時もあるが、それ以下で推移している。橘村にお

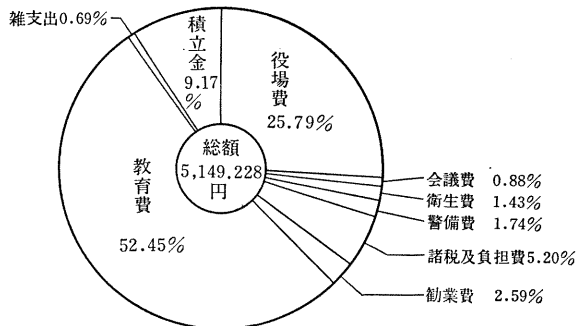
第24図 各村々の支出割合



明治36年度 但し教育費は別

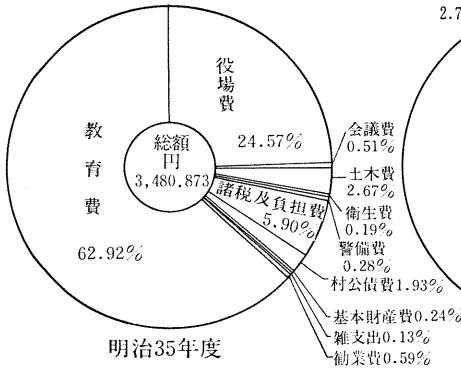


明治40年度 但し教育費は別

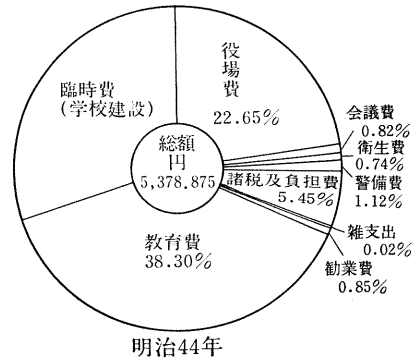
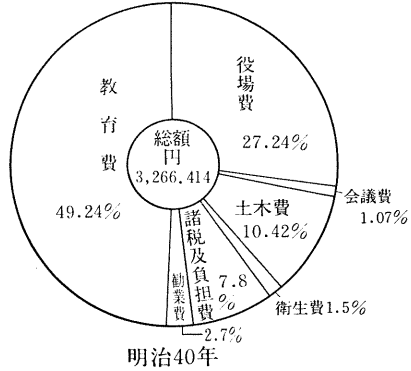
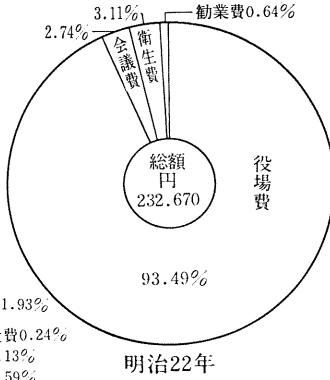


明治44年度決算 (教育費を含む)

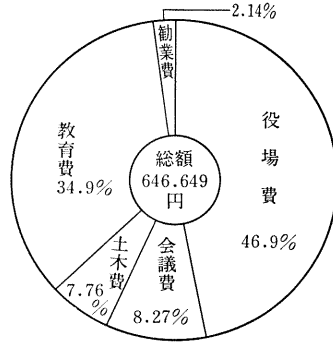
笹川村決算に見る支出の割合



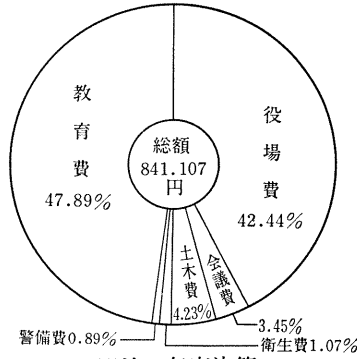
東城村支出の割合



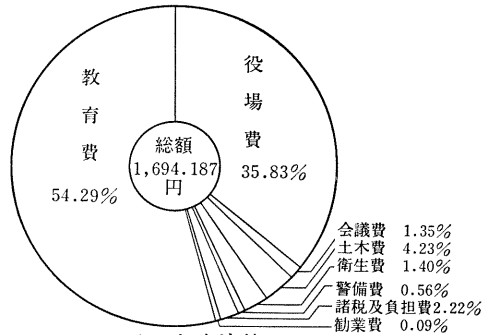
笹川村決算に見る支出の割合



明治22年度決算



明治27年度決算



明治31年度決算

二書記給料	一六・〇〇〇	二五・〇〇〇	二項治水	四五・八五九	五〇〇・〇〇
三收入役給料	六・〇〇〇	六・〇〇〇	一用悪水路修繕費	三六・四七五	四〇〇・〇〇
四使丁給料	八〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	二埋樋関棹修繕費	七六・四〇〇	一〇〇・〇〇
第二項雜	二七・元〇〇	二九・〇〇〇	第四款教 育	二、一九・五三三	二四六・八六〇
一旅	二・〇〇〇	三・〇〇〇	第一項 笹川尋小高等学校費	一九六・〇〇〇	一九九・八六〇
二報	二五・五〇〇	三三・〇〇〇	一教 員 俸 給	一、二五・八八〇	一、五三・〇〇〇
三實費弁償額	四九・九〇〇	五〇・〇〇〇	二教 員 手 當	三〇〇・〇〇〇	三六〇・〇〇〇
第三項需用	一五・〇〇〇	二九・五〇〇	三小 使 給 料	四六・〇〇〇	四三〇・〇〇〇
一備 品	三三・元〇四	三五・〇〇〇	四教 員 旅 費	二四八・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇
二消 耗 品	八・三〇〇	八・三〇〇	五教 員 恩 給 基 金	八・〇〇〇	一五・一三〇
三賄 信 運 搬	一〇・五〇〇	一〇・五〇〇	六慰 勞 金	二六・〇〇〇	三〇・四〇〇
四通 信 運 搬	一六・〇〇〇	一八・〇〇〇	七賞 与 費	三〇・九二〇	三〇・〇〇〇
五雜	二・〇〇〇	二・〇〇〇	八備 品 与 費	二二・六三三	七〇・〇〇〇
第四項常時修繕費	二四・四〇八	二〇・〇〇〇	九消 耗 品 搬 費	一〇三・四三三	八〇〇・〇〇〇
一役場修繕費	二四・四〇八	二〇・〇〇〇	十通 信 運 搬 費	三〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇
第二款 會 議	一八・七〇〇	二五・二〇〇	十一賄 宅 費	三六・五〇〇	三六・五〇〇
一議員実費弁償額	一〇・五〇〇	一四・四〇〇	十二住 宅 料	一七・〇〇〇	三〇・〇〇〇
二書記給料	一・八〇〇	三・二〇〇	十三雜 費	九・九六〇	五〇・〇〇〇
三消耗品費	三・五〇〇	四・〇〇〇	十四校舎修繕費	二四八・九三三	一〇〇・〇〇〇
四雇 人 料	一・八〇〇	二・四〇〇	第二項 笹川農業補習学校費	二五三・五三三	五七・〇〇〇
五雜 費	〇	一・三〇〇	一教 員 俸 給	一〇〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇
第三款 土 木	三三・六六六	三三・〇〇〇	二備 人 料	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇
第一項 道 路	四七・四七	四七・〇〇〇	三教 員 旅 費	二六・六六〇	二〇・〇〇〇
一道路修繕費	二九・四八	二七・〇〇〇	四賞 与 費	六七・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
二橋梁修繕費	一七・九八九	一六・〇〇〇	五備 品 費	三・九一五	七五・〇〇〇

第四節 村政のあゆみ

第九款	三	二	一	第八款	二	一	第七款	一	第六款	七	六	五	四	三	二	一	第二項	一	第五款	八	七	六
村公債費	郡費	県費	地諸税及負担	害虫駆除予防費	農會補助費	勸業防費	水警備費	修繕運搬費	通通信品費	消耗品費	備用品費	賄品費	手備当	手備給	傳染病予防費	需用費	雇給	第一項種痘諸費	衛生費	修繕費	実習費	消耗品費
七・三〇・〇	一九・七・二	二・五・〇	三・五・〇	二〇・五・二	二〇・〇・〇	二〇・〇・〇	一〇・〇・〇	一〇・〇・〇	〇	〇・九・五	〇	〇	〇	〇	一・四・〇	〇	四・〇・〇	四・八・〇	六・四・〇	三・一・五・〇	七・〇・三・五	三〇・四・三
七〇・〇・〇	二〇三・〇・〇	二・五〇・〇	三・六〇・〇	二〇九・〇・〇	三〇〇・〇	二〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一・〇〇・〇	八・〇〇・〇	五・〇〇・〇	五・〇〇・〇	六・〇〇・〇	七・〇〇・〇	六・〇〇・〇	四・〇〇・〇	五・〇〇・〇	六・五〇・〇	四・〇〇・〇	四・〇〇・〇	二・〇〇・〇	二五・〇・〇

第86表 橋村(明治四十四年度)決算

第一公債償却費	三・三〇・〇
第十款基本財産費	八・五・一
一積立金	八・五・一
第十一款雜支	四・七・九
第一項過年度支出	四・七・九
一三十四年度衛生補助金	四・七・九
一過上返納分	四・七・九
第十二款予備費	三・四六・八七三
合計	四一・七〇・四・五

第86表 橋村(明治四十四年度)決算

科	目	決算	予算
第一款	財産ヨリ生ズル収入	三・七・八	三・七・八
第一項	債劵利子	三・七・八	三・七・八
第二項	預ケ金利子	九・〇〇・〇	九・〇〇・〇
第三項	貸地及手数料	二六・〇〇・〇	二六・〇〇・〇
第二款	使用料及手数料	二六・〇〇・〇	二六・〇〇・〇
第一項	督促手数料	二六・〇〇・〇	二六・〇〇・〇
一	督促手数料	一・〇〇・〇	一・〇〇・〇
二	戸籍手数料	三・〇〇・〇	三・〇〇・〇
第三款	雜收入	五・〇〇・〇	五・〇〇・〇
一	小学校生徒授業料	五・〇〇・〇	五・〇〇・〇
二	石出、東尋常高生授業料	五・〇〇・〇	五・〇〇・〇

第四款 緑越金	五四・四・一	一五〇・〇〇
第一項 前年度緑越金	五四・四・一	一五〇・〇〇
第五款 県税補助金	二・五・〇	一六・六・六
第一項 衛生費補助金	二・五・〇	一六・六・六
第六款 国税交付金	六・六・〇	二五・七・〇
第七款 県税交付金	六・六・七	二六・八・四
第八款 村	五〇六・七・〇	四・八・三・七・五
第一項 地価	一、四三・八・〇	一、四四・三・五
第二項 国税營業割	四三・六・〇	三・五・〇
第三項 県税營業割	二八・七・〇	三・五・五・〇
第四項 戸別割	三、二八・三・〇	二、八九・四・〇
第五項 所得割	一、〇六・八・〇	一四・〇・〇
合計	五、八〇・六・六	五、二三・九・三

歳出(經常費)

第一款 役場	円錢厘	円錢厘
第一項 給	一、三六・五・〇	一、四八・八・〇
一 助役給	四七・八・〇	五三・五・〇
二 書記給	二〇・〇・〇	二〇・〇・〇
三 収入役給	一三・〇・〇	一九・〇・〇
四 使丁給	二〇・〇・〇	三〇・〇・〇
五 雇員給	四〇・〇・〇	四〇・〇・〇
五 雇員給	一、八〇・〇	三・七・五・〇
第二項 雜	五〇・九・三・〇	四三・二・〇・〇
一 旅費	一〇一・〇・〇	九五・〇・〇・〇

二 報人	三〇・〇・〇	二九三・〇・〇
三 雇員	三三・五・〇	二五・〇・〇
四 実費弁償	二四・七・〇	八〇・〇・〇
第三項 需用	二九・〇・〇	三三・五・〇
一 備品	四四・四・五	一〇〇・〇・〇
二 消耗品	一三・五・五	三〇・〇・〇
三 賄運搬	三六・〇・〇	三六・五・〇
四 通信運搬	三五・六・〇	三六・〇・〇
第四項 常時修繕	三〇・〇・〇	三〇・〇・〇
一 修繕	四三・五・〇	三〇・〇・〇
第二款 會議費弁償	四・〇・〇	六九・〇・〇
一 議員實費弁償	七・〇	九〇・〇
二 書記給料	一・〇・〇	一・〇・〇
三 消耗品	二、七〇・九・一	二、五五・一・〇
第三款 教育費	一、四九・〇・三	一、三三・六・〇
第一項 石出尋常高等小学校	九六・〇・〇	九六・〇・〇
一 教員給料	一〇・〇・〇	一〇・〇・〇
二 小使給料	二〇・八・〇	五五・〇・〇
三 教員旅費	七・六・〇	九六・〇・〇
四 教員恩給基金	六・三・〇	八二・五・〇
五 備品	六・六・九	四〇・〇・〇
六 消耗品	一・七・〇	二・五・〇
七 通信運搬	九・九・〇	八・〇・〇
八 生徒療治費	九・九・〇	八・〇・〇

第一郡	費	負擔	二六・〇〇九
第十款	雜支	出	一〇〇・〇
一	過年度	追払金	一〇〇・〇
第十一款	積立	金	四七・三・三八
第一項	学校新築	積立金	四七・三・三八
第十二款	予備	費	二四・六・五・五
計			五、〇五、四七・八
			五、〇八、九〇・三

第一款	補助金	六〇〇・〇	六〇〇・〇
第一項	農會補助金	三〇〇・〇	三〇〇・〇
第二款	名寄帳訂正費	三五・七・〇	三五・七・〇
第一項	名寄帳訂正費	三五・七・〇	三五・七・〇
計		九五・七・〇	九〇・〇・〇
合		五、二四、九・五・八	五、二八、九〇・三

村の公共事業費支出の制約は、その多くの部分を各区にゆだねる結果をまねいた。ここでは一々書きあげられないが、道路改修や橋梁の設置、学校や公共施設など、ことごとくに区からの労力や寄附金の提供のあったことが、各帳簿から数多く見出される。反面、区費などを見ると、土木、衛生、連絡などの費用が多く計上されていることは対象的である。さらに、社寺の補修や祭典、それに慣行行事に及ぶまで、区の負担として施行されている。これは第87・88表にも示されている。このことは、一面、生活圏として独立したまま、村に内包された区の実状を物語るものである。

さらに村の収入の面で、税収入は、当初はほとんど全体の九〇%という高い率を占め、漸次、税外収入の増加によって比率が低下してはいるものの、やはりそれが全体的には高い比率にあることを物語っている。

また、税負担の方法は、日清・日露戦争を通じての予算の膨張にしたがって、地価割負担と戸数割負担の比率が逆転して戸数割負担の占める比率が増大していくのが目立っている。

第87表 明治31年窪野谷区費支出表（窪野谷区有文書）

第四節
村政のあゆみ

項 目	金 額	備 考
	円 銭	
土 木 費	3.29.5	橋, 土管
清 潔 法 費	2.94.0	薬品, 用具, 食費
兵 士 送 迎 費	2.54.9	旗, 酒, 生徒への礼, 設営
退 職 教 員	1.70.0	慰労金
脚 夫 賃	1.50.0	租税, 徴兵, 選挙, 清潔法, 学校, 種痘, 祭礼, 農会, 農事, ……の連絡
祭 礼 費	81.0	神社祭事の資材その他
会 議 費	78.0	茶菓, ローソク, 食事
使 用 人 給	60.0	区費取立, その他
事 務 用 品 費	36.0	紙 筆
埋葬検印につき	32.0	役所出頭の食費
消 防 費	24.6	ローソク
租 税	16.5	村税, 地方税, 地租
虫 供 養 費	7.5	酒代
雑 費	1.75.0	生徒への礼, 農会行事参加, 見舞金
用 立 費	4.00.0	
計	21.09.0	

第88表 明治25年東和田区諸入費賄控簿による支出表（上代金吾家文書）

三〇九

項 目	金 額	備 考
	円 銭	
神 社 関 係 費	2.75.0	寄附, 祭礼, 祈寿
衛 生 費	2.23.0	天然痘予防, 種痘, 祈寿, 清潔法
土 木 費	1.99.0	橋, 用具, 食費
租 税	1.94.2	地租, 村税, 地方税
脚 夫 賃	1.08.0	衛生, 学校, 選挙, 農会, 社寺, 租税, 区会…… 通知
兵 士 送 迎 費	1.00.0	酒
事 務 用 品 費	64.0	ろうそく, 紙
消 防 費	28.0	ろうそく
雑 費	29.0	提灯, 年始用紙
	12.20.2	

第89表 橘村収入に占める戸別割・地租割の比率

年 度	戸 別 割	地 租 割
	%	%
明治28年	33.2	59.8
30	22.9	62.4
35	23.2	58.2
37	20.4	54.1
38	24.4	46.7
40	31.8	37.8
43	33.9	31.7
44	52.8	25.0

第90表 笹川村収入に占める戸別割・地租割の比率

年 度	戸 別 割	地 租 割
	%	%
明治22年	5.2	48.2
23	6.8	58.9
27	17.7	56.16
30	13.9	44.7
35	18.2	37.5

(四) 郡会議員

明治二十二年の市制、町村制に続いて、翌二十三年五月に府県制、郡制が制定された。郡はそれまで自治体としての組織をもったことがなく、地理的名称に過ぎなかった。明治十一年の郡区町村編制法で、郡は郡長の支配する区域となったが、それは行政区画であって、自治体的性格はなかった。しかし、この府県制、郡制の制定によって自治体としての郡が置かれることになった。郡は県知事、内務大臣の監督のもとに、郡長が郡会や郡参事会の決議を施行し、郡有財産の管理や郡の事業を執行した。

郡会議員は、郡内各町村会議員によって選ばれた議員が三分の二、別に地価一万円以上の大地主の中から選ばれた議員が三分の一という割合によって構成され、一般町村民は直接選挙に参加することができなかった。しかし、それ

は明治三十二年三月になって改定され、選挙権は国税三円以上を納める郡内町村の公民、そして、被選挙権は国税五円以上を納める郡内町村公民と改定された。原則として各町村ごとに（あるいは数か村一区域として）選出された。明治三十六年九月の笹川村の郡会議員の選挙録によると、森山村、笹川村の二か村が第三選挙区として笹川小学校で投票が行われ、二名が立候補し、議席一名を争い、一〇八票対九四票で五十嵐莊太郎が当選している。東庄地域から選出された明治期の郡会議員には次の人々がある。林正義、五十嵐莊太郎、伊井量之助、遠藤三左衛門、向後昇、上代麟五郎、大柳與平である。さらに、多部田子之助、鎌形治郎、遠藤利位がつづいて大正期にいたる。

(五) 県会議員

千葉県では県議会の動きが早くから見られ、明治六年、千葉県議事規則が定められ、さらに翌七年千葉県議会条例に改められて運営されていた。その後、明治十一年に府県会規則が制定され、全国的に法制化された。やがて町村制施行の後、明治二十三年に府県制が実施され、さらに三十二年に新府県制が施行され、その制度が進展していった。明治期、東庄地域の、県会議員は次の人々である。

(氏名)

(出身地区)

(在任期間)

岩田藤兵衛

(石出)

明治九年十三年十四年十六二十三年

遠藤誠一

(青馬)

明治十七年

林正義

(笹川)

明治三十六年四十年

五十嵐莊太郎

(笹川)

明治四十年四十四年



佐原区裁判所東城出張所

(六) 佐原区裁判所東城出張所

明治二十六年十一月、小南に設置され、東城村、万歳村、橘村、豊里村の登記事務を行った。大正二年四月、八日市場区裁判所東城出張所と改称、初代の書記には羽計利柄が就任した。